

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
太成学院大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	47
基準 4. 教員・職員	66
基準 5. 経営・管理と財務	76
基準 6. 内部質保証	88
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 大学の使命・目的に基づいた高等学校と連携の取組み	95
基準 B. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み	96
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	111

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神と基本理念

学校法人天満学園(以下、本学園とする。)は創立者である足立喜三郎初代理事長によって、昭和 10(1935)年に、建学の精神「教育は徳なり」を教育の理念として、徳の形成、人格の形成こそ教育の原点とする教育研究を推進する学園として創立された。

昭和 9(1934)年当時の大阪は、室戸台風が近畿地方を直撃し、死者・行方不明者 3,036 人、家屋全壊流出 4 万戸という大被害をもたらした。創立者は、その被害による経済不況が続くなかで、私学独自の教育の重要性を痛感し、人材育成のため、学問にゆかりの深い大阪天満宮の西北約 500m の地に学園を創立し現在に至っている。

設置する学校は、太成学院大学(以下、本学とする。)、太成学院大学高等学校、太成学院天満幼稚園、太成学院大学歯科衛生専門学校との 4 部門ある。大学は昭和 62(1987)年に当時大阪府下で唯一の男女共学の経営情報学科を設置する大阪短期大学として開学し、平成 10(1998)年に定員の一部を改組転換により四年制大学を開学し、「理論と応用・実践のバランスのとれた実学としての情報教育」を通して「創造的人材」を育成することを目標に、先見性と創造性を養い、問題発見、分析、解決により、経営方針の意思決定までができる人材の育成をめざした経営学部とし、平成 15(2003)年には、大阪短期大学を改組し、人間学部(心理学科・人間文化学科)として認可を受け、人間を理解するとはどういうことかを共に考え、人間の心を探究しながら、社会に広く貢献できる人材育成教育をめざした。経営学部・人間学部に教育職員免許法及び施行規則に基づく教員免許課程の認定をうけて前進し続けている。また、平成 19(2007)年には看護学部を新設し、更に養護教諭免許課程の認定を受けた。さらに平成 24(2012)年には人間学部を 3 学科(子ども発達学科、健康スポーツ学科、人間心理応用学科)に改組した。平成 28(2016)年度に人間学部人間心理応用学科の学科名称を「心理カウンセリング学科」に変更した。

時代とともに教育の充実を図り、「徳の形成、人格の形成こそ、教育の原点である」という教育に対する熱い思いは、今も変わることなく受け継いでいる。

2. 大学の使命・目的

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいて、学生の教養及び専門知識を高めるよう努めるとともに、学生の主体的学修態度を助長し、同時に建学の精神に基づいて、学生に偏見のない柔軟な、礼儀正しく思いやりのある人格を育て、もって平和な社会に寄与することを目的とする。

学部・学科は「建学の精神」、「教育目的」に沿って、「ディプロマ・ポリシー(卒業要件・学位授与の方針)」、「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」、「アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)」を一体的に策定し、公開している。

3. 大学の個性・特色等

建学の精神「教育は徳なり」の教育理念を基に、「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学全体の基本コンセプトとし、「多様化・個性化が重視される現代の学生一人ひとりにそれぞれの夢、希望があり、それぞれの夢、それぞれの希望をかなえる努力する大

学」であり“偏差値”だけで語られない、「個性」で語られる大学として教職員が学生の「個性」を育み、学生の可能性を発見し、伸ばすための「学び」の達成感と成長実感を得る支援体制をとっている。

太成学院大学の学び

本学での「学び」は、「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を実現するために「大学で学ぶことの『意味』を理解する」、「大学で学ぶことに『目標』を持つ」、「大学での学びに『挑戦』する」この3つのことを入学時のオリエンテーションで説明し、「学ぶ」ということへの動機付けを行っている。その後、幅広い視野と社会人としての基本的な知識を修得する「教養教育」、社会で即戦力として活躍するために段階的に分野ごとの知識を深める「専門教育」、そして学生の「多様性」や「個性」の学びのための「サブオプション」の科目で多様な学びを実現している。この教育体制により、社会に通用する即戦力と、多角的視点、豊かな人間性を備えた人材を育成している。また、小規模大学としてのメリットを活かし、学生一人ひとりの個性や学びの進捗を把握しながら指導にあたる教育を導入している。一般の大学では基礎から専門教育へ移る時に授業内容が不連続になり、躓く要因になるが、本学では専門・応用科目の教員が基礎・基本科目から指導するため、学生は授業を段階的に理解できる。わからないことがあった場合にも、学生が教員に相談できる体制をとっている。

相談体制「フラットとホット～あなたの未来相談室～」

本学は、学生にとって「居心地のよいセカンド・プレイス」としての大学を目標としている。「居心地の良いセカンド・プレイス」づくりとして日頃から種々、多様な悩みや不安等を抱えながら大学生活を送る学生に対する相談・支援体制として“気軽に相談できる場の提供”を目的に「フラットとホット～あなたの未来相談室～」を設置、開室している。

「フラットとホット～あなたの未来相談室～」は事務職員を中心に運営し、早期の段階で学生を支援する体制とし、学生たちの将来の目標や希望をかなえるための一助としている。

資格・免許取得支援

学生の“未来の可能性”を広げるために資格取得を支援している。「資格・就職支援センター」では「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」の主旨にそって学生の将来の目標や希望をかなえるため、資格対策講座を設置している。資格対策講座の受講により資格を取得した場合、開講されている「総合教養科目」、「専門教育科目」の授業科目の単位として認定している(人間学部・経営学部対象)。さらに資格取得者には合格奨励金の支給制度も設けている。

アドバイザー制度／アドバイザー教員／アセンブリ・アワー

本学は、修学支援及び学生と教員の交流を深めることで、学生生活の充実に貢献することを目的としてアドバイザー制度を設けている。

アドバイザー教員は「アドバイザー制度運用マニュアル」に則って、学生の大学生活スタートから4年間の学生生活と就職の取り組みまでを完全に支援する。

講義の受講方法などの学びに関することや、生活面での不安や悩みにも、アドバイザー教

員が相談に応じ、個別に支援を行う。クラス又はユニットごとに1人のアドバイザー教員を配置し、学生と日常的にコミュニケーションをとり、個別相談にも対応する。

アドバイザー教員からの指導の場として設けられているのが「アセンブリ・アワー」、「ゼミ」である。週に1度、基礎的な学修スキルや社会の一員として活躍するために必要なこと、「学び」に対すること、汎用的能力の醸成に関すること、就職活動に関するプログラムなどを学修し、アドバイザー教員が修学上重要な連絡や学生生活に関するアドバイスをするための科目として位置付けている。

ICT 環境整備

ネットワークを利用した学生・教員の個人専用ポータルシステム「My TGU.net」は、履修登録から求人票検索、授業での双方向の情報交換まで、多彩な機能を有している。加えて、学生の学修支援システムであるLMS(Learning Management System)として「TGU e-Learning System」を導入し、授業の事前事後学修や課題提出等に活用し、授業を含め大学内外において学修支援を行っている。

学生全員にICカード学生証明書(以下、IC学生証とする。)を持っており、そのIC学生証を利用した出席確認システムにより、学生の出欠は即時把握でき、適切な支援を行える。

本学のネットワーク(TGU.net)は学術情報ネットワーク(SINET)を經由して学外と接続されており、キャンパス内に設置されている250台以上の学生用パソコンから学外への接続が可能である。また、無線LAN(TGU Pocket WiFi)のアクセスポイントをキャンパス全域に設置し、ノートパソコンはもちろんiPadやスマートフォンからもインターネット接続が可能である。

上記のとおり、本学では学生が時間や場所にとらわれず主体的に学べる環境を整え、学修意欲の向上を支援している。これらのシステムの整備・増強は「令和5年度 ICT活用推進事業整備」をはじめとする私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))に係る事業として採択され、取り組んでいる。本学ではシステムを一層進化させるための方法を継続的に検討し、推進している。

教職・教育支援センター

「教職・教育支援センター」で「大学の学び」を知り、教師への夢を入学直後から支援する。「教職・教育支援センター」では、入学時に戸惑いを感じている学生を支援し、4年間の充実した教員養成課程を送るための支援を行う。今までの知識の再修得やレポートの書き方、健全な学生生活リズムの構築など多岐にわたり、学びの質を高めるために支援を行っている。また、本学は幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭を目指す学生が多いことが特長である。そうした学生の夢をかなえるために、教員採用試験対策や面接対策など、あらゆる面から支援している。大学での学びがより充実し、達成感を味わえるように「わかる授業」の積み重ねで「わかる授業ができる教員」を育成する。

教員採用試験対策

本学は教員を希望する学生に多彩な教員採用試験対策講座を実施している。実施内容として、各教育委員会の教職員人事担当者による本学での教員採用選考テストの説明会、筆記試験対策として過去問の実施、教員採用試験面接試験に対する心構え、面接試験の応答ポイント、個人面接・学生同士の模擬面接等を実施している。令和 3(2021)年度の教員採用試験では、大阪市 1 名、羽曳野市 1 名、高知県 1 名、令和 5(2023)年度の教員採用試験では大阪市 1 名、福岡県 1 名の計 2 名が試験を突破している。また、教員免許を取得し教員を希望した学生は、小学校、中学校・高等学校で講師として活躍している。教員を目指す学生が教員免許を取得するために筆記試験対策や、重視される傾向にある人物評価の対策にも重点を置き、充実した内容の対策講座を実施して、全面的にバックアップしている。

就職支援

4 年間の完全就職支援プログラムで、教員、職員、外部講師が多方面から支援している。本学では、2 年次からキャリア教育を実施し、段階的な進路支援を展開している。セミナーやガイダンスを実施し、様々な業種の企業が本学を訪れ、学生は直接質問することができる内容等で実施している。これらの取組みは、進路を見極める絶好の機会となり、このセミナーから採用につながったケースも少なくない。さらに本学では就職に有利となる多彩な資格を取得するための講座も用意し、個々が希望の進路をかなえられるよう、支援している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 62(1987)年度	大阪短期大学を創設し開学(経営情報学科) 大阪府下全域の短期大学で初めて経営情報学科の教育課程をもつ短期大学として開学
平成 2(1990)年度	大阪短期大学 学科に経営情報専攻と秘書専攻を設置
平成 6(1994)年度	第 5 回大阪施設緑化賞優秀賞受賞
平成 8(1996)年度	学生全員にノートパソコン無償配付開始 学生全員に電子メールアドレス配付
平成 10(1998)年度	大阪短期大学 秘書専攻をビジネス実務専攻に改称 南大阪大学開学(経営学部経営情報学科)
平成 15(2003)年度	南大阪大学を太成学院大学に改称 経営学部を経営情報学部 大阪短期大学(学生募集停止)を改組転換し、太成学院大学に人間学部(心理学科・人間文化学科)を開設 ロボット研究室設置
平成 16(2004)年度	太成学院大学 経営情報学部コミュニティビジネス学科開設 経営情報学部経営情報学科に 高等学校教諭一種免許状「情報」・「商業」 人間学部心理学科に 高等学校一種免許状「公民」 人間学部人間文化学科に 高等学校教諭一種免許状「英語」 中学校教諭一種免許状「英語」・「社会」の認定を受ける 学校法人 天満学園創立 70 周年記念教育事業の一つとして 大阪府民の森 緑の文化園(大阪府四條畷市)に「清滝スポーツ・ヒルズ」を新設(野球場(硬式仕様、センター115m、両翼 94m)、テニスコート(全天候型人工芝 7 面)、多目的コート(クレイ舗装 1 面)、多目的研究棟(ログハウス 1 棟)) プロムナード(赤レンガの遊歩道)の整備 マルチメディア施設設備の充実
平成 17(2005)年度	太成学院大学 経営情報学部を総合経営学部 コミュニティビジネス学科を経営経済学科に改称 人間学部 高等学校教諭一種免許(保健体育)、中学校教諭一種免許(保健体育)取得可能に 総合経営学部 高校教諭一種免許(商業)取得可能に キャリアサポートセンターを新設 SA 教育制度を新設 人間学部心理学科 「健康心理士」資格取得認定校に 高等学校の必須科目である「情報」の授業に、本学学生を学生補助員(SA)として派遣 厚生労働省特別民間法人中央職業能力開発協会により、人材育成システム「YES-プログラム」の教育訓練施設校に認定 喜三郎池ジョギングロードの整備
平成 18(2006)年度	総合経営学部経営経済学科に経営心理コースを新設

太成学院大学

	<p>総合経営学部 留学生の受入を開始 人間学部・総合経営学部の学科・コース名を改編 本館 3 階マルチメディア実習室を新設(学生パソコン 72 台、教員パソコン 2 台。可動壁により教室分割が可能)</p>
平成 19(2007)年度	<p>看護学部看護学科を新設 総合経営学部経営情報学科に医療情報技師コースを新設 看護学部実験実習棟の完成(鉄骨5 階建 3,706.14㎡) 看護学部 養護教諭一種免許課程認定</p>
平成 20(2008)年度	<p>総合経営学部を経営学部に変更 経営経済学科を経営情報学科に統合 経営情報学科にもものづくりコースを新設 「My TGU.net」学生ポータルサイトの開設</p>
平成 21(2009)年度	<p>経営学部経営情報学科を現代ビジネス学科に変更 人間学部 養護教諭一種免許取得可能に 人間学部 清滝スポーツキャンパスにて実習授業開始 Edy 搭載 IC カード学生証明書を導入 学内全域への無線 LAN 整備</p>
平成 22(2010)年度	<p>My TGU.net リアルタイム授業支援システムリリース 全学部授業出席確認システム稼働開始(全教室へのIC カード読取装置設置・ポータブルIC カード読取装置運用開始) モバイル演習端末 iPod touch 70 台を授業に導入</p>
平成 23(2011)年度	<p>全学生へのモバイル演習端末(iPod touch)無償配付を開始 パソコン実習室 IC 学生証明書によるログイン認証開始・パソコンリプレイス</p>
平成 24(2012)年度	<p>人間学部を子ども発達学科・健康スポーツ学科・人間心理応用学科に改組</p>
平成 25(2013)年度	<p>人間学部 子ども発達学科に幼稚園教諭一種、小学校教諭一種の新規認定を受ける 人間学部健康スポーツ学科に高等学校教諭一種免許状「保健体育」 中学校教諭一種免許状「保健体育」の認定を受ける 人間学部 子ども発達学科、指定保育士養成施設認定 授業のアーカイブ化に対する授業収録装置を導入 私立大学等改革総合支援事業(ICT 活用推進事業)として採択(平成 26 年度事業分)</p>
平成 26(2014)年度	<p>学びの交流空間アクティブ・ラーニング・commons始動</p>
平成 27(2015)年度	<p>TGU e-Learning System始動 学びの交流空間アクティブ・ラーニング・commonsに「子育てサポート アクティブ・ラーニング演習室」、「食育推進調理実習室」を追加新設</p>
平成 28(2016)年度	<p>人間学部人間心理応用学科を心理カウンセリング学科に学科名称を変更</p>
令和 2(2020)年度	<p>経営学部現代ビジネス学科の入学定員を 40 人から 60 人に変更 人間学部子ども発達学科の入学定員を 50 人から 40 人に変更 人間学部心理カウンセリング学科の入学定員を 50 人から 40 人に変更</p>
令和 3(2021)年度	<p>経営学部現代ビジネス学科の入学定員を 60 人から 70 人に変更 人間学部子ども発達学科の入学定員を 40 人から 30 人に変更</p>

太成学院大学

令和 4(2022)年度	経営学部現代ビジネス学科の入学定員を 70 人から 80 人に変更 人間学部健康スポーツ学科の入学定員を 140 人から 130 人に変更
--------------	--

2. 本学の現況

- ・大学名：太成学院大学
- ・所在地：大阪府堺市美原区平尾 1060 番 1
- ・学部の構成および学生数(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

学部	学科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
経営学部	現代ビジネス学科	49	49	55	66	219
人間学部	子ども発達学科	8	12	13	22	55
	健康スポーツ学科	80	77	64	120	341
	心理カウンセリング学科	22	17	24	52	115
看護学部	看護学科	65	78	89	80	312

単位：人

- ・教員数(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

学部・学科		専任教員数					兼任 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計	
経営学部	現代ビジネス学科	6	5	2	0	13	62
人間学部	子ども発達学科	7	1	0	0	8	
	健康スポーツ学科	5	2	0	2	9	
	心理カウンセリング学科	3	3	1	0	7	
看護学部	看護学科	10	6	5	4	25	

単位：人

- ・職員数(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

専任職員	臨時職員	計
35 (内訳：事務職員 31 人、 女子ソフトボール部監督兼 務 1 人、女子ソフトボール部 コーチ兼務 1 人、野球部コー チ兼務 1 人、法人本部職員 1 人)	5	40

単位：人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

A)本学の使命と目的については、建学の精神である「教育は徳なり」に則り、表 1-1-1 のとおり、学則において、使命と目的を明確かつ具体的に定めている。

【資料 1-1-1】

表 1-1-1 大学の使命・目的

本学の目的 (学則第 1 条)	本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいて、学生の教養及び専門知識を高めるよう努めるとともに、学生の自発的学修態度を助長し、同時に建学の精神に基づいて、学生に偏見のない柔軟な、礼儀正しく思いやりのある人格を育て、もって平和な社会に寄与することを目的とする。
--------------------	--

B)使命・目的は、学生の教養と専門的知識を涵養し、自発的な学修態度を育てることとして明確に述べられ、建学の精神「教育は徳なり」に基づいて、「学生に偏見のない柔軟な、礼儀正しく思いやりのある人格を育て、もって平和な社会に寄与すること」として具体的かつ明確に示されている。【資料 1-1-1】

C)本学の教育目的は、学部・学科の特性に応じてそれぞれ明確に定めており、学則第 2 条の 2 に、経営学部(現代ビジネス学科)、人間学部(子ども発達学科・健康スポーツ学科・心理カウンセリング学科)、看護学部(看護学科)の教育目的について、明確かつ具体的に示している。【資料 1-1-2】

1-1-② 簡潔な文章化

A)本学の建学の精神に則り、明確かつ具体的に定められた使命・目的及び教育目的は、「学則」にわかりやすい言葉で簡潔に文章化されている。【資料 1-1-1・2】

1-1-③ 個性・特色の明示

A)本学の建学の精神「教育は徳なり」に則り、学則第 1 条、第 2 条の 2 において大学の使命・目的及び教育目的を明示している。そして、きめ細やかな学修指導により、多様性をもった学生に対してそれぞれの成功の積み重ねを通じて、

それぞれが成長を実感できる「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を基本コンセプトとして多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムを策定している。【資料 1-1-1・2】

(ア) 副専攻制度

自分の学部・学科の専門分野（主専攻）以外に希望に応じて他学科の副専攻プログラム（サブオプション）を履修し、個々の興味や関心、問題意識に合わせて専門分野をもうひとつプラスして系統的に学修できる制度を設けている。【資料 1-1-3】

(イ) 長期履修制度

自分のペースでゆとりをもって学べる制度。働きながら学びたい、家事やボランティア活動に取り組みながら学びたいなど、自分のライフスタイルに合わせて計画的に履修することができる制度を設けている。

【資料 1-1-4】

(ウ) 早期卒業制度

学ぶ能力や意欲が高い学生は、在学期間 3 年間で卒業できる制度。本学の個性と多様性を重視した学修環境の中で、計画的に学問に取り組み、優秀な成績を修めた学生は、早期の卒業が可能。優れた能力を早くから社会で活用することができ、未来の可能性が広がる制度を設けている。

【資料 1-1-5】

(エ) 放送大学単位互換制度

単位互換協定により、本学の学生は放送大学の授業を履修可能です。もっと幅広く学びたい学生やスキルアップをめざす学生がいつでもどこでも好きな時間に学ぶことができる制度を設けている。【資料 1-1-6】

これらはいずれも『Campus Guide2024』（大学案内）において明示されている。【資料 F-2】

1-1-④ 変化への対応

A) 本学は、その使命・目的及び教育目的が学則に明文化されており、社会情勢などの変化などを考え、点検・評価している。近年は、学生の「多様化」、「個性の尊重」などが叫ばれ、本学に入学する学生も例外ではなく、特に多様化は顕著である。そのような状況の中、学生個々のニーズを達成するため本学では令和 2(2020)年度より「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして 1-1-③のように様々な面に対応している。【資料 1-1-3～6】

B) 社会情勢や社会ニーズの変化を的確かつタイムリーに把握し使命・目的の見直しに活用するため、「卒業生アンケート」や「卒業生に関する就職先アンケート」を実施している。【資料 1-1-7・8】

C) 社会情勢や社会ニーズの変化は、長期事業計画やガバナンス・コードにも反映され、常に点検・評価し、必要に応じて適宜修正を加え、改善に努めている。

【資料 F-6-3・4】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

- 【資料 F-2】 『Campus Guide 2024』(大学案内)
- 【資料 F-6-3】 学校法人天満学園 中期ビジョン・事業計画 プロジェクト 2030
- 【資料 F-6-4】 太成学院大学 ガバナンス・コード 2024

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 1-1-1】 太成学院大学 学則 「第 1 条」
- 【資料 1-1-2】 太成学院大学 学則 「第 2 条の 2」
- 【資料 1-1-3】 令和 2(2020)年度第 8 回大学運営会議 主専攻・副専攻制の導入について
- 【資料 1-1-4】 太成学院大学 学則 「第 19 条の 2」
- 【資料 1-1-5】 太成学院大学 学則 「第 25 条」
- 【資料 1-1-6】 令和 2(2020)年度第 8 回大学運営会議 太成学院大学と放送大学との連携について
- 【資料 1-1-7】 卒業生に関するアンケート結果(2022 年度)
- 【資料 1-1-8】 卒業生に関する就職先アンケート結果(2022 年度)

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- A) 「建学の精神」に則り、大学を取り巻く社会変化に留意しつつ、教育改革をさらに推進するため、検討や見直しを継続的に実施し、目的・使命及び教育目的の明確化と具体的な文章化を進めていく。
- B) 大学を取り巻く社会情勢に留意し、法令への適合を遵守して、IR(Institutional Research)情報等から読み取れる課題を確認しつつ個性・特色を継続して改善していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- A) 使命・目的及び教育目的は、学長が理事長、副学長が副理事長を務め、理事会・大学運営会議・各学部教授会の構成員として、これら全ての会議に出席し、使命・目的及び教育目的の策定に関与・参画し、役員理解と支持を得ている。

【資料 F-9-2】

- B)使命・目的及び教育目的は、学則第1条及び第2条に明示され、『学びのトリセツ』に掲載し、教職員が確認できる。【資料 1-2-1】【資料 F-12-2】
- C)学則の改廃は、学則第49条に定められているとおり、教授会での審議、理事会の議決を経て、理事長が行っている。使命・目的及び教育目的は、改廃の手続きを経て学則に定められ、教職員と役員が関与・参画し、その理解と支持を得ている。【資料 1-2-2】

1-2-② 学内外への周知

- A)使命・目的及び教育目的は、学内外に『Campus Guide 2024』（大学案内）（以下、大学案内とする。）、『ホームページ』で広く周知している。『大学案内』は全国の高等学校約5,000校、資料請求者約10,000部等への配付によって広く学外に周知している。【資料 F-2】【資料 1-2-3】
- B)学生には、学内ホームページや新入生オリエンテーションの中で「教育目的」を中心に説明しており、教職員には「教員連絡用ページ」を通して周知している。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- A)中長期的な計画は、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため策定している。基本理念、本学園の教育理念に基づく人間教育・人格の形成をめざす教育研究活動を推進するために、6つの基本理念を掲げる。

1. 建学の精神・教育理念の周知と徹底
2. 各部門における教育ビジョンの明確化
3. 不断の教育改革による学園ブランド力の向上
4. 持続発展可能な経営基盤の確立
5. ガバナンス改革とコンプライアンスの徹底
6. 地域との共生

中期事業計画、中期計画の実効性を上げるためには様々な面でのPDCAを徹底する必要がある。今後、時代の変化、社会のニーズを踏まえつつ、本学園の教育理念の具現化をより一層充実したものにしていくために、不断の努力と学園にかかわる教職員一同が、建学の精神のもと心を一つにして推進していく。

- ① 運動場用地・駐車場用地の検討および用地取得計画
- ② 無料シャトルバスの運行計画
- ③ 情報関連設備の今後の展望を含めた中期計画
- ④ 施設設備の老朽化への対応計画を含め充実化の検討
- ⑤ 教育研究機器等の検討と充実
- ⑥ 学内環境の整備と充実
- ⑦ 図書館・メディアセンターの環境整備 等

【資料 F-6-3】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

A)3つのポリシーは、学則の「別表5」に定めており、使命・目的及び教育目的は、学則第2条の3で「本学において設置する学部、学科の卒業要件・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学者受入れの方針は、「建学の精神」、「教育目的(学則第2条)」を踏まえ」と明記していることからわかるように、反映されている。【資料1-2-1】【資料1-2-6】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

A)使命・目的及び教育目的を達成するため、「教育職員・事務職員運営組織図」に記載されているとおり、各教育研究組織が設けられている。学部には「学部会議」、「教務会議」、「学生支援会議」、「各教科分科会」(人間学部)、「国試対策会議」(看護学部)、「臨地・臨床実習関係会議」(看護学部)等の組織が置かれ、全学組織には「自己点検・評価会議」、「全学FD(Faculty Development)会議」、「入学試験会議」、「教員養成支援会議」の他「研究倫理分科会」、「図書館・紀要分科会」の各種分科会が置かれている。大学運営において重要となる事項(教育研究等)に関わる案件は、学長の諮問機関である「2022TGU グランドデザインプロジェクト」が開催される。

これらの諸会議や分科会で立案された教育研究に関わる案件は、大学運営会議に議題として提案され協議される。大学運営会議で協議された議題は、学部ごとの教授会で審議され、最終的な意思決定が学長により行われる。各教育研究組織は、それぞれの役割を担っており、整合性をもって構成されている。

【資料F-9-2】【資料1-2-7・8】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

- 【資料F-2】 『Campus Guide 2024』(大学案内)
- 【資料F-6-3】 学校法人天満学園 中期ビジョン・事業計画 プロジェクト2030
- 【資料F-9-2】 大学の規程一覧及び規程集
- 【資料F-12-2】 『学びのトリセツ』(2024年度)

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料1-2-1】 太成学院大学 学則 「第1条」、「第2条」
- 【資料1-2-2】 太成学院大学 学則 「第49条」
- 【資料1-2-3】 大学ホームページ(情報公開/1 教育研究上の目的および方針に関すること)
- 【資料1-2-4】 令和6(2024)年度新入生オリエンテーションスケジュール
- 【資料1-2-5】 教員連絡用ページ(ホーム/3つの方針、アセスメントポリシー)
- 【資料1-2-6】 太成学院大学 学則 「別表5」
- 【資料1-2-7】 太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図
- 【資料1-2-8】 太成学院大学 学長室グランドデザインプロジェクト部門運営細則

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- A) 使命・目的及び教育目的に関する理解と支持は、役員と専任の教職員に対してはこれまでの取り組みをさらに継続的に実施する。また兼任の教員に対しても FD・UD（ユニバーシティ・ディベロップメント（以下、UD とする。））研修会を開催し、理解と支持の拡大化を図っていく。
- B) 現在実施している学内外への周知を継続的に実施する。また社会情勢の変化に迅速かつ適切に対応した周知を行っていく。
- C) 社会情勢などの変化へ対応し社会のニーズにこたえるため、IR 情報等を有効に活用して、次の中長期計画の策定に向けて準備を進める。
- D) 3 つのポリシーは本学の使命・目的の達成のため、時代や社会の要請に応じて改変を行っていく。
- E) 教育研究組織は、本学の目的・使命を達成するため、会議ごとのより一層の実質化に向け、都度見直しを行っていく。

【基準 1 の自己評価】

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- ・ 使命・目的及び教育目的は、1-1-①A)～C)及び 1-1-②A)のとおり、学則に具体的に明文化し、簡潔に文章化されている。
- ・ 大学の個性・特色は、1-1-③A)のとおり、建学の精神「教育は徳なり」に則り、学則に明示され、各学部・学科の教育目的に反映されている。
- ・ 社会情勢など変化への対応は、1-1-④A)～C) のとおり、社会のニーズに応え、各種教育プログラムを導入し、事業計画にも盛り込んでいる。社会の変化に伴う大学における人材育成への要請に対応して、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- ・ 使命・目的及び教育目的の策定は、1-2-①A)～C)のとおり、役員と教職員が関与・参画している。
- ・ 使命・目的及び教育目的の学内外への周知は、1-2-②A)～B)のとおり、学内では学内ホームページにおいて教職員・学生に周知させ、あわせて学外に向けて発信するための様々な取り組みを行っている。
- ・ 使命・目的及び教育目的は、1-2-③A)や 1-2-④A)のとおり、中長期的な計画や 3 つのポリシーへ反映させる取り組みを行っている。
- ・ 使命・目的及び教育目的を達成するため、1-2-⑤A)のとおり、教育研究組織が適切に設置され、時代や社会の要請に応じて都度見直しを行っている。

以上のことから、基準 1「使命・目的等」について基準を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

A)本学では「建学の精神」、「教育目的」を踏まえ、学部・学科ごとにアドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）を定めている。【資料 F-4】

【資料 2-1-1・2】

B)アドミSSION・ポリシーの策定にあたっては、「ディプロマ・ポリシー（卒業要件・学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」と一体的に、2022TGU グランドデザインプロジェクト内で検討を行い、素案を作成し、その後、入学試験会議で審議・検討を行い、大学運営会議及び各学部教授会を経て決定している。【資料 2-1-3～5】

C)策定したアドミSSION・ポリシーは、大学ホームページや入試ガイド及び募集要項に明記するとともに、年間 17 回開催しているオープンキャンパスをはじめ、「高等学校」、「日本語学校」、「塾」等の教員対象入試説明会、進学相談会・高等学校訪問等での学生募集活動で、入試ガイドや募集要項を用いて「生徒」、「保護者」「教員」等に内容を説明して広く学内外への周知に努めている。【資料 F-4】【資料 2-1-1・2】

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

A)アドミSSION・ポリシーに沿った多様な人材を募集するべく、複数の機会を設け入学試験を実施している。入学者選抜方法等は、入試課と学長室 IR 部門でデータをもとに分析をおこない、それらのデータを「2022TGU グランドデザインプロジェクト」で学生募集・入試等に関する事項として検討・見直しを行い、次年度素案を作成している。その後、入学試験会議で審議・検討を行い、大学運営会議及び各学部教授会を経て実施し、公正かつ妥当な方法で適正な体制のもとに運用し、検証を行っている。【資料 F-4】【資料 2-1-1～7】

B)入学者選抜においては、本学で学びたいという意欲を重視するとともに学力の 3 要素を踏まえた多面的・総合的評価を取り入れている。実施するすべての入試で本人が記載する入学志望理由書の提出を求め、アドミSSION・ポリシーの確認に活用している。【資料 F-4】【資料 2-1-1】

C)入学者選抜方法は、各学部のアドミSSION・ポリシーに基づき「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「外国人留学生選抜（人間学部・経営学部）」、「編入学選抜（人間学部）」を設け、志願者が

適性に応じた入試制度で受験できる制度を整えて実施している。【資料 F-4】

【資料 2-1-1】

D)「総合型選抜」は、受験生の多様な能力や可能性から総合的に評価するために複数の方式で実施している。経営学部では4方式、人間学部では5方式、看護学部では2方式の選抜方法を設定している。方式に応じて、プレゼンテーション、個別面接、基礎学力試験、基礎体力実技、小論文等の選考をおこない、各項目をポイント化したうえで総合的に評価・判定している。【資料 F-4】

【資料 2-1-1】

E)「学校推薦型選抜」は、受験生が高等学校で学習や課外活動に積極的に取り組んできた姿勢を評価するために、学校長の推薦のもと「指定校推薦方式」「公募推薦方式」を実施している。両方式で個別面接を実施とし、公募推薦方式においては、基礎学力試験を課している。調査書・入学志望理由書の提出書類、個別面接から総合的に評価・判定している。【資料 F-4】【資料 2-1-1】

F)「一般選抜」は、学力試験による入学者選抜を行っている。選考種別によって、学習成績の状況を点数化する方式や、一部の教科で出題者の意図を正確に読み取り、回答を自力で考えて表現する力を評価するために記述式問題を出題している。【資料 F-4】【資料 2-1-1】

G)「大学入学共通テスト利用選抜」は、大学入学共通テストの結果と調査書・入学志望理由書の提出書類から総合的に評価・判定している。【資料 F-4】

【資料 2-1-1】

H)その他の選抜として「外国人留学生選抜(人間学部・経営学部)」、「編入学選抜(人間学部・経営学部)」を設け、多様な人材の募集に努めている。【資料 F-4】

【資料 2-1-1】

D)出願の利便性向上を図るためすべての選抜方式でインターネット出願を導入している。また2回目以降の受験生への検定料の支払いを免除する制度を導入し、本学で学びたい受験生の経済的負担の軽減を図り、出願しやすい環境づくりを行っている。【資料 F-4】【資料 2-1-8】

J)学びの意欲向上や成績優秀者の確保及び経済的に困窮する志願者に、太成学院大学奨学金制度や資格奨学金制度、総合型選抜奨学金等の各種奨学金制度、編入学者を対象にライセンススカラシップ制度を設けている。また令和4(2022)年度入学試験より女性が潜在能力を十分に発揮して活躍する社会づくりに貢献することを目的とし、「総合型選抜女子エール奨学金」を設立し、入学者選抜に取り入れている。【資料 F-4】【資料 2-1-1】

K)すべての入試問題の作成は学長が委嘱した入学試験問題作成委員が担当し、学内で作成している。入試問題は担当委員が入試ごとの目的を把握し、アドミッション・ポリシー及び出題科目に見合った出題がされているかを点検しながら作問し、作問者以外の教職員によるチェックを行い、出題ミスの防止及び早期発見に努めている。過去の入試問題の一部は過去問題集として冊子にまとめ、志願者や高等学校に配付し、オープンキャンパス時は全ての前年度の問題を閲覧できるスペースを設け、公表している。【資料 2-1-3】【資料 2-1-9】

- L)入試の実施および運営は、入学試験会議規程に基づき適切に運営され、試験監督や面接は、学科試験留意事項及び入試ごとの試験監督要領、面接実施要領に則り、すべての教職員が協力し、実施している。また合否判定は、入試課で作成した判定資料を用いて大学運営会議及び各学部教授会で審議を行っており、アドミッション・ポリシーに基づいた学生の選抜を公平かつ公正に実施している。【資料 2-1-3】【資料 2-1-10】
- M)入学者選抜の妥当性の検証として、入試課および学長室 IR 部門がデータ（志願者数、合格者数、入学者数、入学試験結果、入学時のアセスメントテスト、GPA (Grade Point Average)、退学率等)を分析している。それらを用いて 2022TGU グランドデザインプロジェクト、入学試験会議で検証を行って、大学運営会議・各学部教授会を経て次年度入試への反映を行っている。【資料 2-1-3～7】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A)過去 5 年間の学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移および入学定員充足率、収容定員充足率（過去 5 年間）は「共通基礎様式 2（学生）【改正前】」に示すとおりである。令和 2(2020)年、令和 3(2021)年までは入学定員を充足し、その充足率は 1.16、1.10 であった。しかし、令和 4(2020)年度以降は、入学定員を下回り、0.62～0.76 となった。過去 5 年間の入学定員充足率は、大学全体で平均 0.87 である。

学科別の 5 年間の入学定員充足率は、経営学部現代ビジネス学科 0.61～1.26、人間学部子ども発達学科 0.27～0.93、人間学部健康スポーツ学科 0.62～1.06、人間学部心理カウンセリング学科 0.55～1.70、看護学部看護学科 0.81～1.24 で推移している。全学部の定員充足と継続的な学生数維持のために、表 2-1-1 に示す取り組みに努めている。【共通基礎様式 2（学生）【改正前】】（表 2-1-1）

【資料 2-1-11】

B)適切な学生数の受入れを維持するために、定員充足率の低い人間学部・経営学部の各学科で、令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度にかけて入学定員の見直しを表 2-1-1 に示す通り実施した。（表 2-1-1）

表 2-1-1 人間学部・経営学部入学定員推移

学部	学科	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022) 以降
経営	現代ビジネス	40	60	70	80
人間	子ども発達	50	40	30	30
	健康スポーツ	140	140	140	130
	心理カウンセリング	50	40	40	40

単位：人

C)本学の取り組みや大学の様子をより分かりやすく伝え、本学に関心を持っていただけの方を増やすため、大学ホームページを令和 5(2023)年 3 月に全面リニュー

アルした。また本学のコンセプトとして「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学案内やホームページ、オープンキャンパスを通して、高校生・保護者・高等学校や、留学生・日本語学校教員等に伝えている。さらに SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS とする。)) の活用を強化し、コンテンツごとに大学の雰囲気を伝えるツール、受験情報を伝えるツールとして棲み分けを行い、タイムリーな情報発信に努めている。【資料 2-1-12】

D) 本学が志願者に大学を紹介する最大の場と捉えているオープンキャンパスでは、年間の日程を告知する印刷物を作成し、資料請求者への配布、さらに高等学校で掲示していただけるよう高等学校訪問でも持参している。開催日にあわせてイベント内容を記載したダイレクトメールを作成・送付し、来学を呼び掛けている。また、外国人留学生の募集として、留学生を対象としたオープンキャンパスを別プログラムで開催し、留学生の募集活動につなげている。【資料 2-1-13・14】

E) オープンキャンパスの来学者から高い評価をいただいている学生スタッフは、事前・事後研修の他、オープンキャンパスごとに振り返りを行い、学生スタッフが企画・立案したプログラムを導入するなど改善を重ねている。【資料 2-1-14】

F) オープンキャンパス参加者アンケート結果を即時に確認できるシステムを取り入れ、終了後の情報交換会で毎回振り返りを実施している。またオープンキャンパスのアンケート結果は入試課と学長室 IR 部門より、大学運営会議・各学部教授会にて報告され、すべての教職員がオープンキャンパスの改善を行う機会となっている。

これらの結果をもとに課題を探り、参加者の満足度向上を目的としたオープンキャンパスに改善することを心掛けている。令和 6(2024)年度募集においては、オープンキャンパスに参加した方の出願率は 42%、入学者の 78% がオープンキャンパスに参加しているという結果となった。また学部・学科ごとの学生募集は、オープンキャンパス参加状況及び参加者アンケートや入試状況（志願者数・合格者数・入学者数等）を把握することで教職員が現状を理解している。

【資料 2-1-15・16】

G) コロナ禍では実施を控えていたが、高等学校教員や日本語学校教員・専門学校教員・予備校教員に対して認知度を高め生徒・学生の進路指導に役立てていただくために、入試課にて訪問をおこない大学の取り組みを伝えている。その際在学生や卒業生の状況を伝えるとともに、オープンキャンパスの来学者報告や入試結果の報告を行っている。年 2 回高等学校・日本語学校教員を対象とした教員対象入試説明会を行い、入試結果の報告や次年度の入試制度の紹介、また教職員との個別相談を設け、取り組みを伝える場としている。【資料 2-1-17】

H) 本学で実施しているオープンキャンパスには保護者様の来学も多いことから、オープンキャンパスに来学された保護者を対象とした保護者説明会を開催し、本学の取り組みを直接伝えることで進学に対する不安や疑問の払拭に努めている。

【資料 2-1-14】

I) 併設校の太成学院大学高等学校の連携を強化するために、高大連携授業を実施している。令和 3(2021)年度の入学者選抜より総合型選抜内部進学方式を導入し、高等

学校からの課題と大学が求める活動計画書や入学志望理由書などの提出物や面接によって、総合的に合否を判定する入試制度を実施している。【資料 F-4】

J)18歳人口の減少や新型コロナウイルスの世界的蔓延、さらに本学の周辺他大学で本学と同系統の学部・学科の新設や改組が行われ、学生募集における本学を取り巻く環境はさらに厳しく、令和3(2021)年度以降入学定員を充足出来ていない状況となっている。そこで全学部全学科の定員充足並びに志願者増に向けて、本学で学びたい意欲を重視した学生募集への改革・検証を進めている。2022TGU グランドデザインプロジェクトで学生募集・入試等に関する事項の検討として、各学部の教務主事や学生主事と事務職員を中心メンバーとし、年間5~6回実施している。このプロジェクトで課題を洗い出し、学部学科の特長づくり、オープンキャンパスプログラムの検討、入試制度の検討を続けている。定員充足には至っていないが、本学を第1志望として入学した学生は令和6(2024)年度入学生で80%という結果になった。【資料 2-1-18】

以上の取り組みを通して、教育を行う環境確保のため、2022TGU グランドデザインプロジェクト、入学試験会議、大学運営会議・各学部教授会でオープンキャンパスや入試制度の見直しの審議・検討を行い、定員充足に向けた改善に努めている。

【エビデンス集(データ編)】

共通基礎様式2 共通基礎様式2(学生)【改正前】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

【資料 F-4】 太成学院大学 2024 募集要項

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-1】 太成学院大学 2024 入試ガイド

【資料 2-1-2】 大学ホームページ(情報公開/1 教育研究上の目的および方針に関すること)

【資料 2-1-3】 太成学院大学 入学試験会議規程

【資料 2-1-4】 2022TGU グランドデザインプロジェクト 議題(一例)

【資料 2-1-5】 アドミッション・ポリシー及び2024年度入試制度について

【資料 2-1-6】 2023年度入試結果について(抜粋)

【資料 2-1-7】 入試制度の現状分析報告

【資料 2-1-8】 太成学院大学インターネット出願サイト <https://e-apply.jp/ds/tgu/>

【資料 2-1-9】 太成学院大学 入試問題専門部会細則

【資料 2-1-10】 2024年度入試 学科試験留意事項・試験監督要領(一例)・面接実施要領

【資料 2-1-11】 2020~2024年度 入学定員・志願者数・合格者数・入学者数・入学定員充足率

【資料 2-1-12】 2023 太成学院大学公式ホームページリニューアルについて

- 【資料 2-1-13】 オープンキャンパスダイレクトメール
- 【資料 2-1-14】 オープンキャンパスプログラム (一例)
- 【資料 2-1-15】 2024(令和 6)年度入学生データの報告 (抜粋)
- 【資料 2-1-16】 2024(令和 6)年度募集 3~12 月オープンキャンパス報告
- 【資料 2-1-17】 2024 年度教員対象入試説明会案内状
- 【資料 2-1-18】 新入生アンケート_太成学院大学の志望順位

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- A) 入学者数が定員未充足の状態にあり、志願者により魅力的な大学にしていくことが急務である。前述した通り、学部・学科ごとに現状分析を行い学部・学科の特長となる部分を確立すること、オープンキャンパスの内容を充実し参加者を志願者につなげること、高校生・保護者・高等学校教員へ本学の教育を学生の姿・実績を通して魅力を発信し、認知度を高めていくことに努めていく。
 - B) 今後もディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を図りつつ、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れることができる入学者選抜方法や、多面的・総合的な評価について検証し、改善策を次年度の選抜方法に反映させていく。
 - C) 学内での視点だけでなく、本学学生へのアンケートの実施、高等学校訪問時の高等学校教員へのアンケートを行い、本学を取り巻く環境からの視点を分析し、それらのデータを活用し高校生・保護者・高等学校や、留学生・日本語学校教員への周知に努めていく。
 - D) オープンキャンパスは、学生スタッフの組織を充実させ、ともに作り上げていくことで、教育研究の成果である学生の姿を高校生や保護者に見ていただき、本学のコンセプトである「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」の取り組みを伝えていく。これらを通して志願者につなげるとともに、志願者にとって「第 1 志望」の学部・学科となり、定員充足につなげる取り組みを進めていく。
 - E) 併設校である太成学院大学高等学校との連携をさらに密にし、入学者につなげるために、高大連携授業や大学見学、本学学生の高等学校での活動などのプログラムを検討し実施していく。
 - F) 本学の認知度を高めるために、ホームページや SNS の活用を強化していく。ホームページは、ページ内容の見直しを随時おこない、大学が発信したい情報と閲覧者が必要とする情報が合致するよう内容の改善を図っていく。また、SNS を使って大学の情報をタイムリーに伝え、ホームページとは違った情報発信のツールとしてさらに工夫を重ねていく。
 - G) アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れ定員を充足できるよう、「大学案内」、「募集要項」、「入試ガイド」、「ホームページ」、「SNS」等で示し、高校生や保護者、高等学校教員、留学生、日本語学校等へのさらなる周知を図っていく。
- 上記の施策を含めて、本学の教育改革と連動した入学者選抜方法を検討し、改革を進め、入学定員に沿った適切な学生受入れの維持に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

A)新入生の学修支援は3月末から4月上旬にかけて新入生オリエンテーションを実施している。新入生オリエンテーションは、大きく分けて①語学系及び情報系の科目における習熟度別クラス編成に向けてのプレースメントテストと入学時点での英語・国語・数学の状況を測定するプレースメントテスト、②学部・学科の教員が主体となって入学後の円滑な学生生活の導入を図る「学部・学科オリエンテーション」、③履修登録、「My TGU.net 学生ポータルサイト」や「TGU e-Learning System」などの ICT の利用方法など事務職員が中心に円滑に大学生活を送るための事項を実施している。また、「Start Guide for TGU Life」を作成、配付し、効果的に教員及び職員の協働で新入生オリエンテーションを進める工夫を行っている。【資料 2-2-1～3】

B)在学生は、年度のはじめの授業開始前となる4月上旬に新年度オリエンテーションを実施し、年次ごとの目標や履修登録相談を行っている。【資料 2-2-1】

C)専任教員によるアドバイザ制度を実施し、学修及び学生生活全般の支援を行っている。アドバイザ制度はすべての学生がユニット、またはクラスに所属し、1人以上のアドバイザ教員が担当し、学生の相談及び指導する制度である。(人間及び経営学部は1・2年次アセンブリ、3・4年次基礎ゼミ・ゼミ)。アドバイザ教員の役割は平成18(2006)年度に制定された「アドバイザ制度運用マニュアル」に基づき、学生の生活指導、学修指導、進路(就職)指導に至るまで多岐にわたる。学部内の教務会議や学生支援会議において学生の修学状況及び生活状況を情報交換し、「アセンブリ・アワー」の計画や点検・評価を行い、成果を上げている。【資料 2-2-4】

D)学修を支援するために、足立記念館1Fにグループ・ラーニング・エリア、ディスカバリ・エリア、ライティング・スペース、本館1Fにグループ・ラーニング・エリア、西館1Fロビーにリサーチ・デスク、看護学部実験実習棟にメディカル・リサーチ・commonsを設置し、学生が自主的・主体的に学修する環境を整備している。【資料 2-2-3】【資料 2-2-5】

E)看護学部は、平成28(2016)年度からデジタル教科書をほぼすべての必修科目で導入している。デジタル教科書は4年間で使用予定の教科書の内容や看護技術動画などがダウンロードされているため、学生は履修していない授業科目の内容もすぐに検索することができ、授業中のみならず予習及び復習の学修手段、国家試験対策の効果的な学修手段として活用している。【資料 2-2-6】

F)学修支援を含めた大学生生活全般の支援体制として、令和4(2022)年7月より事

務職員を中心に「フラットホッと～あなたの未来相談室～」を設置し、学生からの種々の相談を受けて、必要な支援を行っている。【資料 2-2-7・8】

G)経営学部・人間学部は過年度の学修状況の分析より GPA が春及び秋学期ともに 1.00 以下となった学生は、退学及び留年が顕著に高い傾向がある。年次末に以下の条件に当てはまった場合は、修学指導として「修学面談」を実施している。

1. 年次修了時の修得単位数が所定の単位数未満
(1 年次 20 単位、2 年次 40 単位、3 年次 80 単位)
2. 在学年次通算 GPA が 1.00 以下
3. 当該年次に休学した
※3 年次は、「2」を除く

「修学面談」は、学生の学修意欲の喚起を主な目的とし、学生及び保護者とアドバイザー教員及び学生の所属する学部の教員の 4 者で面談を行っている。

【資料 2-2-9】

H)看護学部は進級要件の点検・見直しに基づき、履修規程を変更し、仮進級制度を新たに設けて運用し、適切な学修支援を行うことで留年防止の方策としている。【資料 2-2-10】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

A)本学では大学独自の選考基準で選考した上級生を SA (Student Assistant、以下、SA とする。)として、1 年次配当の情報リテラシー領域の演習科目に配置し、学生のパソコン操作や ICT 環境の支援を行っている。SA は、授業補助として授業科目担当教員の指示のもと履修学生に授業内容を説明する。入学までに IT の経験が少なかった新入生のサポートを行うことにより、授業の円滑な進行に寄与するだけでなく、新入生の理解度向上に寄与している。他にお昼休みにパソコン実習室内のパソコン及びプリンタの点検(用紙の補充)を行うとともに、学生からの質問にも対応している。【資料 2-2-11・12】

B)令和 3(2021)年度秋学期からは、教員からの申し出により、1 年次配当授業だけでなく、2 年次配当の情報リテラシー授業への SA 配置も開始した。

【資料 2-2-13】

C)SA の選考に当たっては、面接および課題を行い、やる気およびそのスキルを確認するとともに、年に 3 回 SA 研修会を実施することで、サポート方法や設備改善などに関する意見交換を行っている。【資料 2-2-14】

D)SA 自身のモチベーション維持・向上の策としては、「SA 認定証」の交付、Excel・Word 資格の取得により認められる「上級 SA」への昇格を実施している。

【資料 2-2-15】

E)看護学部は教員の教育研究活動を支援する取り組みとして、専門教育科目(演習科目)の技術演習の際、授業科目担当教員及びその授業科目領域の教員だけでなく兼任講師を学生 8~10 名に教員 1 人を配置することで、効果的に看護技術取得の指導ができる体制を整えている。学生個々の理解度や習熟度などに合わせ

た具体的な指導の提供及び学生の疑問や不安に対するタイムリーな対応が可能な環境を作っている。

在宅看護領域は、在宅で継続支援が必要である難病疾患の当事者を学外から招き交流を通して、当事者や家族が抱えている悩みや生活の困難感等を理解し地域のためのシステムや支援の在り方について理解を深める一助としている。

【資料 2-2-16】

F)平成 25(2013)年度より、専任教員は学期ごとに週 1 時限以上のオフィス・アワーを設け、学生の質問や相談に応じる体制を整えている。オフィス・アワーの時間は、My TGU.net での配信や研究室扉への掲示などを通じて、学生及び教職員に公表している。【資料 2-2-17】

G)入学前に、障がいの有無及び配慮を必要とするか『健康調査票』に記載していただいている。『健康調査票』に記載された内容は、保健室にてまとめ、各学部に連絡している。各学部では、学生主事主導のもと支援案を作成し、授業を担当する教職員などに伝え、必要な教育的配慮を依頼している。また障がいの有無にかかわらず、学生個人との対応については、My TGU.net の個人対応記録に記載することにより、当該学部の専任教員および事務職員にて情報を共有している。【資料 2-2-18～20】

H)本学では、専任教員によるアドバイザー制度を実施し、普段から対象学生に対する修学相談・教育支援を行い、学生の変化に気づくことができるようにしている。【資料 2-2-4】

I)各学生の特筆すべき事項（学生個人とのやり取り）については、My TGU.net の個人対応記録に記載することにより、当該学部の専任教員及び職員にて情報を共有している。【資料 2-2-20】

J)前述の SA においては、「1 年次配当の必修授業の単位修得率向上」を目標に掲げることで、退学防止につながると考えている。【資料 2-2-14】

K)退学の申し出があった際は、アドバイザー教員が面談を行い、長期履修制度の活用や休学等の選択肢も提示し、学生にとってどの選択が良いかを一緒に考えている。

退学・休学を判断した場合は、その経緯を『学籍異動指導内容報告書』にまとめ、大学運営会議及び各学部教授会で報告・情報を共有し、他の学生指導の参考にしている。【資料 2-2-21】

L)学生が無理なく学び、それぞれの成功体験を経験し、成長できるよう、表 2-2-1 に示す学修支援を行っている。【資料 2-2-6】【資料 2-2-8】【資料 2-2-22～27】

表 2-2-1 時期別の主な学修支援

時期	学修支援
入学前 (～3月末)	・入学前準備教育の実施
学生生活全般	・専任教員によるアドバイザー制度の実施

オリエンテーション期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大学で学ぶ目的を明確化 ・PROGテストによる汎用スキル把握と自身の成長目標の意識づけ ・プレースメント・テストによる習熟度別クラス分けの実施
授業期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・リメディアルクラスの実施 ・オフィス・アワー制度 ・看護学部デジタル教科書・eナーストレーナー（技術動画）・国家試験対策 Web の導入 ・情報リテラシー授業への SA によるサポート ・フラットホッと～あなたの未来相談室～
成績評価後	<ul style="list-style-type: none"> ・修得単位数が一定数に満たない学生に対する修学指導、教育支援
奨学金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の奨学金制度を用意している。 太成学院大学奨学金（返還不要給付型）、太成学院大学資格奨学金（返還不要給付型）、総合型選抜奨学金、総合型選抜女子エール奨学金、編入学者対象 資格奨学金（ライセンススカラシップ）、遠隔地受験生サポート制度（往復の交通費等を全額支給）、SA 修学奨励生制度
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・退学者、退学理由の分析

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-2-1】 令和 6(2024)年度新生オリエンテーションスケジュール
- 【資料 2-2-2】 TGU.net 利用ガイド
- 【資料 2-2-3】 Start Guide for TGU Life
- 【資料 2-2-4】 太成学院大学 アドバイザ制度運用マニュアル
- 【資料 2-2-5】 2024 年度 学生必携 《57 ページ》
- 【資料 2-2-6】 医学書院 e テキスト ご利用ガイド
- 【資料 2-2-7】 退学防止に係る学生相談室の設置について
- 【資料 2-2-8】 「フラットホッと～あなたの未来相談室～」周知ポスター及び担当表
- 【資料 2-2-9】 太成学院大学 履修規程 「第 11 条の 2」
- 【資料 2-2-10】 太成学院大学 履修規程 「第 18 条」
- 【資料 2-2-11】 Student Assistant マニュアル
- 【資料 2-2-12】 2024(令和 6)年度 SA(Student Assistant)修学奨励生募集要項
- 【資料 2-2-13】 2 年次クラスへの SA 配置希望調査票
- 【資料 2-2-14】 SA 研修会資料
- 【資料 2-2-15】 SA 認定証
- 【資料 2-2-16】 在宅看護領域：難病疾病患者との交流
- 【資料 2-2-17】 2024 年度 学生必携 《34～35 ページ》
- 【資料 2-2-18】 令和 5(2023)年度健康調査票

- 【資料 2-2-19】 令和 5(2023)年度 人間学部教授会議事録 (第 1 回)
- 【資料 2-2-20】 学生対応記録：中途退学・休学および留年などへの対応
- 【資料 2-2-21】 学籍異動指導内容報告書
- 【資料 2-2-22】 2024(令和 6)年度生入学前準備教育について
- 【資料 2-2-23】 アセスメントテスト (PROG テスト) 実施について
- 【資料 2-2-24】 2023 年度 学期末試験・補講・リメディアル時間割表 (一例)
- 【資料 2-2-25】 2023(令和 5)年度経営学部・人間学部「修学指導としての修学面談」の代替実施について [第 9 回大学運営会議資料]
- 【資料 2-2-26】 大学ホームページ (学費・奨学金制度)
- 【資料 2-2-27】 2022 年度退学者、退学理由の分析

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- A) 「新入生オリエンテーション」や「新年度オリエンテーション」の実施内容は、特に新入生がスムーズに大学の学修に移行できるよう継続的に検討していく。
- B) 学修支援の 1 つとして大学で検討を行っている図書館の有効的な利活用について、大学内で議論、検討を進め、学生の学修支援としていく。
- C) 「フラットホッと～あなたの未来相談室～」が単なる相談室としての機能に留まることなく、大学の基本コンセプト「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」に 1 役を担う相談室となるよう相談室としての機能をより充実させていく。
- D) コロナ禍の影響で「修学面談」の点検・評価が不十分な状態となっているため、「修学面談」の評価を行い、内容等を含め検討していく。
- E) SA については、1 年次情報リテラシー授業の単位修得率を向上させるためにも、お昼休みの SA の認知度を向上させ、授業中にサポートできなかった学生へのサポートを強化していく。具体的な施策としては、「授業担当教員からのアナウンス」及び「各授業の課題提出期限を「授業内」から「当該日以内」にし、お昼休みに SA によるサポートができるようにするなど検討している。
- F) オフィス・アワーは、全学的に実施しているものの、オフィス・アワーに対する学生の理解が不十分などところがあるため、学生必携・オリエンテーションでの説明だけではなく、目的・内容等を学生に周知し、教員にはオフィス・アワーの内容充実を促す取り組みを進めていく。
- G) 障がいのある学生への配慮については、今後も保健室で情報を取りまとめるとともに、個人情報に配慮しつつ、大学全体で対象となる学生のサポートを行っていく。そのためにも My TGU.net の個人対応記録等も活用し、個人情報を保護しつつ情報を共有するための仕組みを検討していく。
- H) 中途退学、休学及び留年などへの対応策についても、退学を防止するために、日常の学生の学修状況の適切な把握を行っていく。本学では、学生が教室の IC カードリーダーに IC 学生証をかざすだけで即座に My TGU.net の出席状況に反映される。この出席データを活用し、学生の出席状況を把握し、出席率の低い学生を対象に、アドバイザー教員が学生と面談を行うなど、よりきめ細かい学修支援及び教育支援を継続して行っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

A) 学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育・就職及び進学に対する修学支援のための組織として、事務局学生サービス課内に「資格・就職支援センター」を設置している。資格・就職支援センターはアドバイザー教員や学部内の教育研究組織と連携して、就職支援セミナーの企画・運営や個別指導など、学生の進路決定へ向けた支援の中心的役割を果たしている。（図 2-3-1）【資料 2-3-1】

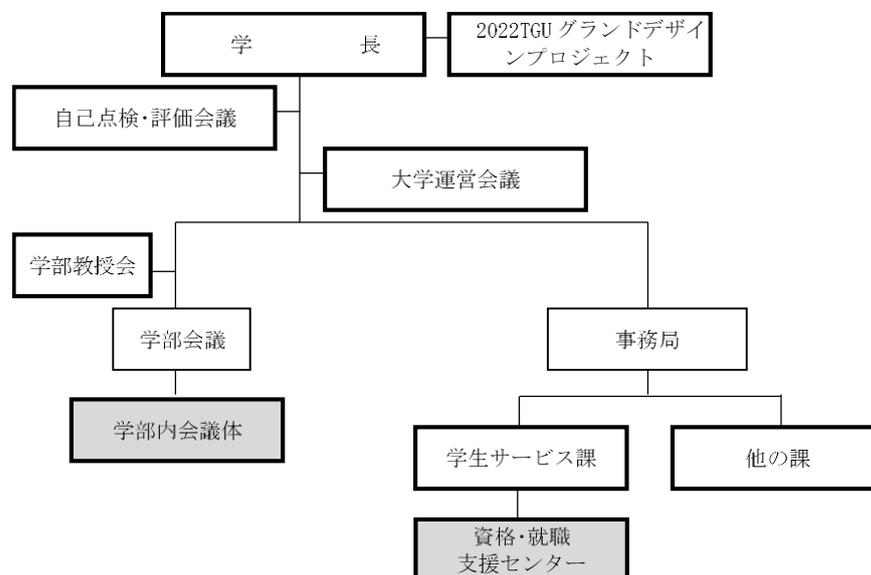


図 2-3-1 キャリア教育・就職及び進学に対する支援の組織体制

B) 経営学部と人間学部では学生のキャリア形成と職業選択へ向けた支援、すなわち学生の生涯を通じた持続的な就業力の育成を行うための授業科目を教育課程内に配置している。経営学部では 2 年次に「キャリア開発入門」（2 年次・必修科目）で、自立的なキャリア開発のために必要な現代社会の基礎知識と将来設計のたて方を学修し、「ビジネスコミュニケーション」（2 年次・必修科目）で、社会人として必要なマナーや言葉遣い等と社会で必要となる対人コミュニケーションスキルを学修する。さらに「キャリアデザイン」（3 年次・必修科目）では自己分析や職業理解をテーマとしたグループワークや個人ワークといった実践的活動を体験することで主体的に進路を選択できる姿勢を育成し、就職活動に繋げている。また人間学部では、2 年次は、「キャリアデザイン」（2 年次・必修科目（子ども発達学科を除く））、3 年次は「ビジネスコミュニケーション」（3 年次・選択必修科目）及び「キャリアデザイン」（子ども発達学科 3 年次・必修科目）を配置し、経営学部同様、学生のキャリア形成と職業選択へ向けた支援

を実践している。(表 2-3-1)【資料 2-3-2】

表 2-3-1 教育課程内のキャリア教育科目

開催 時期	授業科目		就職支援セミナー	インターン シップ関連	
	経営 学部	人間 学部			
1	春				
	秋		<ul style="list-style-type: none"> ・社会人になるまでの学生生活の過ごし方 セミナー ・キャリアカルテ面談 		
2	春	キャリア 開発 入門	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップセミナー ・インターンシップ説明会 ・社会人・ジェネリックスキル 育成セミナー①・② ・履歴書・エントリーシート 書き方セミナー① 	●説明会 (5月)	
	秋	ビジネ スコミ ュニケ ーショ ン	キャリア デザ イン	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書・エントリーシート 書き方セミナー② ・職務適性テスト ・社会人としての身だしなみ、 ビジネスマナーセミナー ・業界・業種研究セミナー ・面接対策セミナー 	
3	春	キャリア デザ イン	ビジネ スコミ ュニケ ーショ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・一般常識テスト ・学内合同企業説明会 ・インターンシップ説明会 ・業界・業種研究セミナー ・自己分析・自己 PR 対策セミナー 	
	秋		キャリア デザ イン	<ul style="list-style-type: none"> ・面接対策セミナー ・学内合同企業説明会 	
4	春			<ul style="list-style-type: none"> ・個別キャリア支援(履歴書添削・面接練習) ・学内合同企業説明会 	
	秋			<ul style="list-style-type: none"> ・個別キャリア支援(履歴書添削・面接練習) ・学内合同企業説明会 ・学内企業就職相談会 	

※2 年次春学期から「インターンシップ (コーオプ)」「インターンシップ (学
校)」「インターンシップ (企業)」開講

C)授業科目の学修と並行して、資格・就職支援センターが表 2-3-1 に示すとおり、円滑な就職活動のスタートと進路決定に向けた各種就職支援セミナーを企画・運営している。1 年次は就職準備期間として社会人となるまでの大学生活の過ごし方や将来の目的を意識させる内容を中心に実施している。また、「キャリアカルテ」を用いて資格・就職支援センター職員と進路についての面談を実施している。2 年次では、年間 10 回のセミナーを開催。職業に関する適性を意識し、職業観を養うとともに社会人基礎力・ジェネリックスキルをつける内容を中心に実施し、学生が将来の進路を具体的に考える。3 年次では年間 7 回のセミナーを実施、就職試験の具体的な対策のための基礎知識・実践技能獲得を中心に

本学の教職員と外部講師により実施している。また、模擬試験や体験型のセミナー（学内合同企業説明会等）を取り入れ、職業的自立に向け必要な知識・スキルを獲得する機会としている。

4年次生に対する就職支援は、内定獲得のための具体的な就職活動として「学内合同企業説明会」（4月、11月）、「学内企業就職相談会」（9月）、「個別相談会」（随時）を実施し、学生の就職活動の支援を行っている。（表 2-3-1）

【資料 2-3-3・4】

D) インターンシップに学生が積極的に参加するよう、2年次生と3年次生を対象に説明会を開催している。説明会では、インターンシップの概要、参加の意義・重要性・メリット等を説明している。また、堺市や近隣地域市町村を中心とする企業・団体から本学に募集があったインターンシップを紹介して、参加者を募集している。参加希望者を資格・就職支援センターで取りまとめ、エントリーシートの書き方や心構えを指導し、初めてのインターンシップ活動に取り組みやすくしている。

さらに、インターンシップ活動に対しては、所定の基準を満たした場合には卒業要件単位として認定するために経営学部・人間学部で「インターンシップ（コーオプ）」、「インターンシップ（学校）」、「インターンシップ（企業）」（2年次・選択科目）を教育課程に配置している。**【資料 2-3-4～6】**

E) インターンシップとともに様々なボランティア活動も学生に紹介し、参加を奨励している。令和 5(2023)年度は 114 名（延人数）の学生がボランティア活動に参加した。また、地域の活動にも参加を呼び掛けており、令和 5(2023)年度は 17 名（延人数）の学生が地元の祭り（さつき野夏祭り、堺まつり他）に参加した。在学中に様々な活動を通して経験を積むことにより、対人コミュニケーションスキルを始めとする社会人基礎力を身につけることができる。ボランティア活動に対しては所定の条件を満たした場合、経営学部・人間学部では卒業要件に算入できる「ボランティア実習」（1年次・選択科目）を教育課程に配置している。**【資料 2-3-7～9】**

F) 看護学部は、1 及び 2 年次生に対し、ボランティア活動への参加を積極的に勧めている。医療機関や特別養護老人ホーム等のボランティア活動を通して、多様な年齢層の人との関わりや人のために何かに取り組む活動が、医療人としての資質の涵養につながっている。3 及び 4 年次生は領域別実践実習で、看護技術や保健師としての実践能力を身につけるだけでなく、看護師・保健師として社会で必要となる能力（社会人基礎力）を身につけ、人や地域に貢献するという自覚が涵養されるよう実習指導を行っている。また、3年次生対象には、実習病院を中心とした病院等による就職説明会を学部と資格・就職支援センターで企画・開催している。現職の卒業生から医療現場での体験談やアドバイスを聴く機会でもあり、学生が看護師としての意義を実感し、意識を向上させる機会となっている。**【資料 2-3-10～12】**

G) 資格・就職支援センターでは、看護学部、経営学部及び人間学部 4 年次生に対して、個別に進路決定の支援を実施している。就職活動の相談、求人情報に関

する助言を行うほか、履歴書・エントリーシートの添削や面接についての指導等も、学生の申し出により個別に行っている。【資料 2-3-4】

H)学生の就職活動における利便性のために、本学への求人情報を学生・教職員用ポータルシステム「My TGU.net」に掲載し、学生が検索し確認できるようにしている。また求人に関する情報の検索は資格・就職支援センターのカウンターのパソコンで常時検索可能であり、同センターの書庫では紙媒体の資料が閲覧できる。このように学生は事務職員と直接相談をしながら就職活動を進めて行くことができる体制を整えている。なお、過去3年間の求人社数は、表 2-3-2 のとおりである。(表 2-3-2) 【資料 2-3-13・14】

表 2-3-2 令和 3(2021 年)年度～令和 5(2023 年)年度本学への求人社数

学部	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
経営学部・人間学部	572	810	1,029
看護学部	162	262	400
合計	734	1,072	1,429

*令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、求人社数が減少している

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-3-1】 太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図
- 【資料 2-3-2】 学びの道標 (みちしるべ) (学修支援計画書)「キャリア開発入門」「ビジネスコミュニケーション」「キャリアデザイン」
- 【資料 2-3-3】 2023 年度 就職 (キャリア) カルテ (様式)
- 【資料 2-3-4】 2023 年度 就職サポートセミナー計画 (一例)
- 【資料 2-3-5】 学びの道標 (みちしるべ) (学修支援計画書)「インターンシップ (学校)」「インターンシップ (企業)」
- 【資料 2-3-6】 2023 年度インターンシップ等スケジュール (堺・南大阪地域インターンシップ等推進協議会)
- 【資料 2-3-7】 ボランティア実習 実施要項
- 【資料 2-3-8】 ボランティア派遣依頼について (室戸市)
- 【資料 2-3-9】 「さつき野夏まつり」の開催について
- 【資料 2-3-10】 災害医療訓練へのボランティアの御協力について (大阪急性期・総合医療センター)
- 【資料 2-3-11】 令和 5 年度 児童養護施設 和泉幼児院 夏の体験ボランティア募集について
- 【資料 2-3-12】 太成学院大学 令和 5 年度病院説明会プログラム
- 【資料 2-3-13】 「My TGU.net」企業求人情報検索
- 【資料 2-3-14】 人事採用ご担当者の皆様へ

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- A)年々、就職活動において、インターンシップ参加の重要性が顕著になってきている。本学でも5月に実施している「インターンシップ説明会」では、インターンシップ参加の必要性・メリット等を詳細に説明し、インターンシップに対する動機付け・意識付けは十分できている。しかし、実際の参加数は少ない状況である。学生がインターンシップ参加を躊躇する要因を探り、自主的・積極的に参加できる支援方法を資格・就職支援センターが中心となって検討し、アドバイザー教員、各教育研究組織と支援を実施していく。
- B)キャリアガイダンスとしての授業科目や就職支援セミナーの内容・実施時期は、教員を希望する学生への支援スケジュールを含めたその他の学修支援・学生支援関連の取り組みや学生の意識や希望を把握して検討していく必要がある。
- C)卒業後を見据え、学生の4年間を全体として支援していくという意識のもと、キャリアガイダンスの企画・運営を図っていくため、アドバイザー教員、各教育研究組織と連携して検討を進め、実施していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

A)学生サービス、厚生補導の組織の設置と適切な機能を運用するために、「大学運営会議」、学部内の教育研究組織「学生支援会議」、事務局の「学生サービス課」を設置している。また、学生と教員の人間的交流を深めることを目的に「アドバイザー制度」を設けている。加えて、学生生活の物心両面からの支援のため、在学生の保護者を会員とする教育後援会の運営を行っている。【資料 2-4-1～3】

(ア) 大学運営会議は、学長、副学長、学務長、学部長、教務主事、学生主事、メディアセンター長、教職・教育支援センター長、事務長はじめ事務局各課長等で構成され、月1回開催し、全学の情報共有とともに、大学運営に係る重要な項目を審議している。【資料 2-4-1】

(イ) 「学生サービス課」は、学生サービス課員、保健室職員で構成し、次のような学生生活全般の支援を行っている。①「学生必携」に関すること、②学生の賞罰に関すること、③学生生活の相談、指導、助言に関すること、④学生証明及び在籍に関すること、⑤学生旅客運賃割引証、通学定期券、在学証明書、健康診断証明書に関すること、⑥学生への提示、連絡等に関すること、⑦各種奨学金に関すること、⑧女子学生寮、下宿、アルバイトの紹介等に関すること、⑨学生の福利厚生に関すること、⑩学生の遺失物、拾得物の保管、返戻に関すること、⑪学生の資格支援に関すること、⑫学生の就職支援に関すること、⑬学生の健康管理並びに

保健室の管理運営に関すること、⑭学友会の支援に関すること等の業務を担当している。【資料 F-5】【資料 2-4-4～7】

(ウ) アドバイザ制度は、クラス担任がアドバイザ教員として週 1 回のアセンブリ・アワーを運営し、学生生活が円滑かつ有意義に遂行されるような情報提供と、個人別の相談対応をしている。またアドバイザ教員と学生サービス課が情報を共有することで、課題発生時に大きな機能を果たしている。【資料 2-4-2】

(エ) 教育後援会は、①クラブ活動支援費、②学生食堂サービス向上の一環として試験前応援ランチの補助および秋学期応援ランチの補助等の支援を行っている。【表 2-8】【資料 2-4-3】【資料 2-4-8】

(オ) 実行した主な学生サービス例

①自動証明書発行サービスの採用

本学では、学生の利便性向上を図り、令和 5(2023)年 9 月より、自動証明書発行サービスを採用している。それまでは窓口や郵送でのみの申請であったが、インターネット上で申請できるようになり、発行場所についても、コンビニエンスストアのコピー機からの発行も可能になった。【資料 2-4-9】

②マルチ決済端末の導入

学生による各種支払の利便性向上のため、各種電子決済が可能なマルチ決済端末を令和 6(2024)年 1 月より導入した。電子決済で対応可能な支払方法としては、クレジットカード、QR コード、交通系 IC カードなどの電子決済がある。【資料 2-4-10】

③キャンパス内全域禁煙と完全分煙

本学は、健康増進法の施行に伴い禁煙を推奨し、キャンパス内全域禁煙の取り組みを行っている。平成 25(2013)年度に東館と体育館の間に完全分煙のため喫煙ルーム (Smoking room) を設置した。喫煙は喫煙ルームに限定すること、歩きたばこや本学バス停周辺での喫煙の禁止を周知し、運用している。非喫煙者の受動喫煙防止、火災防止、本学キャンパス内美化を目的に学生が修学する環境整備の向上を行っている。【資料 2-4-11】

④学生生活における阻害要因対策の実施

学生生活を阻害する要因の薬物使用 (大麻・覚せい剤)、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス、以下 SNS とする。)、悪徳商法に巻き込まれない対策を学生サービス課が中心となって情報発信をしている。例えば新入生オリエンテーションでは注意事項の記載してある資料として「新入生へのメッセージ」を配布したり、警察からの広報物の展示を行っている。また大阪府内の大学と大阪府警察が連携して平成 25(2013)年に発足した性犯罪被害の減少に向けて防犯対策に取り組む「防犯キャンパスネットワーク大阪」に参加している。

【資料 2-4-12～13】

⑤避難訓練

消防法に規定する消防計画に基づき、火災に備えた避難訓練を実施している。この訓練は、緊急時の避難経路・避難場所を確認し、学生が迅速・安全に避難できるようにすることを目的としている。この訓練は毎年実施しており、すべての学部の1年次生が参加するため、全学生は在学中に必ず一度は避難訓練を体験している。【資料 2-4-14】

⑥「新入生へのメッセージ」による情報提供

新入生オリエンテーションで楽しいキャンパスライフを送るために新入生に「新入生へのメッセージ」を配付している。新しい環境で有意義な情報を得て、充実した学生生活を送れるよう配慮している。

【資料 2-4-12】

⑦シャトルバスの運行

開学当初より授業時間に連動させて、無料シャトルバスの運行を行っている。喜志線（近畿日本鉄道長野線喜志駅から本学まで）は、朝7時40分喜志駅発大学行にはじまり、19時30分大学発喜志駅行最終便、また中百舌鳥線（大阪市高速電気軌道御堂筋線なかもず駅及び南海電鉄高野線中百舌鳥駅から本学まで）は朝7時50分中百舌鳥発大学行にはじまり、19時20分大学発中百舌鳥行最終便を設定している。大学祭等の行事に対応したバスダイヤも設定し、学生への利便性向上を図っている。【資料 2-4-15】

B)学生の経済的支援は学生サービス課および総務課が対応しており、適切に行っている。本学の学生の経済的支援は、「奨学金制度」、「提携の学費支援」、「資格取得支援」、「学生寮の設置」、「アパート・マンションの紹介」等を行っている。

【資料 2-4-16～23】

(ア) 奨学金制度

本学は大学独自の奨学金制度を設けている。①入学時に学内給付型奨学金として、学部の一般入試の成績優秀者への「太成学院大学奨学金制度」、すべての入試において入学前に大学が指定する資格を取得した入学者への「資格奨学金制度」を各々実施している。②在学中は、新入生のITスキル向上を支援する役割を果たす学生への制度であるSA修学奨励生制度を設けている。①・②ともに学生の経済的支援の奨学金制度である。③学外奨学金は、最も多くの学生が利用する奨学金である「日本学生支援機構奨学金」、他奨学金は、地方公共団体、民間団体の奨学金（看護学部においては公立・私立の病院の奨学金を含む）を扱い、経済的困窮により修学を継続することが困難な学生の救済に親身に対応している。奨学金制度を整備し、適切に運用している。また学費の支払いは、半期一括払いを基本としているが、経済的に一括で学費の支払いが困難な学生に関しては、「延納制度」や半期5回に分けて納入できる「分納制度」により対応している。【資料 2-4-16～20】

(イ) 提携の学費支援

オリエントコーポレーション（オリコ学費サポートプラン）や楽天銀行（教育ローン）と提携することで、優遇金利により利便性を図っている。

【資料 2-4-21】

(ウ) 資格取得支援

学内で「資格支援講座」を開講し、経済的支援の取り組みの一環も兼ねて講座受講料の全額、または半額相当額を合格奨励金として支援している。【資料 2-4-7】

(エ) 女子学生寮（スカイフィル喜志）の充実

遠方より入学する学生の経済的支援は、女子学生寮（以下、学生寮という）全 43 室を設置している。学生寮は、喜志駅より徒歩 8 分の場所に位置する。寮費は、保護者の負担を配慮し、学生のプライバシー保護のため家具付きの個室を設置している。学生寮の賃料（35,000 円）は、周辺マンション（平均 50,000 円）と比べても経済的な賃料となっている。また寮監を配置し、寮生の生活状況を常に把握し、寮生の相談に対応できる体制を整備している。【資料 2-4-22】

(オ) アパート・マンションの紹介

本学では、民間のアパート・マンションに入居を希望する学生にも、学生サービス課で賃貸情報の資料等を用意し、希望者に紹介を行っている。

【資料 2-4-23】

C) 学生の課外活動への支援は、次のように適切に行っている。

(ア) 令和 5(2023)年度学友会登録の課外活動団体は、部 12 団体である。部及びサークルに学友会より「部活動援助費」が配分されている。また教員が部活動、サークル、準備会の顧問となり支援している。大学指定後援クラブの「硬式野球部」と「女子ソフトボール部」は、クラブ活動設立当時より、リーグ戦における費用の援助及び公式戦、練習試合、練習等の移動には、大学専用バスを配車し支援している。【表 2-8】

(イ) 大学祭として 5 月に「さつき祭」を開催している。大学祭実行委員は、参加団体の取りまとめやパンフレットの制作、協賛の募集等を行っている。学生サービス課は学生のサポート役として、学生の社会性の育成とキャンパスライフの活性化のために、地元団体への参加交渉の補助や出店、出演団体への支援を行っている。【資料 2-4-24】

D) 本学では学生が各種相談を行えるように、アドバイザー教員、アセンブリ・アワー、保健室、学生相談室の「フラットホッと～あなたの未来相談室～」等の支援体制を整備している。【資料 2-4-2】【資料 2-4-25・26】

(ア) 保健室は、学生の健康への保持増進を目的として養護教諭 1 人が常駐し、学生の怪我や疾病に対する応急処置をはじめ、健康に関する資料閲覧や個別の健康相談に応じ、学生の健康の自己管理に向けた支援を行っている。利用する学生の性差、プライバシーに配慮するために、入口に「相談中」の表示プレートを表示し、室内をカーテンで仕切るようにしている。また、すべての学生を対象に 3 月下旬に学外の健康管理機関による定期健康診

断を実施している。【資料 2-4-25】

(イ) 本学では学生が気軽に訪れられる相談室として、事務職員が交代で担当する「フラットホッと～あなたの未来相談室～」を設けている。相談室では、相談内容に関するフローチャートを設け、深刻な相談と思われる場合にも対応できる状態を整えている。【資料 2-4-26】

E) 本学の美原キャンパスは、キャンパス周辺に飲食店がないことから学生の満足度向上を目的に月 1 回程度キッチンカーを大学に呼んで、「カフェ&スイーツ」と銘打ち昼食、スイーツを販売している。キッチンカーは、学生にはやっている、学生が喜ぶ、時期等を考えた飲食やスイーツを事務職員が中心に企画、出店交渉、価格交渉、当日の運営、販売数（売上額）の全てを行い、販売数等から点検・評価し、次の企画につなげ、学生から好評を得ている。【資料 2-4-27】

【エビデンス集(データ編)】

【表 2-8】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

【資料 F-5】 2024 年度 学生必携

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-4-1】 太成学院大学 大学運営会議規程
- 【資料 2-4-2】 太成学院大学 アドバイザ制度運用マニュアル
- 【資料 2-4-3】 教育後援会に関する資料一式
- 【資料 2-4-4】 太成学院大学 学生表彰規程
- 【資料 2-4-5】 太成学院大学 学生懲戒規程
- 【資料 2-4-6】 2024 年度 学生必携《9、14～18、28・29、32～45 ページ》
- 【資料 2-4-7】 『学びのトリセツ』（2024 年度）《100～102 ページ》
- 【資料 2-4-8】 ニュースリリース「応援ランチ開催案内」
- 【資料 2-4-9】 証明書発行方法の変更についての告知文
- 【資料 2-4-10】 スマレジ：マルチ決済端末の使い方
- 【資料 2-4-11】 2024 年度 学生必携《31・32 ページ》
- 【資料 2-4-12】 新入生へのメッセージ
- 【資料 2-4-13】 防犯キャンパスネットワーク大阪
- 【資料 2-4-14】 2023 年度 避難訓練（1 年次対象）について
- 【資料 2-4-15】 無料シャトルバスダイヤ
- 【資料 2-4-16】 太成学院大学 2024 募集要項《7～9 ページ》
- 【資料 2-4-17】 2024(令和 6)年度 SA(Student Assistant)修学奨励生募集要項
- 【資料 2-4-18】 【JASSO 奨学金】 在学採用 1 次（新規・追加申込）について（貸与型のみ）
- 【資料 2-4-19】 『Campus Guide 2024』（大学案内）《56 ページ》
- 【資料 2-4-20】 2024 年度 学生必携《13～14 ページ》

- 【資料 2-4-21】 オリコ学費サポートプラン、楽天銀行の教育ローンのご案内
- 【資料 2-4-22】 女子学生専用マンション スカイフィル喜志のご案内
- 【資料 2-4-23】 学生アパート等の物件案内パンフレット
- 【資料 2-4-24】 さつき祭パンフレット
- 【資料 2-4-25】 2024 年度 学生必携《35、40 ページ》
- 【資料 2-4-26】 「フラットとホッと～あなたの未来相談室～」関係資料一覧
- 【資料 2-4-27】 令和 5(2023)年度カフェ&スイーツ 実施報告

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- A) 学生サービスの支援体制は有効に機能しており、今後も教職員間の連絡を密にとり、学生サービス、学生指導などの研修会への参加を通じて職員がスキルアップし、学生サービス向上に努めていく。
- B) 相談窓口として設置している「フラットとホッと～あなたの未来相談室～」は令和 4(2022)年 7 月に開設以来、継続して立ち寄りやすい環境について協議しているが、学生の心的支援のため、今後も運営等について引き続き協議、検討を重ねていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

A) 本学は、「美原キャンパス」、「清滝スポーツ施設」、「鴻池スポーツ施設」を有する大学である。【資料 F-8】

美原キャンパス

B) 教育研究の中心となる「美原キャンパス」は、大阪府堺市美原区平尾 1060-1 に位置し、緑豊かな自然に囲まれている。その校地、運動場、校舎は大学設置基準を上回る面積・規模があり、学生の教育研究を行う機能を有しており、教育目的を達成するための環境が整備されている。

【共通基礎様式 1（組織・設備等）【改正前】】

C) 本学施設はすべて耐震設置基準に適合し、耐震性は確保されている。「建物」、「電気設備」、「エレベータ」、「自動ドア」、「消防設備」は、関連する法令に基づき定期的に点検をし、関係行政機関へ報告書を提出している。また点検結果により年度予算に基づき計画的な改修等を行っており、施設設備の維持管理は適切である。【資料 F-8】【資料 2-5-1～3】

D)施設・設備を改善した事例では、人間学部より学生の演習の為に要望のあったカウンセリングの演習が行える演習室を西館 W107 及び講義室を W107 に接続した W106 に設置した。本演習室及び講義室は主に心理カウンセリング学科の演習室として活用できるようにしている。【資料 2-5-4】

E)「セカンド・プレイス」の一環として学生食堂に大型テレビを設置し、食事ができ、また快適に学修に取組み、憩いの場所として利用できるようにリニューアルした。また、東館 1 階のコミュニティホールも段差があったことから段差を無くしバリアフリー化を実現し、かつ学友会の意見を聞き、その内容を反映し学生食堂と同様に学生が学修と歓談ができる空間として提供している。その他、コミュニティプラザ内に学生が休み時間に友人との歓談や自由にくつろげる空間として人工芝を敷き詰め、学生それぞれの目的に応じて利用できる場所として設置した。これまでの施設を点検・評価し、有効に活用している。

【資料 2-5-5】

体育施設

F)本学の体育施設は、「多目的グラウンド (約 3,565 m²)」、「体育館 (メインアリーナ約 860 m²とトレーニングルーム約 17.4 m²)」、「体力測定評価室」、「ゴルフ練習場」他を有する「美原キャンパス」、夜間照明完備の「天然芝グラウンド (34,000 m²)」及び「野球場 (センター115m、両翼 94m)」、「テニスコート (12 面)」、「セミナーハウス」を有する「清滝スポーツ施設」、「室内温水プール (6 コース×25m)」、「剣道場 (358 m²)」、「トレーニングルーム (125 m²)」を有する「鴻池スポーツ施設」があり整備されている。必要に応じてキャンパス間を移動するシャトルバスを運行し適切に運営・管理し有効活用している。

【資料 F-8】【資料 2-5-6】

図書館

G)図書館は「足立記念館」2 階にある。延床面積は 682 m²、205 席の閲覧席を有している。図書・資料の蔵書数は、図書 79,162 冊、定期刊行物 50 タイトル、視聴覚資料 2,291 点であり、適切な規模の図書館を有し、かつ学術情報資料を確保し管理している。【共通基礎様式 1 (組織・設備等)【改正前】】

情報設備・環境

H)本学の情報機器は、「パソコン実習室」及び「一般教室」、「アクティブ・ラーニング・commons」に設置している。これらの情報機器に導入されているソフトや情報機器本体の点検及び見直しは年 1 回以上行っている。また日々発生する不具合は都度対応し、毎日事務職員及び SA による巡回を行っており、情報機器の維持運営管理は適切である。【資料 2-5-7】

D)学修環境の整備と運営の為に、事務職員も日替りで学内の巡回をし、施設・設備の不備がないかの確認に努めている。その結果、大きな点では東館屋上の空調設備の不具合により音と振動で授業の影響を鑑み省エネも兼ねて室外機の交換を令和 3(2021)年 10 月にし、体育館の館内壁面のボードの交換をしている。その他、蛍光灯の LED 化を始め設備の整備維持に努めている。【資料 2-5-8・9】

施設設備の安全管理

- J)安全管理では、大学の正門に警備員が常駐し、24時間体制で巡回や不審者の入校防止の為に警備を実施し、学生と教職員の安全を確保している。【資料 2-5-10】
- K)非常時の場合の学生及と教職員の安全確保は避難訓練として火災を想定した避難訓練、水消火器による消火器の取扱訓練を実施するとともに防火管理者を選任し、法令に遵守をして安全確保に努めている。【資料 2-5-11】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- A)本学では学修内容に応じた実験・実習施設とそれに伴う設備・器具・備品を完備し、学生が学修に有効に利用している。実習施設としては東館に演習室として「子育て支援アクティブ・ラーニング演習室」、「音楽演習室」、「多目的演習室」が各1室の3室有り、西館には「心理カウンセリング演習室」、「食育推進調理実習室」とIT関係の実習室4室で計6室がある。本館にはIT関係の実習室2室と他「模擬授業演習室」1室の計3室、看護学部実験実習棟には各領域に応じた実習室3室と実験室1室の計4室がある。各室は専攻ごとの学修に必要な設備器具を備えている。又、IT関係の実習室、「音楽演習室」についてはコロナ禍の遠隔授業時に、IT設備の無い学生、音楽装置の無い学生に事前予約形式で開放し有効に活用している。【資料 2-5-12・13】
- B)体育施設は、「美原キャンパス」の「多目的グラウンド（約 3,565 m²）」、「体育館（メインアリーナ約 860 m²とトレーニングルーム約 17.4 m²）」、「体力測定評価室」、「ゴルフ練習場」他に、「清滝スポーツ施設」の夜間照明完備の「天然芝グラウンド（34,000 m²）」及び「野球場（センター115m、両翼 94m）」、「テニスコート（12面）」、「セミナーハウス」がある。又、「鴻池スポーツ施設」の「室内温水プール（6コース×25m）」、「剣道場（358 m²）」、「トレーニングルーム（125 m²）」が整備されており、授業を中心にクラブ活動・課外活動に有効に活用している。【資料 F-8】

ICT 環境

- C)本学では、教育目的を達成できるよう、学生用パソコンとして以下設置している。（表 2-5-1）

表 2-5-1 学生用・情報機器の設置状況

場所	実習室名	パソコン	プリンタ	スキャナ
西館	ヒューマンメディア実習室（1階）	64台	2台	—
	リサーチ・デスク（1階）	3台	1台	1台
	マルチメディア実習室（2階）	64台	2台	—
本館	グループ・ラーニング・エリア（1階）	6台	1台	—
	マルチメディア実習室（3階）	72台	3台	—
足立記念館	グループ・ラーニング・エリア（1階）	6台	1台	—
	リサーチ・ブース（2階図書館内）	21台	1台	—
看護学部実	インフォ・ラウンジ（2階）	3台	1台	—

験実習棟	シミュレーション・ブース（3階）	7台	—	—
	リサーチ・デスク（5階）	5台	1台	—
合 計		251台	13台	1台

D)表 2-5-1 の学生用パソコンは、学生個人に付与したユーザーID 及びパスワードと IC 学生証明書でログインが可能になっている。パソコンは Microsoft® Office・SPSS など同じバージョンの各種授業用ソフトを導入し、インターネット利用も可能になっている。またすべてのパソコンは同一ドメインで管理し、パソコンから利用できる「学生用個人フォルダ」を提供することで、学内のすべてのパソコンで継続して学修することができる教育環境を整えている。これらの学生用パソコンは、「実習室利用可能時間表」を大学ホームページなどに公開することで、学生が自由に利用でき、授業外学修にも活用されている。

【資料 2-5-14】

E)授業用情報設備は、すべての教室に「教員用パソコン」、「書画カメラ」、「Blu-Ray、DVD が再生可能なデッキ」、「外部入力端子を備えたマルチメディア教卓」を設置し、授業が効果的に行える設備を設置するとともに、「ビデオカメラ及び iPad・スマートフォン用の三脚」を設置し、授業の録画や Teams 等で同時配信ができる設備も常備している。（配信・録画用の iPad はメディアセンターにて随時貸出）【資料 2-5-15】

F)学生の学修を支える図書館は、「足立記念館」2 階にある。延床面積は 682 m²、205 席の閲覧席を有している。図書・資料の蔵書数は、図書 79,162 冊、定期刊行物 50 タイトル、視聴覚資料 2,291 点であり、適切な規模の図書館を有し、かつ十分な学術情報資料を確保している。新型コロナウイルス流行のため、令和 3(2021)年度の 4 月から 9 月にかけては 17 時閉館の短縮開館を行っていたが、現在は、平日午前 9 時から午後 6 時 50 分まで開館している。土曜日曜・一斉休業期間・蔵書点検期間を除き、授業が無い期間でも午後 6 時 50 分まで開館している。【共通基礎様式 1（組織・設備等）【改正前】】【資料 2-5-16】

G)令和 5(2023)年度の利用状況は、開館日 228 日、入館者総数 9,824 人、貸出総冊数 1,569 冊（図書）であった。【資料 2-5-17】

H)学生に図書や本学教職員に親しみを持ってもらえるよう、年に 2 回「教職員推薦図書」の企画展示を実施している。各学部の教員、各課の職員から推薦された図書を、推薦文と共に展示配架している。

令和 5(2023)年度からは各回テーマを設けて募集し、毎回特色ある展示を提供できるよう努めている。【資料 2-5-18・19】

I)コロナ禍により、対面の「新入生対象図書館利用説明会」の実施ができなくなったため、図書館利用方法に関する動画教材を作成し、TGU e-Learning で視聴できるようにした。動画教材はアセンブリ・アワーやゼミで活用され、視聴対象も全学生・全教員に広げて図書館利用促進の一助としている。

【資料 2-5-20・21】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- A)学内施設のバリアフリーは車椅子対応として各棟の入り口にスロープを設置し、車椅子対応のトイレも本館に2箇所・看護学部実験実習棟に2箇所・西館に1箇所を設置している。又、通学時に玄関までの車の送迎も申告にて可とし、利便性の向上に努めている。【資料 2-5-22】
- B)2-5-①で記述した東館一階のコミュニティホールの段差を無くし車椅子でもコンビニエンスストアにて買い物ができ、寛げる様にしている。【資料 2-5-23】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- A)すべての学部・学科は原則30名以下の学生数で1ユニットを構成し、2～3ユニットを1クラスとしている。教育効果を十分に上げられるように1クラスを1授業の学生数(クラスサイズ)とし、時間割を編成している。選択必修科目・選択科目は前年度までの履修者数のデータ等により、2クラスあるいは3クラスで時間割の編成を行い、授業を行っている。【資料 2-5-24】
- B)健康スポーツ学科「スポーツ実践実習」(実技科目)は、教育効果を高めるために40～50名で1授業の学生数(クラスサイズ)とし、時間割を編成している。履修にあたり、事前に学生の第1希望・第2希望の希望制を取り、適正な人数になるよう履修指導している。定められた人数を超えた場合は、事前に学生に十分説明している抽選によって履修登録する方法をとっている。学生の希望登録人数が多い場合はクラス数を増やす対応も行っている。【資料 2-5-25】
- C)人間学部及び経営学部のゼミ領域は、所属するゼミを原則希望制としている。ゼミの定員及び選考基準を定め、学生に周知した後、選考を行っている。学生の希望及び学修意欲を尊重するため、教員が教育環境を保障できる範囲で定員を定め、弾力的な運用としている(令和6(2024)年度は、人間学部が6名(上限10名)、経営学部が6名)。【資料 2-5-26】
- D)授業科目ごとの履修者数(履修登録者数)は、専任教員、兼任講師ともに「コマ数一覧」で管理し、次年度の授業科目ごとのクラス数を検討する資料として活用している。【資料 2-5-27】

【エビデンス集(データ編)】

共通基礎様式1 共通基礎様式1 (組織・設備等)【改正前】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

【資料 F-8】 アクセスマップ・キャンパスマップ

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-1】 各業者点検結果報告書

【資料 2-5-2】 建築物定期調査結果書・消防用設備等点検結果報告書

【資料 2-5-3】 中期(5ヵ年)計画(令和6年度)

【資料 2-5-4】 心理カウンセリング演習室写真・教授会議事録(第12回議事録)

- 【資料 2-5-5】 食堂・コミュニティホールとプラザの写真・学友会資料
- 【資料 2-5-6】 シャトルバス特別運行依頼書
- 【資料 2-5-7】 教卓点検対象一覧・教卓メンテナンス作業チェックリスト
- 【資料 2-5-8】 学内巡視点検管理資料
- 【資料 2-5-9】 東館熱源更新工事工程表・工事メール
- 【資料 2-5-10】 警備請負契約書・警備実施要領書
- 【資料 2-5-11】 避難訓練計画書
- 【資料 2-5-12】 2024 年度 学生必携《69～77 ページ》
- 【資料 2-5-13】 施設利用メール
- 【資料 2-5-14】 実習室利用可能時間表
- 【資料 2-5-15】 各講義室のマルチメディア機器一覧
- 【資料 2-5-16】 2024 年度 学生必携《60～61 ページ》
- 【資料 2-5-17】 2023(令和 5)年度 図書館利用統計(報告)
- 【資料 2-5-18】 春学期「教職員推薦書コーナー」展示図書の推薦について
- 【資料 2-5-19】 秋学期「教職員推薦書コーナー」展示図書の推薦について
- 【資料 2-5-20】 新入生対象図書館利用説明について
- 【資料 2-5-21】 メディアセンター図書館の利用について
- 【資料 2-5-22】 2024 年度 学生必携《71～77 ページ》
- 【資料 2-5-23】 東館 1 階バリアフリー前・後の写真
- 【資料 2-5-24】 令和 6(2024)年度 学部学科ユニット別学生数一覧
- 【資料 2-5-25】 (スポーツ実践実習) 学生向け説明資料
- 【資料 2-5-26】 2024(令和 6)年度 人間学部「基礎ゼミ I・II」履修登録について
- 【資料 2-5-27】 2024 年度 コマ数一覧(専任・兼任)(抜粋)

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

- A)校地・校舎等の施設・設備は、維持管理と安全点検は法令を遵守し適切に運営して行く。また、学修環境の改善として、現在進行中の学内の LED 化と空調の整備は、計画的に進め、快適な教育環境を構築して行く。
- B)実習施設については、各学部等の要望、関係法令の改正を踏まえて適切に整備して行く。
- C)IT 環境では、学修支援システム及び教育環境支援の重要な設備として大学開設当初より、ネットワーク環境の充実に力を入れている。学内全域の無線 LAN (Wi-Fi) 整備も平成 22(2010)年には整備を完了する等しており、今後も都度見直しを行っていく。
- D)図書館では、利用率の向上、利用者ニーズに応えるため、「新入生対象の図書館利用説明会」等の図書館主催のプログラムを継続して実施する。また、本学は看護学部だけでなく健康スポーツや心理学など、医療に関する資料を必要とする学科を設置しているため、データベース使用方法の案内を中心とした文献検索講座などのイベントを実施して利用方法を周知し、大学全体の教育・研究の更なる向上を目指していく。
- E)当面は他の設備の管理と同じく、トイレ等のバリアフリー設備の維持管理をしていく。
- F)授業科目ごとの履修者数を年度ごとにチェックしながら今後も継続的に授業を行う学

生数の適切な管理を行っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

A)学修支援に関する意見・要望について本学では、入学時における「新入生アンケート」、全年次を対象に11月～2月にかけて実施する「学修及び満足度アンケート」を実施している。【資料 2-6-1・2】

B)「新入生アンケート」では、入学年度の入学生像を明らかにするために、「進路選択」、「高校までの学修」、「入学時の学修意欲」、「入学後の期待と不安」などを調査している。「学修及び満足度アンケート」では、大学生活への「満足度」、「学修意欲」、「学修時間」、「成長実感」などを調査している。「学修時間」、「成長実感」は、文部科学省「全国学生調査」の結果をベンチマークとし、比較分析している。【資料 2-6-1・2】

C)「新入生アンケート」、「学修及び満足度アンケート」の調査結果は、教授会等を通して共有するとともに、大学や学部学科の教育改善施策への活用資するものとしている。また、大学ホームページで広く公開している。【資料 2-6-3・4】

D)「友人・友達と過ごす」ことが大学生活を「楽しく」、「満足する」という要因であることが令和4(2022)年度までの「学修及び満足度アンケート」の自由記述より得られた。これらの結果を受け「東館1階の学生食堂リニューアル」、「食堂の営業終了後2時以降を自習や歓談の場としての「STUDENT LOUNGE」と命名し開放」、「東館1階のコミュニティホールのリニューアル」、「コミュニティプラザ内に人工芝を敷き詰め歓談の場を提供」、そして「フラッとホッと～あなたの未来相談室～の設置」を行った。【資料 2-6-5】

E)春学期と秋学期には、授業評価アンケートを実施している。これは、学生の授業に対する意見や要望を把握し、授業を改善することを目的としている。授業評価アンケートの結果より授業を担当する専任教員は「教育改善プラン報告書」を作成し、その「教育改善プラン報告書」は次学期以降の授業内容にフィードバックされ、より良い学修環境を整えるために使用される。【資料 2-6-6・7】

F)アドバイザー制度、アSEMBリ・アワー制度を用い、学生が随時教員に相談できる環境を整備している。1クラス30名以下程度の学生に対し、1名のアドバイザー教員と呼ばれる教員がつき、学生の相談を受け、学修支援を行っている。アドバイザー教員は、週1回のアSEMBリ・アワーを運営している。アドバイザー教員はア

センブリ・アワーを用いて、学業、学生生活、進路・就職、学内交友、学内諸活動に関する周知・相談・指導にあたっている。また、アドバイザー教員はアセンブリ・アワー外の時間においても、学生からの教育研究活動や学生生活に関する個別相談を随時受けている。【資料 2-6-8】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する意見、要望の把握・分析と検討結果の活用のために行っていることとして、保健室、フラットホット～あなたの未来相談室～、アセンブリ・アワーをはじめとする各種相談窓口の整備、学修及び満足度に関するアンケート、健康調査票、女子寮 1 年次学生への全員面談などがあげられる。

【資料 2-6-8～13】

A)本学では、学生が心身ともに健康で充実した大学生活を送れるように、保健室、フラットホット～あなたの未来相談室～、アセンブリ・アワーなど、様々なサポート窓口を設置し、学生が意見を大学に伝えやすい環境を整えている。

【資料 2-6-8～11】

(ア) アドバイザ制度は、クラス担任がアドバイザー教員として週 1 回のアセンブリ・アワーを運営し、学生生活が円滑かつ有意義に遂行されるような情報提供と、個人別の相談対応をしている。相談・指導の内容がアドバイザー教員のみで対応が困難と思われる場合は、必要に応じて関連部署と連携の上対応する。【資料 2-6-8】

(イ) 保健室は、学生の健康への保持増進を目的として養護教諭 1 人が常駐し、学生の怪我や疾病に対する応急処置をはじめ、健康に関する資料閲覧や個別の健康相談に応じ、学生の健康の自己管理に向けた支援を行っている。利用する学生の性差、プライバシーに配慮するために、入口に「相談中」の表示プレートを表示し、室内をカーテンで仕切るようにしている。また、すべての学生を対象に 3 月下旬に学外の健康管理機関による定期健康診断を実施している。【資料 2-6-10】

(ウ) 本学では学生が気軽に訪れられる相談室として、事務職員が交代で担当する「フラットホット～あなたの未来相談室～」を設けている。相談室では、相談内容に関するフローチャートを設け、深刻な相談と思われる場合にも対応できる状態を整えている。【資料 2-6-11】

B) 新入生は入学時、健康調査票を提出する必要があると、主に障がいを持つ学生について、大学生活において配慮を要する事項があるとの内容があった場合、学生主事主導のもと支援案を協議している。【資料 2-6-12】

C) 令和 5(2023)年度以降、女子寮に居住している 1 年次の学生に対して個別面談を行っている。女子寮に住んでいる学生同士は距離が近いが、その反面、人間関係に悩む学生もいる。そのため、特に心的な負担の大きい 1 年次学生を対象として、人間関係を含む様々な悩みを早期に汲み取り、心的支援を行うことを面談の目的としている。【資料 2-6-13】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- A)施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、本学のポータルシステムを利用したアンケートおよび、本館ロビーや食堂に常設型のアンケートを設置している。【資料 2-6-14~16】
- B)「デジタル教科書に関するアンケート」では、デジタル教科書利用の停止も視野に、看護学部生を対象にデジタル教科書の利用状況・意見を確認した。アンケートの結果、95.8%もの看護学部生がデジタル教科書を積極的に利用していることが分かり、デジタル教科書の必要性が確認できた。またこのアンケートにより、大学が配付している iPad の性能に不満を感じている学生が一定数存在することも確認できた。【資料 2-6-14】
- C)「学修環境 (ICT) に関する学生向けアンケート」では、学生の自宅での IT 環境やパソコンの保有状況を確認した。本アンケート内の自由記述欄および前述の「デジタル教科書に関するアンケート」で戴いた意見から、令和 4(2022)年から令和 5(2023)年にかけて以下対応を行っている。【資料 2-6-15】
- 【資料 2-6-17・18】
- (ア) 全学生に配付しているモバイル演習端末 (iPad) の見直し
各学部へのヒアリング結果に従い、デジタル教科書を導入している看護学部は「iPad」、人間学部・経営学部は「Windows ノートパソコン」を入学前に学生自身で購入するよう変更した。
- (イ) 学内の Wi-Fi 設備の強化
学生からの意見を元に教員からヒアリングを行い、Wi-Fi アクセスポイントの追加場所を決定、令和 5(2023)年度にネットワーク増強工事を実施した。
- (ウ) ポータルシステム・e-learning のシステムメンテナンス時間の見直し
システムメンテナンスのためのシステム停止時間を「午前 0 時~5 時」から「午前 2 時~4 時」に変更。より遅い時間にするとともに時間短縮を図った。
- (エ) その他、学生対応
配付した iPad を紛失・破損した学生には iPad 貸出制度を実施。システムの操作方法を理解していない学生には説明対応等を行った。
- D)本館ロビーや食堂に常設している食堂アンケートを定期的に集約し、食堂に伝えている。【資料 2-6-16】
- E)令和 3(2021)年度に食堂営業時間外も利用できる「STUDENT LOUNGE」、令和 5(2023)年にはコミュニティホールのリニューアルを行った。特に、コミュニティホールのリニューアルは、学友会役員の見意見を参考に椅子や机などの家具を選定・レイアウトなどを決定した。【資料 2-6-5】
- F)心理カウンセリング演習室は、人間学部教員からの「心理カウンセリング学科専用の演習室が欲しい」という要望により新設した演習室である。心理カウンセリング演習室に設置する機材については、教員の意見を確認しながらその種類や配置を決定している。【資料 2-6-19】

- G) 「新入生アンケート」、「学修及び満足度アンケート」等の学生の意見やニーズをくみ上げるシステムは、アンケートの質問事項を学長室 IR 部門等が毎回点検・評価し、精査した上で実施している。【資料 2-6-20】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-6-1】 新入生アンケート結果 (令和 6(2024)年度) (抜粋)
- 【資料 2-6-2】 学修及び満足度アンケート結果 (令和 5(2023)年度) (抜粋)
- 【資料 2-6-3】 令和 4(2022)年度大学運営会議議事録 (第 3 回) 及び令和 5(2023)年度大学運営会議議題 (第 2 回)
- 【資料 2-6-4】 大学ホームページ (情報公開/11 その他教学に関すること)
- 【資料 2-6-5】 食堂・コミュニティホールとプラザの写真・学友会資料
- 【資料 2-6-6】 授業評価アンケート結果 (抜粋)
- 【資料 2-6-7】 教育改善プラン報告書 (見本)
- 【資料 2-6-8】 太成学院大学 アドバイザ制度運用マニュアル
- 【資料 2-6-9】 相談窓口の案内ページ
- 【資料 2-6-10】 2024 年度 学生必携《35 ページ》
- 【資料 2-6-11】 「フラットホッと～あなたの未来相談室～」関係資料一覧
- 【資料 2-6-12】 健康調査に関する資料
- 【資料 2-6-13】 女子寮 1 年生に対する面談資料
- 【資料 2-6-14】 デジタル教科書に関するアンケート集計結果
- 【資料 2-6-15】 学修環境 (ICT) に関する学生向けアンケート集計結果
- 【資料 2-6-16】 学食アンケート用紙
- 【資料 2-6-17】 (入学予定者向け) iPad 準備のお願い [看護学部]
- 【資料 2-6-18】 パソコン推奨スペックのお知らせ [人間学部・経営学部]
- 【資料 2-6-19】 「心理カウンセリング演習室」 設置機器の準備方針
- 【資料 2-6-20】 学修及び満足度アンケート 新旧対照

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

- A) 学生の意見をくみ上げるシステムは整っており、教職員間での意見の共有も行われている。ただし、学生の持っている問題や、学生が必要としている学修支援は年々変化するため、継続して情報の収集、支援の実施を行っていく。
- B) 学生生活に対する学生の意見をくみ上げるシステムは、学修及び満足度に関するアンケートを中心として整備されている。これらを通して得られた学生の意見の反映に今後も努めていく。
- C) 「学修環境 (ICT) に関する学生向けアンケート」で意見にあった「Microsoft Office 製品を持っていないことで自宅学修に苦慮している学生」への対応は、令和 6(2024)年度に Microsoft と本学の学生であれば一人 5 ライセンスまで「Microsoft Office 製品」を使用できる「(OVS-ES) 包括ライセンス契約」を結ぶことを計画している。
- D) 今後もアンケートシステム及び学友会などを活用し、学生の意見や要望をくみ上げ、学内の施設・設備を改善していく。

〔基準 2 の自己評価〕

2-1. 学生の受入れ

- ・大学の「建学の精神」、「教育目的」を踏まえた学部・学科ごとのアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を明確に定め、大学ホームページや入試ガイド・募集要項等に掲載するとともに、オープンキャンパスや入試説明会等での学生募集活動を通して、広く学内外への周知に努めている。【2-1-①A）、B）、C）】
- ・アドミッション・ポリシーに沿った多様な人材を募集するために、複数の機会を設けて、多様な選抜方式による入学試験を実施している。入試の実施および運営は、入学試験会議規程に基づき適切に運営され、合否判定に至るまで適切な体制の下で公平かつ公正に実施し、実施後は入学者選抜の妥当性を検証し、次年度への反映を行っている。【2-1-②A）、B）、C）、D）、E）、F）、G）、H）、L）、M）】
- ・すべての入試問題の作成は学長が委嘱した入学試験問題作成委員が担当し、学内で作成している。【2-1-②K）】
- ・入学定員・収容定員については未充足の状態にあり、全学部の定員充足と継続的な学生数維持を確保するために、2022TGU グランドデザインプロジェクト、入学試験会議、大学運営会議・各学部教授会でオープンキャンパスや入試制度の見直しの審議・検討を行い、ホームページのリニューアルやオープンキャンパスの内容、入試制度の見直し等の施策を通して、定員充足に努めている。【2-1-③A）、B）、C）、D）、E）、F）、G）、H）、I）、J）】

2-2. 学修支援

- ・学修支援体制として、教職協働で新入生オリエンテーション、プレースメントテストの取組みを行っている。【2-2-①A）】
- ・在学生においても新年度オリエンテーション、アドバイザー制度の取組みを行っている。【2-2-①B）、C）】
- ・学修支援のための施設・設備も整っている。【2-2-①D）】
- ・看護学部においては、デジタル教科書を導入し、効果的な学修支援として活用している。【2-2-①E）】
- ・学生の個々の相談に対応するための相談室を設置している。【2-2-①F）】
- ・「修学面談」や「仮進級制度」を設けて学修支援を行っている。【2-2-①G）、H）】
- ・学生への学修及び授業支援のために、入学前準備教育、アドバイザー制度、オリエンテーション（PROG テスト・プレースメントテスト）、リメディアルクラス、オフィス・アワー制度、SA、看護学部におけるデジタル教科書の導入等の取組みを行っている。【2-2-②A）、B）、C）、D）、F）、H）、I）、J）、L）】
- ・オフィス・アワー制度は、全学的に実施している。専任教育職員は週 1 時限以上のオフィス・アワーを設け、学生に周知している。【2-2-②F）】
- ・教員の教育活動を支援するために、看護学部では専門教育科目における技術演習の際に学生 8～10 名に教員 1 名を配置し、効果的に看護技術修得の指導できる体制を整えている。【2-2-②E）】
- ・障がいのある学生および配慮を必要とする学生については、入学前に提出する『健康調

査票』を元に把握、学生主事主導のもと支援案を作成した上で、配慮を行っている。

【2-2-②G)】

- ・退学や留年を防止するために、修学状況に応じて、アドバイザー教員を中心に対象学生に対する修学相談・教育支援を行っている。**【2-2-②H)、K)】**

2-3. キャリア支援

- ・キャリアガイダンスは教育課程内に設けた授業科目と教育課程外のセミナー等の取り組みを通して学生の職業的自立に向けた支援を行い、学生を意識づけている。また、インターンシップ説明会を始め、様々な就職支援セミナーを開催し、将来の進路を具体的に考える機会としている。ボランティア活動については、学生に紹介し、参加を奨励している。そして学生には、個別に就職活動の相談、助言を行える体制を整えている。また、就職活動の利便性のために、求人情報を「My TGU.net」に掲載している。

【2-3-①A)、B)、C)、D)、E)、F)、G)、H)】

2-4. 学生サービス

- ・学生サービス、厚生補導など学生生活全般に関する支援は「大学運営会議」、「学生サービス課」が中心となって行っている。経済的な支援に関しては「学生サービス課」および「総務課」が中心となり各種奨学金や学費分納の対応、女子寮の運営などを行っている。課外活動については、クラブ活動および大学祭の支援を行っている。心的支援はアドバイザー教員、保健室、学生相談室などが対応しており、学生が自分に合った窓口で相談を行える体制を整えている。他にも学生の満足度向上を目的として、月1回程度キッチンカーを呼んでいる。**【2-4-①A)、B)、C)、D)、E)】**

2-5. 学修環境の整備

- ・教育目的の達成のため、設備・実習施設・図書館・情報設備等の教育環境は適切に設置されており、設備の整備、改善も継続的に行っている。又、校地校舎の面積も設置基準を上回っている。**【2-5-①A)、B)、C)、D)、E)、F)、G)、H)】**
- ・施設・設備の安全性は確保されている。耐震基準も満たしている。**【2-5-①C)、I)、J)、K)】**
- ・学修に必要な施設、ICT環境を含む設備は整え、有効活用されている。**【2-5-②A)、B)、C)、D)、E)】**
- ・適切な規模の図書館を有しており、学生に利用を促す取組も行われている。**【2-5-②F)、G)、H)、I)】**
- ・バリアフリーは維持管理しており、可能な範囲で利便性に努めている。**【2-5-③A)、B)】**
- ・授業を行う学生の数は適切に管理している。**【2-5-④A)、D)】**
- ・演習やゼミの学生数は、教育効果を高めるために希望制をとり、管理している。**【2-5-④B)、C)】**

2-6. 学生の意見・要望への対応

- ・学修支援に関する学生の意見は、主にアンケート及びアドバイザー教員によって把握され

る。アンケートとしては、「学修及び満足度アンケート」、「新入生アンケート」や「授業評価アンケート」があり、アドバイザー教員はアセンブリ・アワーや個別対応によって学生に対応している。【2-6-①A)、B)、C)、D)、E)、F)】

- 学生生活に関する相談窓口として、保健室や事務職員が担当する相談室の「フラットホッと～あなたの未来相談室～」が挙げられる。他にもアドバイザー教員は各学生への個別対応を行っている。学生への調査としては、学修及び満足度に関するアンケートや、新入生対象の健康調査、全学年の健康診断、女子寮居住の学生への個別面談を行っている。【2-6-②A)、B)、C)】
- 「ポータルシステムを利用したアンケート」、「常設置型のアンケート箱」だけでなく、学生組織である「学友会」へのヒアリングを行い、学生の意見をくみ上げている。【2-6-③A)、B)、C)、D)、E)】
- 上記の意見を検証し、必要に応じて改善を行っている。【2-6-③C)、E)、F)】

以上のことから、基準 2「学生」について基準を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

A)ディプロマ・ポリシーの策定にあたっては、「建学の精神」、「教育目的（学則「第2条の2」）」を踏まえ、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに一体的に策定している。学長の諮問機関である「2022TGU グランドデザインプロジェクト」において学部ごとに策定している。策定されたディプロマ・ポリシーを含めた3つのポリシーは、大学運営会議及び学部の教授会に提議し、協議した後、学長の承認を得て最終の決定がなされている。【資料 3-1-1～6】

B)策定されたディプロマ・ポリシーは、いずれの学部も以下の2項目は共通している。

1. 専門的な知識と技能 2. 知性、教養

これは「専門的な知識と技能」を身につけることは学部の教育目的の根幹であり、「知性、教養」を身につけることは「建学の精神」を具現化し、豊かな人間性を身につけることを反映し、策定している。【資料 3-1-7】

C)経営学部は、B) 以外に以下の2項目をディプロマ・ポリシーとしている。

1. 幅広い視野をもって多角的に物事を評価・判断する 2. 学び続ける意義
これは経営学部の教育目的である「実践力」や「問題解決力」を反映し、策定している。【資料 3-1-8】

D)人間学部は、B) 以外に以下の2項目をディプロマ・ポリシーとしている。

1. 課題発見と課題解決 2. 社会で自身の役割を果たす

これは人間学部の教育目的である「社会的貢献」や「社会的課題の解決」を反映し、策定している。【資料 3-1-8】

E)看護学部は、B) 以外に以下の3項目をディプロマ・ポリシーとしている。

1. 課題発見と課題解決 2. 多様な人々との協働 3. 自身の役割を果たす
これは看護学部の教育目的である「様々な問題の解決」、「多職種との協働」、「医療現場での貢献」を反映し、策定している。【資料 3-1-8】

F)ディプロマ・ポリシーの周知は、大学ホームページで広く公表しており、「学生」、「保護者」、「就職先」、「高校の教員」などのステークホルダー、「受験生」なども確認することができる。また、学生は「学生必携」や「学びのトリセツ」でも確認することができる。【資料 F-12-2】【資料 3-1-9・10】

G)令和 5(2023)年度卒業生に対して「学修及び満足度アンケート」によりディプロ

ロマ・ポリシーの評価を実施した。評価は、「とても身に付いた」を4とし、「身に付かなかった」を0とする5段階評価で実施した。結果は、4及び3の評価を選択した学生が大学全体で70%、経営学部で63%、人間学部で71%、看護学部で71%であった。周知に対する直接的な評価ではないが、この結果から概ね学生への周知は行えていると考えている。【資料 3-1-11】

H)看護学部では2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申で、2040年に求められる人材を育成するために「何を学び・身につけることができたのか」という点に着目し、学修者自らが学ぶ環境、個々人の可能性を最大限に伸ばすことを目的に、学部の教務会議で検討し、令和5(2023)年5月に5項目のディプロマ・ポリシーへと改定を行った。看護学部は「建学の精神」、「教育目的」に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定している。

令和4(2022)年には3つのポリシーの方針に一貫性をもたせるよう、教務会議にて検討し、6つの方針へと改定を行った。さらに、学位授与方針を基準とした学修成果の可視化について検討を進めた際、特に本学の特色を示す項目が明瞭でないことを教務会議から2022TGUグランドデザインプロジェクトへ提言し、学位授与方針を再検討し知識・技能・態度に加え、本学の特色を示す「教育は徳なり」、多様な人々と関わり協働して活動できる人を加えた5項目からなる新たな学位授与方針を2022TGUグランドデザインプロジェクトにて決定した。ディプロマ・ポリシーは、令和5(2023)年5月の大学運営会議・教授会において決定し全教員に周知した。学生には、新入生オリエンテーション時に、学部の教育理念として学部長より説明し周知した。大学のホームページ・学びのトリセツに掲載して公表している。【資料 F-12-2】【資料 3-1-9】【資料 3-1-12・13】

I)経営学部では、令和3(2021)年9月の学部の会議で、ディプロマ・ポリシーの変更についての協議を行った。令和4(2022)年11月の「第17回2022TGUグランドデザインプロジェクト」で学長からの諮問を受け教務会議で再検討を行った。さらに、令和5(2023)年5月「第18回2022TGUグランドデザインプロジェクト」で学長から再度の諮問を受け教務会議で再検討を行い、ディプロマ・ポリシーを策定した。

ディプロマ・ポリシーは、本学教授会等で全教職員に周知されるとともに、「学びのトリセツ」、「大学ホームページ」に掲載され、大学内外への周知が図られている。また、新入生オリエンテーションにおいて、学部長が学生へ周知を行っている。【資料 F-12-2】【資料 3-1-9】【資料 3-1-12～15】

J)人間学部では、令和3(2021)年8月の学部の会議でディプロマ・ポリシーの変更についての協議を行い、同月の大学運営会議及び人間学部教授会での協議を経て決定した。また令和5(2023)年5月の「第18回2022TGUグランドデザインプロジェクト」で学長からの諮問を受け、学部の会議で改めて協議を行い、同月の大学運営会議及び人間学部教授会で決定し、全教員に周知した。学生には、新入生オリエンテーションにおいて、学部長より教育理念として説明し周知を図るほか、「学びのトリセツ」、「大学ホームページ」に掲載して公表している。

【資料 F-12-2】【資料 3-1-9】【資料 3-1-12・13】【資料 3-1-15・16】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- A)全学部ともにディプロマ・ポリシーを踏まえて、「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」の「学科教育目標」、「学修教育目的・目標」等を作成している。これらの授業を履修し、単位修得すること(単位認定基準)及び卒業に必要な単位を修得すること(卒業認定基準)でディプロマ・ポリシーを担保することが可能である。【資料 F-12-3~8】
- B)A)を踏まえ「単位認定基準」、「進級基準」、「卒業認定基準」を策定している。「単位認定基準」は、「学則 第 20 条~22 条」、「履修規程 第 11 条」に定め、「進級基準」及び「卒業認定基準」は「履修規程 第 18 条」に定めている。【資料 3-1-17・18】
- C)学生は、大学ホームページや「学びのトリセツ」で確認することができる。また「進級基準」及び「卒業認定基準」は、年 2 回送付される成績通知書の資料にも同封され、確認することができる。その他にも年度の最初に行われる新年度オリエンテーションで学生に周知している。【資料 3-1-19・20】
- D)看護学部では、令和 5(2023)年度より学期はじめの学年オリエンテーション時に、学びのトリセツに基づき成績評価に関すること、単位認定に必要な授業出席割合を学生に説明している。【資料 F-12-2】
- E)ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学修成果の質保証を担保するため「臨地・臨床実習」ではルーブリック評価を用い、その評価基準により評価を行っている。平成 30(2018)年度からルーブリック評価を導入したが、令和 3(2021)年に、教務会議でルーブリック評価の見直を行った。【資料 3-1-21】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- A)単位認定基準は、学則第 20 条~第 22 条に基準を定めている。授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による「教育効果」、「授業時間外に必要な学修」等を考慮し、次の基準により計算するものとする。(1)講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。(2)外国語、演習、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。(3)卒業論文、卒業研究、卒業製作、ゼミ論文、ゼミレポート等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教育課程表に定める単位とする。授業科目を履修し、その総授業時数の 3 分の 2 以上の出席と当該単位学修時間を満たし、かつ、学修の評価が合格であった者には、所定の単位を与える。ただし、看護学部の専門教育科目の演習科目及び学則第 21 条の 2 に定める授業科目については総授業時数の 5 分の 4 以上の出席を必要としている。授業科目の成績評価は、「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」に、到達度評価として「評価方法」、「評価の指標」、「評価割合」を設けるとともに具体的な評価の実施方法も設け、授業担当教員に記載を求めている。学生は、大学ホームページより「学びの道標(み

ちしるべ) (学修支援計画書)」を確認し、授業に臨んでいる。

【資料 F-12-3~8】【資料 3-1-17】【資料 3-1-19】

B)成績評価基準は表 3-1-1 に示すいずれかで評価し、S・A・B・C・R を合格とする。合格した授業科目について、その授業科目の単位を認定している。

(表 3-1-1) 【資料 3-1-18】

表 3-1-1 成績評価基準

評価	評価基準		判定
	レポート・論文など 学修の成果を評価する場合	筆記試験など 点数化して評価する場合	
S	非常に優れている	100~90 点	合格
A	優れている	89~80 点	
B	良い	79~70 点	
C	普通	69~60 点	
R※3	単位を認定する場合		
D※2	不合格	59~0 点	不合格
E※1	認定不可(規定されている以上の出席をしなかった場合)		認定不可

※1 大学設置基準(昭和 31 年 10 月 22 日 文部科学省令第 28 号)第 21 条、第 23 条の主旨に基づき総授業時間数の 3 分の 2 (看護学部の専門教育科目の演習科目および学則第 21 条の 2 に定める科目は 5 分の 4) 以上出席しなかった場合は、単位を認定できません。この場合の評価は「E」とします。また、再試験・追試験の受験はできません。

※2 再試験を受験することができます。当該再試験で合格(60 点以上)した場合の評価は「C」とします。

※3 大学が定めた科目 (「ボランティア実習」「インターンシップ(学校)」「インターンシップ(企業)」「インターンシップ(コーオプ)」など) の合格の評価は「R」とします。

C)進級基準は、履修規程第 18 条に基準を定めている。経営学部・人間学部は、「修学面談」に 1~3 年次まですべてに対象となった学生を「留年」としている。「修学面談」は、①年次通算 GPA が 1.00 以下、②総修得単位数が、1 年次末に 20 単位未満、2 年次末に 40 単位未満、3 年次末に 80 単位未満、③年次内に休学のいずれかに該当する学生を対象とし、該当学生と保護者、アドバイザー教員と所属学部の教員の 4 者面談を行い、修学指導を行っている。看護学部は、1~3 年次のいずれの年次においても進級基準を設けている。ただし、平成 28(2016)年度から学修支援として仮進級制度を設け、学生に周知し、進級基準の改善として運用している。【資料 3-1-18】

D)進級は、経営学部・人間学部は 3 年次末に看護学部は 1~3 年次末に大学運営会議及び学部の教授会で進級判定を行い、厳正に運用している。【資料 3-1-22】

- E)卒業認定基準は、学則第 24 条及び履修規程第 18 条に定めている。卒業は、4 年次末に大学運営会議及び学部の教授会で卒業判定を行い、厳正に運用している。【資料 3-1-23】
- F)学位授与の可否は学則に定められた修業年限(4 年以上の在学期間)と学部・学科ごとに定められた卒業要件単位数に基づき、大学運営会議及び当該学部教授会で審議し、学長が認定している。卒業要件単位数は、毎年度点検・評価を行い、運用している。【資料 3-1-24】
- G)看護学部は、学期末試験、小テストなどの答案用紙は、採点・添削後、必ず学生に返却し模範解答の解説等を通して、学修の指導に注力し、単位認定を厳正に行っている。【資料 3-1-25】
- H)学期末試験は、「学期末試験・追試験試験監督要領」「学期末試験実施のタイムスケジュール」「試験監督の流れ」に沿って実施している。試験監督者は事前に本要領を確認し、不正行為のない厳格な試験を実施している。また、看護学部は教務会議で検討して、不正行為防止対策として、試験監督応援者を増員し役割を明確にしている【資料 3-1-26・27】
- I)看護学部の保健師コースは、履修規程第 3 条の 3 に選考方法及び履修要件を定め、厳正に運用している。【資料 3-1-28】
- J)看護学部の「領域別看護学実践実習」(必修科目 1~4 年次)(以下、領域別実習とする。)の成績評価は、「厳格性」、「公平性」、「明確性」、「妥当性」の観点から平成 30 年(2018)年度からルーブリック評価を導入し実施している。ルーブリック評価は、継続的に点検・評価を行っている。【資料 3-1-21】【資料 3-1-29】
- K)領域別実習は、臨地臨床実習関係会議で、年度末に領域別実習の総括を行い、評価項目ごとに分析し、臨地臨床実習関係会議にて単位認定の妥当性を検討している。【資料 3-1-30】
- L)経営学部では、履修した授業科目の成績評価は、「厳格性」、「公平性」、「明確性」、「妥当性」等が必要とされるため、評価方法に偏りのない総合的観点に基づき、成績評価を行っている。授業科目担当教員は学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)に則って成績評価を行っている。なお、学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)の記載方法の説明においては、「2023 年度経営学部 FD 研修会」にて経営学部教員に周知している。【資料 F-12-3】【資料 3-1-31】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

- 【資料 F-12-2】 『学びのトリセツ』(2024 年度)
- 【資料 F-12-3】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」経営学部現代ビジネス学科
- 【資料 F-12-4】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」人間学部子ども発達学科初等教育コース
- 【資料 F-12-5】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」人間学部子ども発達学科保育コース
- 【資料 F-12-6】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」人間学部健康スポ

ーツ学科

【資料 F-12-7】 「学びの道標 (みちしるべ) (学修支援計画書)」人間学部心理カウンセリング学科

【資料 F-12-8】 「学びの道標 (みちしるべ) (学修支援計画書)」看護学部看護学科

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-1】 太成学院大学 学長室グランドデザインプロジェクト部門運営細則

【資料 3-1-2】 三つの方針、コース (主専攻・副専攻)、教育課程、学事歴等に関する事項について (第 16 回) 議題

【資料 3-1-3】 令和 5(2023)年度大学運営会議議事録 (第 2 回)

【資料 3-1-4】 令和 5(2023)年度経営学部教授会議事録 (第 2 回)

【資料 3-1-5】 令和 5(2023)年度人間学部教授会議事録 (第 2 回)

【資料 3-1-6】 令和 5(2023)年度看護学部教授会議事録 (第 2 回)

【資料 3-1-7】 2024 年度 学生必携《2 ページ》

【資料 3-1-8】 太成学院大学 学則 「第 2 条の 2」

【資料 3-1-9】 大学ホームページ (情報公開/1 教育研究上の目的および方針に関すること)

【資料 3-1-10】 2024 年度 学生必携《7 ページ》

【資料 3-1-11】 令和 5(2023)年度 学修及び満足度アンケート結果 (抜粋)

【資料 3-1-12】 2024(令和 6)年度 三つの方針について

【資料 3-1-13】 令和 6(2024)年度新入生オリエンテーションスケジュール

【資料 3-1-14】 三つの方針、コース (主専攻・副専攻)、教育課程、学事歴等に関する事項について (第 18 回) 議題

【資料 3-1-15】 三つの方針、コース (主専攻・副専攻)、教育課程、学事歴等に関する事項について (第 17 回) 議題

【資料 3-1-16】 人間学部 三つの方針の変更について

【資料 3-1-17】 太成学院大学 学則 「第 20 条」から「第 22 条」

【資料 3-1-18】 太成学院大学 履修規程 「第 11 条」「第 18 条」

【資料 3-1-19】 大学ホームページ (情報公開/5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること)

【資料 3-1-20】 令和 5 年度 学業成績 (秋学期) のお知らせ (人間学部)

【資料 3-1-21】 成人看護学実践実習 ルーブリック (一例)

【資料 3-1-22】 令和 5(2023)年度 進級判定資料 (一例)

【資料 3-1-23】 令和 5(2023)年度 卒業判定資料 (一例)

【資料 3-1-24】 太成学院大学 学則 「別表 2」

【資料 3-1-25】 授業開始にあたって(お願い) (一例)

【資料 3-1-26】 学期末試験実施資料一式

【資料 3-1-27】 2023 年度秋学期学期末試験・再評価期間における不正行為防止対策案

【資料 3-1-28】 太成学院大学 履修規程 「第 3 条の 3」

- 【資料 3-1-29】 看護学実践実習 評価方法 (一例)
- 【資料 3-1-30】 実習総括用紙 (記載様式)
- 【資料 3-1-31】 2023 年度経営学部 FD 研修会 (式次第)

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- A)教育目的とディプロマ・ポリシーとの関係性に不十分さ残るため、今後の点検・評価及び改定の際には関係性がより明確となるように検討していく。
- B)ディプロマ・ポリシーの周知がステークホルダーに対して十分されているかの検証を行う必要があるため、学長室 IR 部門を中心にアンケート調査等で確認し、点検・評価を行っていく。
- C)授業科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に関連しているのかの対応関係をより明確にするため、カリキュラムマップ等の作成に努めていく。
- D)カリキュラムマップ等の作成とともに、進級基準や卒業認定基準もより明確にディプロマ・ポリシーに結び付くものに改定することを検討していく。
- E)現在は経営学部・人間学部の進級基準にのみ GPA を活用しているが、今後は IR データ等から卒業認定基準や看護学部の進級基準にも GPA 等を活用することを検討していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- A)カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、「建学の精神」、「教育目的 (学則「第 2 条の 2」)」を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一体的に策定している。学長の諮問機関である「2022TGU グランドデザインプロジェクト」において学部ごとに策定している。策定されたカリキュラム・ポリシーを含めた 3 つのポリシーは、大学運営会議及び学部の教授会に提議し、協議した後、学長の承認を得て最終の決定がなされている。【資料 3-2-1~5】
- B)カリキュラム・ポリシーの周知は、大学ホームページで広く公表しており、「学生」、「保護者」、「就職先」、「高校の教員」などのステークホルダー、「受験生」なども確認することができる。また、学生は「学生必携」や「学びのトリセツ」でも確認することができる。【資料 F-12-2】【資料 3-2-6・7】
- C)看護学部では、2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン答申で、2040 年

に求められる人材を育成するために「何を学び・身につけることができたのか」という点に着目し、学修者自らが学ぶ環境、個々人の可能性を最大限に伸長することを目的に、学部の教務会議で検討し、令和5(2023)年度には、ディプロマ・ポリシーの策定に伴いカリキュラム・ポリシーについても策定している。

【資料 3-2-8】

D)経営学部では、令和3(2021)年9月の学部会議で、ディプロマ・ポリシーの変更に伴い、カリキュラム・ポリシーの協議を行った。令和4(2022)年11月の「第17回 2022TGU グランドデザインプロジェクト」で学長からの諮問を受け教務会議で再検討を行った。さらに、令和5(2023)年5月「第18回 2022TGU グランドデザインプロジェクト」で学長から再度の諮問を受け教務会議で再検討を行い、ディプロマ・ポリシーとともにカリキュラム・ポリシーを策定した。カリキュラム・ポリシーは、本学教授会等で全教職員に周知されるとともに、「学びのトリセツ」、「大学ホームページ」に掲載され、大学内外への周知が図られている。また、新入生オリエンテーションにおいて、学部長が学生へ周知を行っている。**【資料 3-2-1~3】 【資料 3-2-6~9】**

E)経営学部では、カリキュラム・ポリシーに基づく具体的な内容については、年度初めの新入生オリエンテーション及び2~4年次の学科オリエンテーション時における履修指導などで学生に周知している。**【資料 3-2-9】**

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

A)本学は、3つのポリシーを学校教育法施行規則第165条の2に則り一体的に策定しており、学部の教育課程はディプロマ・ポリシーを起点とし、学則に定める各学部の卒業要件及び卒業認定・学位授与の方針を充たす学生に学士の学位を授与することを達成目標とし、それを育成するための教育戦略を示すものとしてカリキュラム・ポリシーを定めおり、一貫性をもっている。**【資料 3-2-1】**

【資料 3-2-8】

B)学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)において、「学修教育目的」、「学修教育目標」、「学科教育目標」、「到達度評価」、「具体的な達成の目安」、「学修課題(予習・復習)と時間」の記載をすべての授業担当教員に求めており、学生は授業を通して修得することができる内容を知ることができ、履修できる。

【資料 F-12-3~8】

C)経営学部は、下記の図3-2-1に示す通りディプロマ・ポリシーの下線部の内容を項目化しカリキュラム・ポリシーのa~fとして策定している。

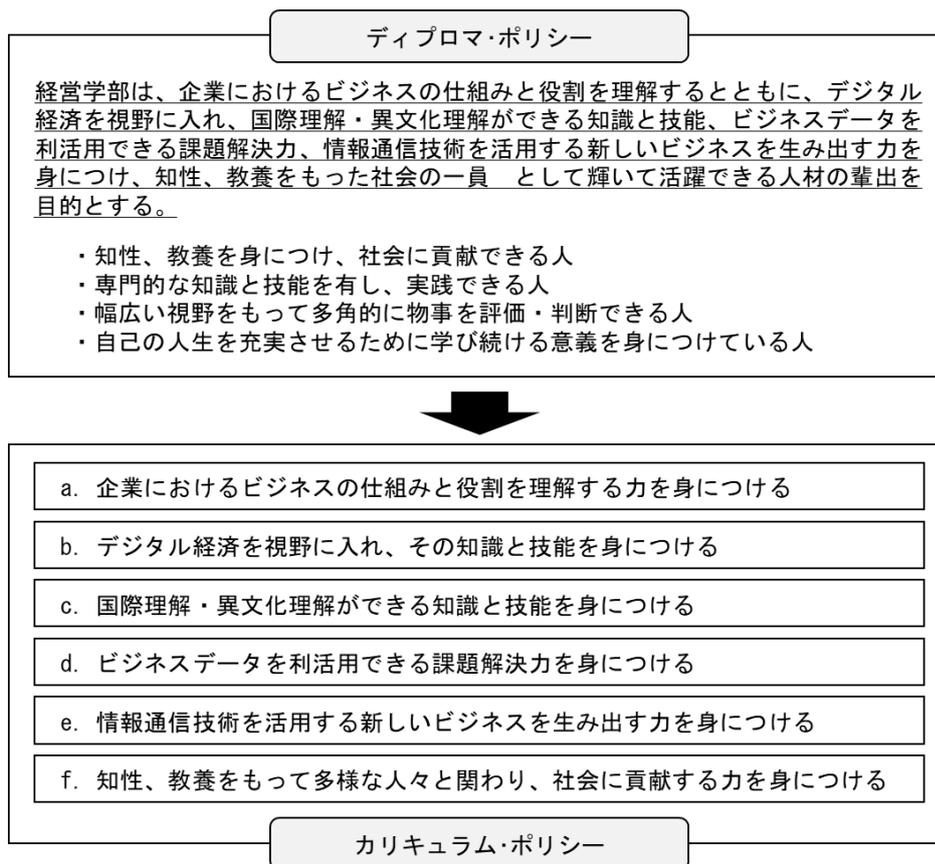


図 3-2-1 ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーの一体的策定

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- A)学部・学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーを踏まえ点検し、学部内の「教科分科会」、「教務会議」で検討し、「学部会議」を経て大学運営会議及び学部の教授会に提出され、決定している。【資料 3-2-10】
- B)各学部・学科ともにカリキュラム・ポリシーに基づき、「総合教養科目」、「専門教育科目」、「専門基礎教育科目（看護学部のみ）」に分け、「総合教養科目」では「茶道と文化（看護学部は「茶道と心）」、「日本の文学」、「アロマテラピー（癒しの文化）」、キャリア教育系・外国語系の科目を配置している。「専門教育科目」、「専門教育科目」では「専門的な知識と技能」、「応用的に活用する力」などを身につけるために基礎から応用への体系的に学ぶことができるように「必修」、「選択必修」、「選択」と分けて科目を配置している。「課題発見・課題解決に取り組む力」は、3～4年次の「ゼミ」や「看護研究」などの科目を配置し、身につけることができるようにしている。【資料 F-12-3～8】
- C)各学部・学科ともに配当される科目は、「学生の多様性・個性」を重視しながらも「単位の実質化」を念頭に教育課程のスリム化を図りながら、体系的な編成を行っている。表 3-2-1 のとおり教育課程の配当科目数を令和 2(2020)年度と令和 6(2024)年度を比較した場合、すべての学部・学科で減少している。
(表 3-2-1)

表 3-2-1 教育課程表の配当科目数と増減率

学部	学科	配当科目数		増減率
		令和 2 (2020)	令和 6 (2024)	
経営	現代ビジネス	121	105	-13.2%
人間	子ども発達	138	131	-5.1%
	健康スポーツ	133	108	-18.8%
	心理カウンセリング	124	117	-5.6%
看護	看護	117	111	-5.1%

D) 「学生の多様化、個性化」とともに、大学の基本コンセプト「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を教育課程で具現化するため「サブオプション」(副専攻)の科目を1つのまとまりのある体系的に編成された科目群とし、人間学部、経営学部の教育課程に令和 3(2021)年度入学生より配置し、学部・学科横断的に履修を可能としている。

「サブオプション」(副専攻)の科目をすべて履修し、単位修得した学生には「副専攻修了証」を発行している。【資料 3-2-11】

E) 人間学部子ども発達学科では、教育職員免許法改正にともない、幼保連携型認定こども園で、教育・保育を一体的に提供する単一の施設として幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭等を配置することとなったことから初等教育コース(幼稚園教諭・小学校教諭課程)に保育士国家試験免除対象科目を配置し、保育教諭等に対応している。【資料 F-12-4】

F) ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、学科教育目標を定め、授業科目ごとの位置づけを明確にしている。学科教育目標は授業科目ごとの「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」に記載している。「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」は、大学ホームページに掲載し、学生及び教職員に公表している。【資料 F-12-3~8】【資料 3-2-12】

G) 看護学部では、令和 4(2022)年度のカリキュラム改正において、看護学部教務会議の中でカリキュラム委員を選定し、カリキュラムマップの作成をして図式化し、順序性に問題ないか検討した。また、専門科目において各年次の専門教育に必要な講義科目に加え、実践的及び応用的能力を養うことができるよう、演習科目・実習科目を配置し、講義⇒演習⇒実習と段階的に学べるようにしている。修得した知識と技術を段階に踏んで進めるよう教育課程を編成している。

【資料 3-2-13・14】

H) 看護学部では、令和 4(2022)年度入学生からボランティア実践を通して、地域において病気や障がいを持ちながら生活している人を理解するために「フィールド演習Ⅰ」(1年次必修科目1単位)、「フィールド演習Ⅱ」(2年次必修科目1単位)を追加した。

これは本科目の学修を通して、主体的に物事を計画し、取り組む力を養い、課題解決ができる人材を積極的に育成することを目的としている。【資料 3-2-14】

- D)看護学部の総合教養科目では、国内外の文化や医療人の基礎となる幅広い科学知識を得ることを主眼とし、それらのポリシーに基づき「オーラルコミュニケーション」「暮らしと化学」「茶道と心」「人間の心」「AIと科学」などの科目を配置している。これらの科目の履修を通して、医療の基礎的知識に加えて人や文化、科学技術、環境などに関する基本的な教養を修得することを目指している。また、汎用的技能を修得するために教育科目として「論文リテラシー」「わかる統計学」を配置している。【資料 F-12-8】
- J)看護学部の専門基礎教育科目では、看護の対象である身体の仕組みと働きを学ぶため「解剖生理学」と「栄養学」などの科目、人の健康生活と保健を学ぶために「発達心理学」と「口腔保健と健康」、「疫学」などの科目、疾病の成り立ちと治療過程を学ぶために「病理学」、「薬理学」、「疾病論」、「生命・医療倫理学」などの科目を配置している。【資料 F-12-8】
- K)看護学部の専門教育科目では、看護専門職の知識と技能を基礎から応用の順序性・体系性に沿って修得するため、基礎看護学領域、専門看護学領域(ライフサイクルレベル)、統合看護学領域(広域・健康レベル)の科目を段階的に配置し、看護実践に必要な、看護の基本的知識と技能を習得するため基礎看護学分野の科目を配置している。また、各年齢層、健康レベル、個人及び集団の健康課題などに応じた看護の知識と技能を修得するために、基礎看護、成人看護、老年看護、母性看護、小児看護、精神看護、地域在宅看護、公衆衛生看護の科目群を配置している。さらに、看護専門職者として生涯にわたり継続して学び続け、看護学を論理的、実践的に理解し、質の高い看護を提供できるようになるため、総合看護学実践実習を配置している。【資料 F-12-8】
- L)経営学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、経営学、経済学、マーケティング、簿記・会計、経営科学、プログラミング、情報システムの各領域及び総合教養科目を設け、各領域の内容を体系的に学修できるように科目を配置している。(表 3-2-2) 【資料 F-12-3】

表 3-2-2 カリキュラム・ポリシーと教育課程の各領域との対応

- | |
|---|
| <p>①企業におけるビジネスの仕組みと役割を理解する力を身につける
経営学領域、経済学領域、簿記・会計領域</p> <p>②デジタル経済を視野に入れ、その知識と技能を身につける
マーケティング領域</p> <p>③国際理解・異文化理解ができる知識と技能を身につける
総合教養科目（基本リテラシー科目）</p> <p>③ビジネスデータを利活用できる課題解決力を身につける
経営科学領域</p> <p>④情報通信技術を活用する新しいビジネスを生み出す力を身につける
情報システム領域、プログラミング領域</p> <p>⑤知性、教養をもって多様な人々と関わり、社会に貢献する力を身につける
総合教養科目（基本教養科目、キャリア形成科目）</p> |
|---|

3-2-④ 教養教育の実施

- A)本学の教養教育は、学長の諮問機関である「2022TGU グランドデザインプロジェクト」において質的向上・改善・充実に関して検討・計画を行い、各学部の「学部会議」、「教務会議」を経て、各学部・学科の教育課程に配置し、大学運営会議及び各学部教授会を経て、実施する体制をとっている。令和 5(2023)年度は、「特色」やディプロマ・ポリシーを踏まえて「知性」、「教養」を身につけることができる教養教育の実現に向けて検討を続け、令和 6(2024)年度中に具体的な提案を行い、令和 7(2025)年度の各学部・学科の教育課程において実施することとなっている。【資料 3-2-15】
- B)本学では全学的な横断科目群として教養教育を位置付けており、令和 6(2024)年度の教育課程には 2 以上の学部・学科で横断する教養教育の科目数が表 3-2-3 のとおりとなっている。

表 3-2-3 令和 6(2024)年度の教養教育の学部横断状況

全教養教育科目数	2 以上の学部・学科で 開設される科目数	1 の学部でのみ 開設される科目数	横断開設率
82	50	32	61.0%

- C)習熟度・到達度の差が大きい「オーラルコミュニケーション」や「ソフトウェアリテラシー」などの外国語系、情報系科目は、人間学部・経営学部においては入学時に実施するプレースメント・テストの「英語」、「情報」の結果により「アドバンス」、「スタンダード」、「ベーシック」の 3 つの習熟度別クラス編成を取り入れ、実施している。「オーラルコミュニケーション」の「アドバンス」はネイティブの外国人講師による授業を実施している。【資料 F-12-3～7】

【資料 3-2-16】

- D)看護学部では、令和 4(2022)年度より「論文リテラシー」を新規科目開講し、レポートにおける文章表現が適切にでき、学生生活において適応するための基礎力の育成、文章を執筆する際の発想力、表現技術、論理的思考を養っている。

【資料 F-12-8】【資料 3-2-17】

- E)看護学部では、建学の精神である「教育は徳なり」に基づく、人間の尊厳などを理解する高い倫理性と崇高な精神を持ち合わせ、対象者の立場に立ち、自立して対象者の代弁者としての役割を果たすことができる人材を育成するため、看護の基盤である人間教育と豊かな人間性を養う教養教育に力を入れている。そのために、倫理では、1 年次に人間はいかに生きるべきかを学ぶ「倫理学」、人を支えるということ学ぶ「メンタリング論(自立型人材育成論)」、日常生活に欠かせない礼儀作法を学ぶ「茶道と心」を配置している。そして 2 年次には基本的人権の尊重やプライバシーに関わることを学ぶ「暮らしの中の憲法」を配置している。

また、アSEMBリ・アワーでは、倫理教育の実施や、人との協働を通し感性を身につけ、将来の職業選択を考える科目となっている。【資料 F-12-8】

【資料 3-2-18】

F)経営学部の教養教育に関する計画や実施、評価や改善に関する内容は、教務会議で所掌し、教養教育の在り方や実施状況を検討して総合教養科目の授業改善に努めている。教養教育の改善事例を以下に示す。

(ア) 基本リテラシー科目（外国語リテラシーや情報リテラシー等の科目群で構成）や基本教養科目（共通および専門基礎教育に関する科目群）の内容を実施してきたが、令和 4(2022)年度には、人生 100 年時代の社会人基礎力や持続的な学修力などの資質・能力の養成を加速するために、キャリア開発やキャリアデザイン等 10 科目（必修 5 科目 8 単位以上、選択 5 科目）の科目群で構成する「キャリア形成科目群」を総合教養科目に加え、教養教育の充実を図った。【資料 F-12-3】【資料 3-2-19】

G)人間学部の学生に対して幅広い分野から選択することを意識させるために、基本リテラシー科目（28 科目）、基本教養科目（16 科目）、キャリア形成科目（7 科目）を設置している。外国語科目については、グローバル化に対応すべく、「英語」、「韓国語」、「中国語」を選択できるようにしている。また、アセンブリ・アワーを 1 年次生、2 年次生に履修必修科目として位置付けており、開講年度に学ぶべき事項について、毎年度修正を加えながら実施している。この取り組みは、いわゆるキャリアゲートの観点から、入学年度から卒業時、卒業後を見据え実施している。【資料 F-12-4～7】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

A)本学では、グループワークやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングについて授業担当教員に「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」の「授業計画表」の「授業の運営方法」に記載することを求めている。

【資料 F-12-3～8】

B)授業評価アンケートとして学生が授業終了後に履修した授業の授業評価を行い、授業担当教員は学生が回答した授業評価アンケートを参考に「教育改善プラン報告書」を作成し、教授方法の工夫・開発を行っている。この教育改善プラン報告書に基づき、次年度の「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」の授業の運営方法などに反映している。【資料 3-2-20・21】

C)本学では、全学組織として「全学 FD 会議」を設置し、教授方法の工夫・開発に努めている。また、学部内の組織体である「学部会議」を中心に学部 FD の実施にも努めている。（図 3-2-2）

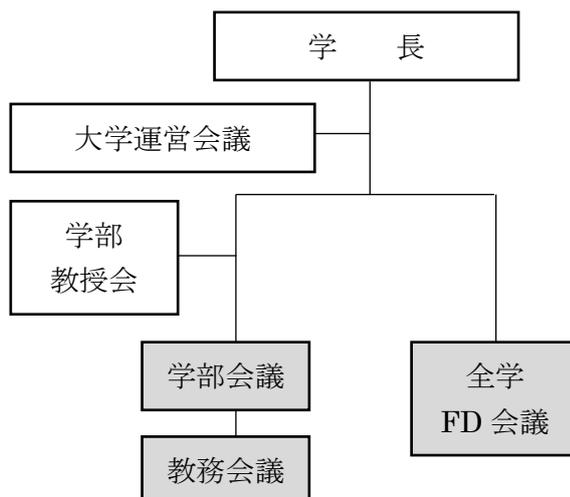


図 3-2-2 教授方法の工夫・開発を担う組織体制

D)経営学部は、教授方法の工夫や新しい教授方法の開発・実施等に関するFD研究会を、定期的で開催している。【資料 3-2-22・23】

E)看護学部では、病院、施設、公共機関等での「領域別看護学実践実習」(必修科目1～4年次)(以下、領域別実習とする。)の教授方法の改善のために、統一した評価基準を設けている。その評価基準に基づき、領域別実習の評価表の項目ごとに付された評価を総合し、領域別実習の最終成績評価を決定している。領域別実習の最終成績評価は領域間の「公平性」、「公正性」を担保するために、成績評価算出方法に従い、決定している。【資料 3-2-24・25】

F)看護学部では、授業の履修や効果的な学習のために、授業内だけでなく、デジタル教科書に付随している動画を予習復習に活用するように促している。また、実習室を予約制で開放し、いつでも学習に活用できるように配慮した。授業外学習に資する適切なフィードバックは、授業演習の課題について学生の学習状況や個別の質問に応じて実施した。【資料 3-2-26・27】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

【資料 F-12-2】 『学びのトリセツ』(2024年度)

【資料 F-12-3】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」経営学部現代ビジネス学科

【資料 F-12-4】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」人間学部子ども発達学科初等教育コース

【資料 F-12-5】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」人間学部子ども発達学科保育コース

【資料 F-12-6】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」人間学部健康スポーツ学科

【資料 F-12-7】 「学びの道標(みちしるべ)(学修支援計画書)」人間学部心理カウンセリング学科

【資料 F-12-8】 「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」看護学部看護学科

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 3-2-1】 三つの方針、コース（主専攻・副専攻）、教育課程、学事歴等に関する事項（第 17 回）議題
- 【資料 3-2-2】 令和 5(2023)年度大学運営会議議事録（第 2 回）
- 【資料 3-2-3】 令和 5(2023)年度経営学部教授会議事録（第 2 回）
- 【資料 3-2-4】 令和 5(2023)年度人間学部教授会議事録（第 2 回）
- 【資料 3-2-5】 令和 5(2023)年度看護学部教授会議事録（第 2 回）
- 【資料 3-2-6】 大学ホームページ（情報公開／1 教育研究上の目的および方針に関すること）
- 【資料 3-2-7】 2024 年度 学生必携《7 ページ》
- 【資料 3-2-8】 2024(令和 6)年度 三つの方針について
- 【資料 3-2-9】 令和 6(2024)年度新入生オリエンテーションスケジュール
- 【資料 3-2-10】 太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図
- 【資料 3-2-11】 太成学院大学副専攻に関する規則
- 【資料 3-2-12】 大学ホームページ（情報公開／5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること）
- 【資料 3-2-13】 太成学院大学看護学部看護学科の教育課程を変更する理由等について（文部科学省看護師課程変更申請書）
- 【資料 3-2-14】 令和 2(2020)年度カリキュラム検討委員会 議事録
- 【資料 3-2-15】 総合教養科目群編成・実施の検討について
- 【資料 3-2-16】 2024(令和 6)年度プレースメント・テスト結果（抜粋）
- 【資料 3-2-17】 『学びのトリセツ』（2024 年度）看護学部教育課程表
- 【資料 3-2-18】 学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）看護学部 「アセンブリ・アワー」
- 【資料 3-2-19】 『学びのトリセツ』（2024 年度）経営学部教育課程表
- 【資料 3-2-20】 授業評価アンケート アンケート項目
- 【資料 3-2-21】 教育改善プラン報告書（様式）
- 【資料 3-2-22】 2023 年度 経営学部 FD 研修会開催について
- 【資料 3-2-23】 経営学部 FD 研修会資料
- 【資料 3-2-24】 看護学実践実習 評価方法（一例）
- 【資料 3-2-25】 成人看護学実践実習 ルーブリック（一例）
- 【資料 3-2-26】 看護学部デジタル教科書・e ナーストレーナー 収録動画
- 【資料 3-2-27】 基礎看護学実習室の使用について（一例）

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- A)カリキュラム・ポリシーの策定は、3つのポリシーの一体的策定を前提に今後も点検・評価を行いながら改定等の検討を行っていく。
- B)ディプロマ・ポリシーをどのような科目で、どのように育成していくかをより体系的

に、かつ学生にわかりやすく伝えるカリキュラムマップ等を作成していく。

C)汎用的能力（リテラシー・コンピテンシー）を教育課程の中でどのように体系的に編成していくかを 2022TGU グランドデザインプロジェクト等により検討していく。

D)教養教育は、学部横断で実施する科目、専門教育に連携する科目にすること、また「知性」、「教養」を身につけることができる科目にすること、低年次で開講する科目と高年次で開講する科目にすること等の教養教育の位置づけを明確にした編成を検討していく。

E)コロナ禍の状況の中で「遠隔授業」等これまでとは違った授業方法、教授方法を行わざるを得なかった。この状況で蓄積された教授方法等を整理し、これからの教授方法の工夫や開発と効果的な実施に役立てるように検討していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

A)本学では、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として「太成学院大学 アセスメント・ポリシー」を策定している。【資料 3-3-1】

B)アセスメント・ポリシーでは、「大学レベル」、「学部・学科レベル」、「科目レベル」の3つのレベルごとに「GPA」、「単位修得率」、「修得単位数」、「学修及び満足度アンケートの結果」、「新入生アンケート」等の指標に基づき、学修成果の可視化を行い、点検・評価を行っている。それらの指標の結果は、大学運営会議及び学部の教授会で報告している。【資料 3-3-2・3】

C)3つのレベルとともに、大学運営会議には教員養成支援会議等の全学組織の議長もメンバーであり、各指標の結果から各全学組織の点検・評価に資する資料としている。【資料 3-3-3・4】

D)「学修及び満足度アンケート」は、学生の学修時間や成長実感を調査し、文部科学省で実施された「全国学生調査」をベンチマークとし、比較している。また、これらの結果を大学ホームページに公開している。【資料 3-4-5・6】

E)看護学部は、スケジュールに沿って国家試験対策を行っており、対策会議を月1回開催し、国家試験対策の分析・評価を行い、内容の改善を図っている。また、成績が低迷している学生は早い段階で個別支援とし、個別学習の実施や環境の調整、面談の実施、保護者との連携を図り、成績の向上、合格率の向上に努めている。【資料 3-3-7】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

- A)「授業評価アンケート」は、授業科目担当教員ごとにアンケート結果をフィードバックし、教員はアンケート結果を勘案しながら担当した授業科目ごとに「教育改善プラン報告書」を作成し、教育方法・内容の改善を行っている。
【資料 3-3-8・9】
- B)開講された全授業科目を対象として、授業担当教員ごと、授業科目ごとに GPA を授業担当教員自らが作成する資料の提出を求め、授業科目ごとの学修成果の点検・評価に資する資料としている。また併せて学期ごとに授業科目ごとの GPA、単位取得率（単位授与率）の一覧表を作成し、全体の点検・評価に資する資料としている。【資料 3-3-10・11】
- C)修学状況は、全学生に対して学部・学科ごと、入学年度ごと、年次ごと、学期ごとに「GPA」、「単位修得率」及び「修得単位数」等をデータ化、一覧化しており、学修指導等の資料として、またその改善に資する資料として活用している。
【資料 3-3-12】
- D)経営学部・人間学部は、年次の通算 GPA や修得単位数の芳しくない学生に対して学修指導としての「修学面談」を実施し、学生の学修意欲の改善・向上に努めている。【資料 3-3-13・14】
- E)令和 5(2023)年度より汎用的能力（リテラシー・コンピテンシー）の醸成を目的とし、1年次及び3年次を対象に PROG テストを実施している。この PROG テストの活用について専任教員を対象に FD 研修会を実施している。研修会を通してアドバイザー教員が PROG テストを活用し、学生個別の学修指導を行えるようにしている。学生に対しては PROG の結果から汎用的能力（リテラシー・コンピテンシー）の醸成のための解説会を実施し、フィードバックしている。【資料 3-3-15・16】
- F)教員免許の取得を支援する全学組織の教員養成支援会議に「教職課程希望者数」、「教職課程履修者数」、「教職課程免許取得数」などのデータをフィードバックし、学修指導や免許取得率向上に向けた改善に資する資料としている。
【資料 3-3-17】
- G)単位修得率や修得単位数のデータに基づき、経営学部及び人間学部（子ども発達学科を除く）では、年間に履修登録できる上限単位数を 48 単位／年間から 42 単位に変更し、「単位の実質化」を図っている。【資料 3-3-18】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 3-3-1】 太成学院大学 アセスメント・ポリシー
- 【資料 3-3-2】 令和 5(2023)年度 GPA・単位修得率状況
- 【資料 3-3-3】 令和 6(2024)年度 大学運営会議 議事録（第 2 回）
- 【資料 3-3-4】 太成学院大学 大学運営会議規程
- 【資料 3-3-5】 令和 5(2023)年度 学修及び満足度アンケート結果（抜粋）
- 【資料 3-3-6】 大学ホームページ（情報公開／11 その他教学に関すること）
- 【資料 3-3-7】 国家試験対策模試結果報告 会議資料（2～4 年次）

- 【資料 3-3-8】 授業評価アンケート結果（抜粋）
- 【資料 3-3-9】 教育改善プラン報告書（見本）
- 【資料 3-3-10】 成績評価算出ファイル(記載書式)
- 【資料 3-3-11】 2023(令和 5)年度春学期 学部別・教員別・授業科目別 単位授与率及び GPA 一覧（一例）
- 【資料 3-3-12】 修学状況データ（一例）
- 【資料 3-3-13】 太成学院大学 学則 「第 22 条の 2」
- 【資料 3-3-14】 太成学院大学 履修規程 「第 11 条の 2」
- 【資料 3-3-15】 2023(令和 5)年度 全学 FD 研修会について
- 【資料 3-3-16】 令和 6(2024)年度 PROG 解説会日程一覧
- 【資料 3-3-17】 令和 5(2023)年度教職課程履修状況一覧
- 【資料 3-3-18】 年間履修登録単位数の上限（CAP）の変更について

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- A)アセスメント・ポリシーで明示された指標は、一部の指標で学修成果の点検・評価に確立、運用できるところまで到達できていないものもある。今後は、それぞれの指標がどのように確立、運用できるかの方法を一層検討していく。
- B)アセスメント・ポリシーで明示された指標は、学修成果の点検・評価に資する資料となっはいるが、評価する基準が定まっていない。今後は指標の評価基準とその効果的なフィードバック方法を検討していく。

[基準 3 の自己評価]

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- ・ディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに一体的に策定している。【3-1-①A)、B)、C)、D)、E)、H)、I)、J)】
- ・ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ、学生必携、学びのトリセツなどで公表しており、「学生」などのステークホルダーに周知されている。【3-1-①F)、G)】
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえて「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」を作成していることから単位認定基準や卒業認定基準はディプロマ・ポリシーの内容を担保している。【3-1-②A)】
- ・「単位認定基準」、「進級基準」、「卒業認定基準」のそれぞれを「学則」及び「履修規程」に定めている。【3-1-②B)】
- ・「単位認定基準」、「進級基準」、「卒業認定基準」は、大学ホームページや「学びのトリセツ」、新入生オリエンテーション、新年度オリエンテーションで学生に周知している。【3-1-②C)、D)、E)】
- ・「単位認定基準」、「進級基準」、「卒業認定基準」及び「成績評価基準」のそれぞれを「学則」及び「履修規程」に定めており、厳正に適用している。【3-1-③A)、B)、C)】
- ・「進級」、「卒業」の判定を実施しており、厳正に適用している。【3-1-③D)、E)、F)】
- ・授業内評価や学期末試験についても「実施要領」等により厳正に運用している。【3-1-③G)、H)】

- ・学部においても成績評価は、厳正に適用している。【3-1-③J)、K)、L)】

3-2. 教育課程及び教授方法

- ・カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに一体的に策定している。【3-2-①A)、C)、D)】
- ・カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページ、学生必携、学びのトリセツなどで公表しており、「学生」などのステークホルダーに周知されている。【3-2-①B)、D)、E)】
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、一体的に策定しており、一貫性をもっている。【3-2-②A)、B)、C)】
- ・学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。【3-2-③A)、B)】
- ・学生の多様化、個性化と「単位の実質化」を踏まえて教育課程を編成している。【3-2-③C)、D)】
- ・学部は、各々の学部特性に応じて教育課程を編成している。【3-2-③E)、F)、G)、H)、I)、J)、K)、L)】
- ・教養教育は、「特性」、「ディプロマ・ポリシー」を踏まえて実施、検討している。【3-2-④A)】
- ・教養教育を学部横断科目群として位置付けて実施している。【3-2-④B)】
- ・学部は、各々の学部特性に応じて教養教育の科目を配置し、実施している。【3-2-④C)、D)、E)、F)、G)】
- ・グループワークなどのアクティブ・ラーニングは、「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」に明記している。【3-2-⑤A)】
- ・「授業評価アンケート」、「教育改善プラン報告書」により授業改善や教授方法の工夫・開発を行い、「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」に反映している。【3-2-⑤B)】
- ・全学 FD 会議や学部ごとに教授方法の開発・実施に努めている。【3-2-⑤C)、D)、E)、F)】

3-3. 学修成果の点検・評価

- ・3つのポリシーを踏まえ、アセスメント・ポリシーを策定し、学修成果の点検・評価を行っている。【3-3-①A)、B)】
- ・大学運営会議、学部の教授会で学修成果を共有し、点検・評価に資する資料としている。また、大学ホームページで公表している。【3-3-①C)、D)、E)】
- ・「授業評価アンケート」、「GPA」、「単位修得率」などは学部にはフィードバックされ、学部の点検・評価に資する資料となり、教育内容・方法や学修指導等の改善を行っている。【3-3-②A)、B)、C)、D)、E)、F)、G)】

以上のことから、基準 3「教育課程」について基準を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

A)教授会、学長・学部長会議、大学運営会議、教育職員資格審査会議、自己点検・評価会議、入試試験会議等の学内会議等は、学長が招集し、議長もしくは構成員として中心的役割を果たし、本学の運営全般にリーダーシップを発揮し適切な決定がなされている。【資料 4-1-1～7】

B)本学は、「3つのポリシー」や「教育の質的保証」などの大学全体の運営において重要となる事案を協議・検討する組織体として学長室に「2022TGU グランドデザインプロジェクト」を設置し、学長に諮問を行っている。諮問された事案は、学長が大学運営会議や学部の教授会に提議し、それらの議を経て、学長が承認し、決定されている。「2022TGU グランドデザインプロジェクト」は、学長の意思決定を行うための補佐的組織となっている。【資料 4-1-8】

C)学長室に IR 部門を設置し、教学に関する情報等の収集と分析を行い、学長の意思決定に資する資料を提供し、情報・分析の面から学長の補佐を行う体制としている。【資料 4-1-9】

D)本学では、大学運営を円滑に遂行するため補佐体制として副学長及び学務長を置いている。副学長は「副学長選任規程」に、学務長は「学務長選任規程」に定めている。【資料 4-1-4・5】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

A)学長は、大学運営会議、教授会等の学内会議に常時出席し、これらの諸会議において教育研究上の事項を中心として本学運営に関する重要事項を協議決定している。特に教育に関する意思決定として学長の諮問機関として教授会の意見を聞き、決定している。教授会は、本学学則第 34 条に「本学に教授会を置く」とし、第 35 条（教授会の構成）・第 36 条（教授会の審議事項）を定め、教学に関する運営方針を協議する場となっており、「教授会規程」を整備している。ここでは学長が意見を聴くことを必要とする教育研究に関する事項が定められている。教授会は学部ごとで開催され、学部の教育研究に関する重要事項が審議される。本学ではそれぞれの会議・分科会についても「大学運営会議規程」、「教務会議規程」等を整備しており、これらの諸規程において意志決定組織並びに

同組織の権限や責任が明確化し、意志決定体制が適切に整備され、その権限及び責任も明確になっている。教授会、大学運営会議は、月1回以上開催されており、教育研究に関する学内の意思決定は迅速かつ的確に行われている。

【資料 F-9-1・2】【資料 4-1-1～3】

B)4-1-①でも記載したとおり、学長室「2022TGU グランドデザインプロジェクト」及び「学長室 IR 部門」は学長の教学マネジメント体制を一層強化するために設置されている。【資料 4-1-8・9】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

A)大学の事務組織については「学校法人天満学園 事務組織規程」第4章に事務組織の責任体制が明確に定められており、事務長を中心に、総務課・教務課・学生サービス課・入試課・メディアセンター事務・図書事務といった各課に課長を置き、人員の適正配置を行い業務の円滑な運営に努めている。

大学の事務組織では、大学事務の目的の明確化、業務の効率化、情報の共有化などの事務局の調整を図るため、「事務局連絡会議細則」に則り、隔週を目途に事務長及び各課の課長より構成される事務局連絡会議を開催し、各課業務の進捗状況や伝達事項の周知等を行う事で、適正な職員配置と効率的な事務、業務の執行に取り組んでいる。【資料 F-9-1・2】【資料 4-1-6～7】

B)本学園の事務、業務の執行は、「学校法人天満学園 職員の職名等に関する規程」のとおり、本学園にあっては理事長の全体的な指揮監督の下、大学の事務組織の運営にあっては、学長の指揮監督の下に事務長が統括している。

事務長の指揮監督のもとに所掌する課長を配置し、所属職員の指揮監督を行うなど管理運営責任者として機能している。また、大学事務長は、理事会及び評議員会に出席し、そこで審議された内容は、事務局連絡会議を通じて各課長に伝達され、各課長から職員に伝達される仕組みとなっている。大学においては、教授会、大学運営会議、教務会議、学生支援会議等の各会議に事務局の管理職が構成員として加わることで教員側の決定が事務局各部署に遅延なく伝わり、機動的・効果的な業務執行が取れている。【資料 F-9-1・2】【資料 4-1-10】

C)職員の採用については、本学就業規則第2章 人事 第10条及び第11条教育職員・事務職員の採用に基づき、組織の活性化並びに円滑な業務遂行、継承を主目的に定期的に公募形式により、新卒者採用及び社会人経験を有する既卒者採用を適正に行い、大学における職員数は、教育職員 62名、兼任講師 104名、事務職員 35名、パート職員 5名、派遣職員 2名となっている。(令和6(2024)年5月1日現在) 【資料 F-9-1・2】【資料 4-1-11～13】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

【資料 F-9-1】 法人の規程一覧及び規程集

【資料 F-9-2】 大学の規程一覧及び規程集

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 4-1-1】 太成学院大学 大学運営会議規程
- 【資料 4-1-2】 太成学院大学 教授会規程
- 【資料 4-1-3】 太成学院大学 教務会議規程
- 【資料 4-1-4】 太成学院大学 副学長選任規程
- 【資料 4-1-5】 太成学院大学 学務長選任規程
- 【資料 4-1-6】 学校法人天満学園 事務組織規程
- 【資料 4-1-7】 太成学院大学 事務局連絡会議細則
- 【資料 4-1-8】 太成学院大学 学長室グランドデザインプロジェクト部門運営細則
- 【資料 4-1-9】 太成学院大学 学長室 IR (Institutional Research) 部門運営細則
- 【資料 4-1-10】 学校法人天満学園 職員の職名等に関する規程
- 【資料 4-1-11】 太成学院大学 教育職員就業規則
- 【資料 4-1-12】 太成学院大学 事務職員就業規則
- 【資料 4-1-13】 太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- A)管理運営面において、学長を頂点とする職制は効果的に機能しており、教育研究活動に関わる意思決定においても十分に機能している。より機能的な運営を行うべく、それぞれの役割と構成の見直し検討を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- A)すべての学部・学科は大学設置基準で定められている専任教員数と教授数を満たしている。また専任教員 62 人に対して、兼任教員(非常勤教員、看護実習担当を含む)は 104 人であり、バランスがとれている。大学全体の年齢別構成は、30 歳代 3.2%、40 歳代 14.5%、50 歳代 30.6%、60 歳以上 51.6%となり、30 歳代が少ないものの相応にバランスが取れていると判断できる。また、男女別の教員配置については、男性 31 人、女性 31 人の男女同数となっている。教員の配置は基本的に専門分野に則って学部・学科ごとに適切に配置している。

【共通基礎様式 1 (組織・設備等)【改正前】】(表 4-2-1)

表 4-2-1 専任教員の年齢構成（上段：人、下段：％）

	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	計
男性	0	4	7	20	31
	0.0	12.9	22.6	64.5	50.0
女性	2	5	12	12	31
	6.5	16.1	38.7	38.7	50.0
計	2	9	19	32	62
	3.2	14.5	30.6	51.6	100.0

B)看護学部は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の指定基準を満たしている(表 4-2-2)。

表 4-2-2 看護学部 専任教員内訳及び職業有資格者数

教授	准教授	講師	助教	計	助手	有資格者	
						看護師	保健師
10	6	5	4	26	0	22	7 ※1

単位：人、※1 教務に関する役職者を 1 人含む

C)教員の採用は公募制で行っており、応募に際しては、履歴書、教育研究業績書、業績を裏付ける資料(論文抜き刷り等)、免許資格証明書の写し等の書類の提出を求めている。「太成学院大学教育職員選考規程」に基づき候補者の選定を行い、審査の公正さを確保し、専門分野に適した人材を得るため「太成学院大学教育職員資格審査会議規程」を設けている。【資料 4-2-1・2】

D)教員の昇任は、「太成学院大学専任教育職員昇任規程」に基づき、教育教学実績、教学(学生)指導実績、教育研究実績等から総合的に評価している。

【資料 4-2-3】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

A)FD は、全学的に FD を推進し、教育研究活動を向上するため「全学 FD 会議」を設置し、FD 研修会の開催を企画・立案し、実施している。

【資料 4-2-4・5】

B)コロナ禍の影響により対面、集合による研修会の実施は難しい状況であったが、教育内容・方法の改善の工夫・開発のために以下の研修会を実施している。

【資料 4-2-6】

1. 大学等における教育 FD 動画コンテンツを利用した研修会
 - ・「大学教育制度論」
 - ・「授業設計論」
2. PROG テスト教職員向け研修会

C)看護学部では毎年、年度はじめ4月の授業開始前に第1回看護学部FD研修を開催している。教育の基本原則である「一貫性」、「同一性」、「早期性」を実質化するために重要なFDであり、学部教員はもとより看護学部の授業担当教員全員が共通認識のもと、一枚岩で学生の教学指導に取り組むために実施しており、学生と教員の信頼関係にも大きく寄与している。【資料4-2-7】

D)看護学部では令和5(2023)年度、教員の教養の向上のために、専任教員だけでなく兼任教員も参加し、「発達障害のある学生の支援について」というテーマで外部講師に依頼して研修会実施した。研修後のアンケート結果では、90%以上の参加者が、研修内容が非常に有意義だった・有意義だったと回答した。

【資料4-2-8・9】

E)経営学部は、教授方法の工夫や新しい教授方法の開発・実施等に関するFD研修会を、定期的で開催している。【資料4-2-10・11】

【エビデンス集(データ編)】

共通基礎様式1 共通基礎様式1 (組織・設備等)【改正前】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料4-2-1】 太成学院大学 教育職員選考規程
- 【資料4-2-2】 太成学院大学 教育職員資格審査会議規程
- 【資料4-2-3】 太成学院大学 専任教職員昇任規程
- 【資料4-2-4】 太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図
- 【資料4-2-5】 太成学院大学 全学FD会議規程
- 【資料4-2-6】 2023(令和5)年度 全学FD研修会について
- 【資料4-2-7】 2023年度第1回看護学部FD研修資料レジュメ
- 【資料4-2-8】 2023年度第2回FD研修会開催のお知らせ
- 【資料4-2-9】 第2回看護学部FD研修会アンケート結果報告
- 【資料4-2-10】 2023年度 経営学部FD研修会開催について
- 【資料4-2-11】 経営学部FD研修会資料

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

- A)教員の年齢構成や男女別の教員配置に偏りが生じないように、人事制度の検証を行うとともに、退職・採用などの人事場面を通じて継続的に見直しを行う。
- B)教員の確保・配置については、中長期的な視点から継続的に見直しを行う。
- C)対面や集合するFDがコロナ禍の状況の中で行えていない。今後は、コロナ禍前と同様なFDを実施していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

A)事務職員就業規則第 7 章教育第 70 条に「大学は事務職員に対し、必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るために各種の教育・研修を行う。事務職員は、教育・研修に進んで参加しなければならない」と規定しており、大学関係団体や一般企業主催のセミナー等に参加できる環境・機会を用意している。事務職員の大学運営に関わる資質・能力向上に向けた取組みとして、日本私立大学協会が行う事務担当者向けの研修会等に積極的に参加させ、これらの研修成果を日常の業務に活用して専門的職能を発揮させるべく積極的に支援している。

【資料 F-9-1】【資料 4-3-1】

B)教員を対象とした全学 FD 会議には学長が任命した事務職員が参加するよう「全学 FD 会議規程」に定め、また、本学教育研究組織の会議には、事務長、各課課長、担当事務職員も陪席として参加し、教員とともに業務を通じて学修成果の向上策を検討、実施しており、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

【資料 F-9-2】【資料 4-3-2】

C)職員の資質・能力向上のための SD 研修として、令和 4(2022)年 2 月に外部講師によるハラスメント研修、令和 4(2022)年 8 月に認証評価制度に関する研修、令和 5(2023)年 8 月に外部講師を招き PROG テスト研修を実施している。また、課長等の資質・能力向上としての研修を事務局連絡会議において随時実施している。

【資料 4-3-3～5】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

【資料 F-9-1】 法人の規程一覧及び規程集

【資料 F-9-2】 大学の規程一覧及び規程集

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-3-1】 太成学院大学 事務職員就業規則

【資料 4-3-2】 太成学院大学 全学 FD 会議規程

【資料 4-3-3】 2021 年度第 1 回 UD 研修の開催について

【資料 4-3-4】 令和 4 (2022)年 8 月認証評価に関する研修実施について

【資料 4-3-5】 2023(令和 5)年度全学 FD 研修会について (PROG テスト教員向け研修会)

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

A)職員の資質・能力向上のために、文部科学省や日本私立大学協会・日本経営協会等が主催する研修会等に積極的に参加し、資質・能力向上を一層促進していくとともに、その

能力やスキルを業務に最大限に生かせるような組織づくりに努めていく。さらに、研修会等に参加した職員が中心に、他職員に研修内容等をフィードバックする等、他の職員の資質・能力向上に寄与する学内での研修会等を実施していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

A)人間学部、経営学部の教員に対しては専任教員 1 人 1 室の研究室を用意し、看護学部教員に対しては、看護学部実験実習棟の広さと利便性から専任教員の内、講師以下の教員は 2 人 1 室となり准教授以上の教員は 1 人 1 室を、各学部兼任講師の方は本館 2 階に兼任講師控え室を基本としている。各研究室は研究に必要とされる広さと IT 環境などを備えている。また、人間学部、経営学部の多くの教員はこの研究室でゼミも行っている。

専任教員には研究に従事できるよう時間割を調整し、勤務時間及び休息時間は、裁量労働制を適用している。また、各学部で「学生支援会議」、「教務会議」を定期的を開催し、大学からは、研究費のサポートや授業評価アンケートの結果も報告をする事で、授業に活かされる研究支援も行っている。【資料 4-4-1~6】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

A)本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「研究費の管理に関する規程」「教育職員教育研究費内規」を設けるとともに、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準（令和 3(2021)年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究活動の不正行為の防止、及び研究費の不正使用の防止を含む研究倫理の確立ための取り組みを行っている。具体的に以下に記載する。【資料 4-4-7~9】

(ア) 毎年、該当する本学教職員を対象にしたコンプライアンス教育を実施している。当日に参加できなかった教職員に対しては TGU e-Learning システムによるオンデマンドの動画配信により視聴と誓約書の提出を義務づけており、ほぼ全員の教職員が誓約書を提出している。なお、新任の専任教員に対しては、年度の初めにコンプライアンス教育を実施し、不正防止のための体制や研究費使用のルール等の受講、コンプライアンスに関する誓約書の提出を義務づけている。【資料 4-4-10~15】

(イ) 本学では、3 学部 5 学科の合同の研究倫理分科会を設置している。分科会では、本学の教員が行う、人を対象とする研究についての審査を行っ

ている。審査は研究倫理に関するルールに基づき、研究倫理審査申請書に記載されている内容が研究倫理規範に適合しているか否かを判定している。なお、本学の研究倫理審査は「随時審査（迅速審査）」を導入し、「人を対象とする研究倫理分科会」への申請・審査を積極的に実施し、審査のスムーズ化をはかっている。【資料 4-4-16～20】

- (ウ) 教員に対しては、「教員対象・研究倫理教育」を実施し、TGU e-Learning システムによる動画を配信し、視聴後に誓約書の提出を義務づけ、必要に応じて受講証明書を発行している。また教員だけではなく、学部生に対する研究倫理教育も実施し、学生の研究倫理についての規範意識を高めるために、アドバイザー教員やゼミ担当教員からの学生の研究倫理教育を実施している。加えて兼任教員に対しても学生対象の研究倫理教育に関わる資料を配布することで、学生の研究倫理教育を徹底している。【資料 4-4-21～30】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- A) 研究費については、各教員の資格に応じて教育研究費を 47 万円から 39 万円にて諸会費・消耗品費・旅費・研修費・図書費で 1 年間分を設定している。研究費の使用については、「学会費等にかかる教育職員教育研究費の取り扱い規定」「研究費の管理に関する規定」にて定められており、研究費については総務課で使用の相談も随時受け付けており、使用について適正に管理している。また、教員の研究活動を積極的に勧めて頂く為に、窓口となる総務課では、公的研究費の募集があると、メールにて各教員に案内をし、募集に際してのスケジュールの説明や相談にも応じ、応募に対しての支援をしている。その外部資金である公的研究費の取り扱いについても「科学研究費助成事業事務取扱規程」を基に、日本学術振興会への問合せをする事により適切な管理をしている。【資料 4-4-8・9】【資料 4-4-31～33】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 4-4-1】 各棟 研究室一覧
- 【資料 4-4-2】 太成学院大学 教育職員就業規則
- 【資料 4-4-3】 太成学院大学 専任教育職員勤務時間等に関する規程
- 【資料 4-4-4】 太成学院大学 教務会議規程
- 【資料 4-4-5】 太成学院大学 学生支援会議規程
- 【資料 4-4-6】 授業評価アンケート結果（抜粋）
- 【資料 4-4-7】 太成学院大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- 【資料 4-4-8】 太成学院大学 研究費の管理に関する規程
- 【資料 4-4-9】 太成学院大学 教育職員教育研究費内規
- 【資料 4-4-10】 太成学院大学 コンプライアンス教育の実施について
- 【資料 4-4-11】 太成学院大学 コンプライアンス教育の実施について（動画資料）

- 【資料 4-4-12】 コンプライアンス教育に関する誓約書（様式）
- 【資料 4-4-13】 太成学院大学 コンプライアンス・研究倫理推進体制
- 【資料 4-4-14】 コンプライアンス教育（資料）
- 【資料 4-4-15】 コンプライアンス教育に関する誓約書 提出確認表
- 【資料 4-4-16】 研究倫理審査の流れ
- 【資料 4-4-17】 太成学院大学 研究倫理審査申請書（様式）
- 【資料 4-4-18】 太成学院大学 研究協力依頼書 同意書（様式）
- 【資料 4-4-19】 太成学院大学 審査結果通知書（様式）
- 【資料 4-4-20】 研究倫理審査手続きの変更について
- 【資料 4-4-21】 教員対象・研究倫理教育の実施について
- 【資料 4-4-22】 教員対象・研究倫理教育の実施について（動画資料）
- 【資料 4-4-23】 教員対象・研究倫理教育配付資料
- 【資料 4-4-24】 研究倫理教育受講証明書について
- 【資料 4-4-25】 研究倫理教育受講証明書交付願（様式）
- 【資料 4-4-26】 研究倫理受講証明書（様式）
- 【資料 4-4-27】 太成学院大学_研究倫理に関する誓約書（様式）
- 【資料 4-4-28】 学生対象研究倫理教育の実施について
- 【資料 4-4-29】 学生対象研究倫理教育配付資料
- 【資料 4-4-30】 研究倫理に関する誓約書 提出確認表
- 【資料 4-4-31】 太成学院大学 学会費等にかかる教育職員研究費の取り扱い規程
- 【資料 4-4-32】 太成学院大学 科学研究費助成事業事務取扱規程
- 【資料 4-4-33】 令和 6(2024)年度科学研究費助成事業公募のメール

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- A)本学では教員が研究できる環境の整備と適切な運営・管理をしているが、今後も施設の老朽化による改善を計画的に実施していく。また、研究費等による研究環境のサポートも継続していく。
- B)人を対象とする研究が活発に行われているため、研究倫理審査の申請数が増加している。そのため令和 6（2024）年度より、審査者の人数を一人増やし、審査を実施している。
- C)現在実施しているコンプライアンス教育や学生と教員を対象とした研究倫理教育を継続し、研究上の不正行為防止を徹底する。
- D)研究活動の資源の配分については、使用に際して、諸規定はあるが、具体的な数値、取り扱いルールが曖昧な点がある。教員が明確に分かるよう、文部科学省・日本学術振興会などの関係機関の情報収集をし、規程の見直し、または細則の制定をしていく。

[基準 4 の自己評価]

4-1. 教学マネジメントの機能性

- ・学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整備されている。【4-1-①A】
- ・学長の諮問機関である会議体を設置するとともに、副学長及び学務長を置き、役割及び

職責が明確になっており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補助体制が整備されている。【4-1-①B)、D)】

- ・大学の意思決定及び業務執行が、大学の使命・目的に沿って迅速かつ的確に行われている。【4-1-②A)】
- ・使命・目的の達成のため、事務組織を整備して効率的な事務体制を構築し、適切に機能している。【4-1-③A)】
- ・業務執行の管理体制を整備し、適切に機能している。【4-1-③B)】
- ・業務遂行に必要な職員を確保し、適切に機能している。【4-1-③C)】

4-2. 教員の配置・職能開発等

- ・全学部学科において大学設置基準で定められている専任教員数と教授数を満たしている。【4-2-①A)、B)】
- ・教員の採用は公募で行っており、規程に基づき厳正に審議し任用している。【4-2-①C)】
- ・教員の昇任は規程に基づき総合的に評価している。【4-2-①D)】
- ・FD は会議体を設置し、また教員を対象とした研修を実施し、教育内容・方法等の改善を行っている。【4-2-②A)、B)】
- ・看護学部、経営学部では、学部独自に FD を実施し、教育内容・方法等の改善を行っている。【4-2-②C)、D)、E)】

4-3. 職員の研修

- ・職員の資質・能力向上のための研修 (SD、UD、FD) などの組織的な取組を継続的に実施している。【4-3-①A)、B)、C)】

4-4. 研究支援

- ・専任教員に対する研究室は用意し整備している。又、研究に従事できるよう時間、研究費等の支援を行っている。【4-4-①A)】
- ・研究倫理は、規程を整備、会議体を設置するとともに、教員・学生向けの教育も行っている。【4-4-②A)】
- ・研究費は研究者の資格に応じ配分されており、その使用については、各規程を設け、その上で事務局でも随時相談に応じている。又、積極的な研究活動をしていただく為に公的研究費の案内等もしており、支援に努めている。【4-4-③A)】

以上のことから、基準 4「教員・職員」について基準を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

A) 本学の設置者である学校法人天満学園（以下、本学園とする。）は、「学校法人天満学園寄附行為（以下、寄附行為とする。）」第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神（教育は徳なり）に基づき学校教育を行い、社会に有意な人材を育成することを目的とする。」と本学園の目的を明確に規定している。さらに就業規則第 1 章第 3 条は、「教育職員、事務職員それぞれについて、職制によって定められた所属長の指示に従って職場の秩序を維持し、所属長は所属教育職員、事務職員の人格を尊重し、互いに協力して諸規程に則りその職務を誠実に遂行しなければならない」と定め、本学園の運営は、寄附行為及び就業規則に基づいて規律と誠実性を維持しつつ進められている。

【資料 F-1】【資料 5-1-1～4】

B) 大学は、経営の規律と誠実性の維持を図るため、日本私立大学協会が公表した「私立大学版ガバナンス・コード《第 1 版》」を基にしつつ、本学園が主体性及び公共性のある自律的なガバナンスとより強固な経営基盤による時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「太成学院大学 ガバナンス・コード 2024」が理事会において承認され、学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法第 63 条の 2 に従った情報公開とともに「学校法人天満学園 情報の公開および開示に関する規程」に則りホームページ上で公開している。

【資料 F-6-4】【資料 5-1-5】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

A) 使命・目的を実現するために、大学の教学部門においては、教授会及び大学運営会議が月 1 回開催され審議の場が設けられている。

法人部門においては、寄附行為第 15 条には理事会に関する条項、また第 18 条には評議員会に関する条項が定められており、寄附行為に従って理事会・評議員会を定期的に行い、経営・財務に関する事項等を中心に審議がなされている。特に予算計画、事業計画を明確にすることにより、学園経営に対する継続的な努力を示している。

議案の内容は、理事会、評議員会の開催 1 週間前には必ず理事・評議員に文書にて通知を行い、定例、臨時と共に寄附行為に準拠し、理事長により適正に開催され、審議されている。理事会、評議員会への出席率は書面での出席を含め

て100%である。

理事会の下に管理運営に必要な機関として法人本部に総務課・経理課を置き、法人本部は大学事務局と常に連携を深め、使命・目的の実現に向けて継続的な努力をしている。【資料 5-1-6・7】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

A)環境保全への配慮は、照明器具のLED化を計画的に進めている。大学の各校舎の主要な講義室、実習室よりLED照明にしている。設置されたソーラーパネルにおいても、本館1階ロビーに設けられた発電量表示パネルで現在の発電ワット数を知ることが出来、節電への意識付けとしている。節電では他に教室、研究室等に冷暖房の目標設定温度を掲示し意識を高めている。

また、堺市の「紙類の分別とリサイクル」の取組にて、本学もリサイクルできる紙の分別とその他のゴミも分別し環境保全に取り組んでいる。

【資料 5-1-8～10】

B)人権への配慮では、学生及び教職員が快適な環境で勉学、教育研究や業務に専念できるよう「キャンパス・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、対応をしている。また人権について、各ハラスメントの未然防止のための研修をしている。「大学における人権・ハラスメント・ダイバーシティ」をテーマにSDとFDを統合したUD研修を令和4(2022)年2月に実施している。

【資料 5-1-11～13】

C)本学就業規則第3章 服務心得において、法令の遵守、信用失態行為の禁止、秘密の厳守、教育職員・事務職員の倫理、服務の心得等を定め、社会的機関としての組織倫理の規程をするとともに、第9章にて服務規律に反した時の規程も定め、人権への配慮についての必要な規程を整備して組織的に取り組み、適正に対応している。【資料 5-1-1～4】

D)安全への配慮では防火防災について、消防法第8条第1項に基づき「太成学院大学消防計画」に防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的としている。法令に基づき、年1回、6月頃に避難訓練を実施している。消防用設備の点検は有資格者業者に委託しており、機器点検は8月、総合点検は2月に実施している。その結果にて指摘事項は計画的に改善をしている。【資料 5-1-14～16】

E)学内の衛生管理については、専門ごとの業者に委託し、キャンパス内の清掃、水質管理、空調管理、浄化槽の維持管理を行い、安全への配慮をしている。また、学生の悩みや健康について本館1階の保健室以外に本館2階の「フラッとホッと～あなたの未来相談室～」の相談室で気軽に相談できる体制をとっている。「フラッとホッと～あなたの未来相談室～」は令和4(2022)年度は開設7か月間で279人が、令和5(2023)年度は開設9か月間で393人の学生が利用している。大学内での健康診断は、学生は新年度前の春に実施し、教職員は夏に実施し、人間ドックの検診も可として、安全と健康の確保に努めている。

【資料 5-1-17～20】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

- 【資料 F-1】 学校法人天満学園 寄附行為
- 【資料 F-6-4】 太成学院大学 ガバナンス・コード 2024

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 5-1-1】 太成学院大学 教育職員就業規則
- 【資料 5-1-2】 太成学院大学 事務職員就業規則
- 【資料 5-1-3】 太成学院大学 臨時事務職員就業規則
- 【資料 5-1-4】 太成学院大学 有期事務職員就業規則
- 【資料 5-1-5】 学校法人天満学園 情報の公開および開示に関する規程
- 【資料 5-1-6】 太成学院大学 教授会規程
- 【資料 5-1-7】 太成学院大学 大学運営会議規程
- 【資料 5-1-8】 LED 工事関係資料
- 【資料 5-1-9】 発電表示パネル写真
- 【資料 5-1-10】 紙類のリサイクル資料
- 【資料 5-1-11】 太成学院大学 キャンパス・ハラスメント防止に関する規程
- 【資料 5-1-12】 2024 年度 学生必携 《47～49 ページ》
- 【資料 5-1-13】 2021 年度第 1 回 UD 研修の開催について
- 【資料 5-1-14】 太成学院大学 消防計画
- 【資料 5-1-15】 避難訓練のお知らせとスケジュール
- 【資料 5-1-16】 建築物定期調査結果書・消防用設備等点検結果報告書
- 【資料 5-1-17】 汚水処理等業者報告書
- 【資料 5-1-18】 「フラットホッと～あなたの未来相談室～」案内資料及び室内写真
- 【資料 5-1-19】 教職員及び学生の健康診断に係る資料
- 【資料 5-1-20】 「フラットホッと～あなたの未来相談室～」利用状況

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- A) 「教育基本法」「学校教育法」及び「私立学校法」などの関係法令を遵守し、今後とも目的・使命並びに建学の精神を果たすべく、太成学院大学ガバナンス・コードに基づき、経営の規律と誠実性をもって、継続的な経営・管理の取組を実施していく。
- B) 環境保全、人権、安全への配慮は、今後も法令を遵守して対応していく。また、施設整備面は、安全・安心で快適なキャンパス環境の保持及び危機管理のために維持管理を行っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- A) 本学の目的を達成するための管理運営組織として本学園に理事会、評議員会を置いており、本学園の管理運営は「寄附行為」に則って行なっている。「寄附行為」では、理事会並びに評議員会の運営と監事の職務等を明確に規定し、学校法人として適正で円滑な業務運営を図るための方針を明記している。理事会は、本学園の管理運営の最高決議機関であり、私立学校法の規定に基づき、寄附行為第3章 役員及び理事会第15条に明記している。役員の構成は8名、監事2名をもって組織され、第6条に基づき1号理事（太成学院大学学長）、2号理事（太成学院大学歯科衛生専門学校学校長）1名、3号理事（太成学院大学高等学校校長）1名、4号理事（評議員のうちから評議員会において専任した者）3名、5号理事（学識経験者のうち理事会において専任した者）3名の計8名となっている。理事会は年4回（5月、10月、翌年2月、3月）の定例理事会及び必要に応じて臨時の理事会が開催されている。5月・前年度の事業報告書及び決算案について、10月・翌年度の予算編成方針案について、翌年2月・補正予算案について、3月・次年度の事業計画案及び予算案について等、予算、決算をはじめとして、法人規程の改正及び設置する学校における規程の整備、改正等、重要な事項について審議決議を行なっている。【資料 F-1】【資料 F-10】
- B) 理事会開催の7日前に各理事に対して、付議すべき事項を書面により通知するよう寄附行為で規定しており、理事会欠席時の委任状は事前に送付している議案資料に基づき、議案ごとに承認（異議なし・異議あり）を得ることとし、書面をもって予め意志を表示した者は出席者とみなし、理事会としての意志決定を適切に行っている。理事会の開催時には会議開催要件の確認とともに、寄附行為第17条に基づき、議事録作成の確認を行うなど適切な運営を行なっている。理事長は、私立学校法第37条第1項及び寄附行為第3章 役員及び理事会第9条に基づき、本学園を代表し、その業務を総理し、毎会計年度終了後、2ヵ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めており、大学のガバナンス改革等の推進に対しての学園の意思決定機関として機能している。年4回開催される理事会は、その機能を十分に発揮して、使命及び目的の達成に向けて、戦略的意志決定ができる体制を整備しており、理事の選任も適正に行われ、理事、監事の出席状況も良好である。【資料 F-1】【資料 F-10】
- C) 令和2(2020)年4月1日施行の改正私立学校法による役員の賠償責任については、役員のうち非業務執行理事等とは責任限定契約を締結し、損害賠償責任の限度額を定めており、役員等の損害賠償のリスクに備えるべく、学園では、役員賠償責任保険に加入している。令和6(2024)年度においても令和6(2024)年3月の理事会で承認され、大学ホームページにも公表している。【資料 5-2-1】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

【資料 F-1】 学校法人天満学園 寄附行為

【資料 F-10】 理事等の役員名簿及び令和5(2023)年度理事会等の開催状況

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-2-1】 学校法人天満学園役員賠償責任保険について(理事会議事録抜粋)

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

A)理事会・評議員会は使命、目標達成に向け戦略的意志決定ができる体制が整備されており、支障なく運営されている。また、近年の大学を取り巻く緩急の急激な変化に対応するため、随時見直し改善を行うなどしてそれぞれの役割、機能強化を図っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

A)管理部門である理事会は、法人及び学園が設置する学校の管理運営に関する基本方針の他、法人の財産や事業計画並びに、財務計画及び人事計画等について審議決定し、学校法人としての業務を決定している。教学部門の審議機関である大学運営会議、教授会は主として学則及び大学の諸規程、教育課程、学生の単位認定、学生の生活指導のほか教育職員任用の委員会に関する事項等について審議している。【資料 F-1】【資料 F-9-1・2】【資料 5-3-1・2】

B)法人の最終的な意思決定機関である理事会の議長を務める理事長は、大学の校務に関する最終的な決定権を持つ学長でもあることから、管理部門と教学部門との橋渡しの役割を担っており、理事会での決定事項や経営方針は大学運営会議や教授会にて適宜、伝達・報告を行い、管理部門である理事会と教学部門の連携を図っている。また、学長は理事会の場で教授会の意思を十分に伝達することで、管理側と教学側の意思決定の円滑化は適切に図られている。

(図 5-3-1)

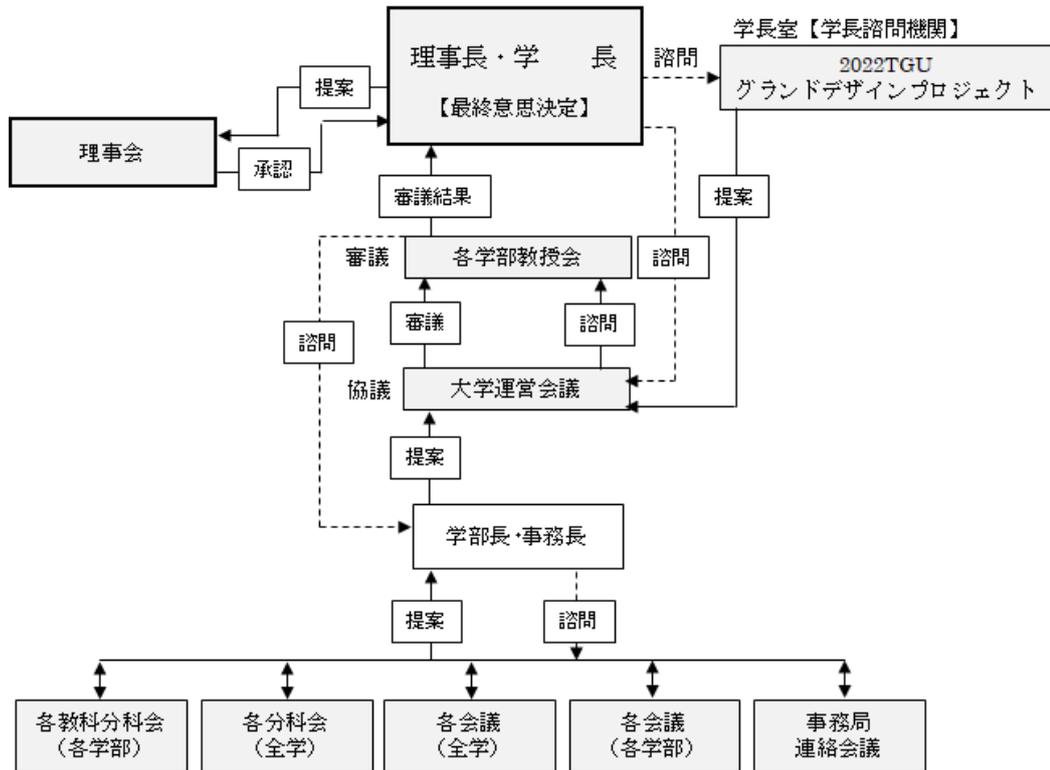


図 5-3-1 教職員の提案などをくみ上げる組織体制

C)太成学院大学教育職員、事務職員就業規則第 9 条において、教育職員、事務職員の任免は理事長が行うことを明記しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えている。【資料 5-3-3・4】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

A)法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック機能は、監事、評議員会によって体制を整備し適切に機能している。これらの体制は「寄附行為」はもとより、「太成学院大学ガバナンス・コード」に監事の職務や権限、評議員会及び評議員の役割等を明確化している。

また、学長、副学長、事務長が理事会に出席し、大学の情報や課題について逐次報告していることで理事全員が状況を確認しており、理事会の決定事項等についても学長、副学長、事務長を通じて教授会、大学運営会議などの教育研究組織に報告をされており、法人及び大学の各運営管理機関の情報共有と相互チェック体制は適切に機能している。【資料 F-10】

B)監事の選任は、寄附行為に基づき、「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任」とし、選任された監事 2 人は、外部の要職でありながら、年 4 回の理事会に出席している。「寄附行為第 7 条」「本学園 監事監査規程」の定めにより、法人の業務及び教育活動、財産の状況について適切な指導

助言を行い、改善点があれば指摘、指導を行なっている。監事は検証終了後「監査報告書」を作成し、会計基準に基づき当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出しており、令和5(2023)年度も業務及び教育活動、財産の状況は適正であるとの報告を行なっている。監事は理事会のみならず評議員会にも出席しており、令和5(2023)年度の理事会、評議員会への出席率は100%である。監事2人は、幅広い意見を述べることにより本学園の健全な運営に大きな役割を果たしている。【資料 F-1】【資料 F-10】【資料 F-11】【資料 5-3-5】

C)評議員会は、本学園の理事会に対する諮問機関であり、寄附行為第18条に明記している。役員構成は評議員17名をもって組織され、寄附行為第22条に記載された諮問事項について理事会に先立って審議、議決し、意見を述べている。評議員会に付議すべき事項については、評議員会開催の7日前までに各評議員へ通知するよう寄附行為で規定しており、評議員会欠席時の委任状は事前に送付している議案資料に基づき、議案ごとに承認(異議なし・異議あり)を得ることとし、寄附行為第18条第8項「書面をもって予め意志を表示した者は出席者とみなす」という条項に照らすと出席率100%となり、評議員会として適正に運営が行われている。【資料 F-1】【資料 F-10】

D)本学は、大学事務の目的の明確化、業務の効率化、情報の共有化などの事務局の調整を図るため、「事務局連絡会議細則」に則り、隔週を目途に事務長及び各課の課長より構成される事務局連絡会議を開催し、各課業務の進捗状況や伝達事項の周知等を行なっている。終了後も学長は各課課長との対話も多く確保されており、学長としての思いを直接教職員に伝える一方、職員からの意見や提案を聞くことに努めている。【資料 5-3-6】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

- 【資料 F-1】 学校法人天満学園 寄附行為
- 【資料 F-9-1】 法人の規程一覧及び規程集
- 【資料 F-9-2】 大学の規程一覧及び規程集
- 【資料 F-10】 理事等の役員名簿及び令和5(2023)年度理事会等の開催状況
- 【資料 F-11】 決算等計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年間)

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 5-3-1】 太成学院大学 教授会規程
- 【資料 5-3-2】 太成学院大学 大学運営会議規程
- 【資料 5-3-3】 太成学院大学 教育職員就業規則
- 【資料 5-3-4】 太成学院大学 事務職員就業規則
- 【資料 5-3-5】 学校法人天満学園 監事監査規程
- 【資料 5-3-6】 太成学院大学 事務局連絡会議細則

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

A)本学園においては、理事会、教授会、学長・学部長会議、各種会議等を通じて、法人

と大学の円滑なコミュニケーションの下、緊密な連携、迅速な意志決定を行っており、その過程においては相互チェックが有効に機能している。

B)学校法人及び高等教育機関を取り巻く環境が急速に変化し、関係法令等が頻繁に改正されている現状から、法人及び本学の規程の改廃等を遺漏なく行い、適切かつ透明性のあるガバナンスを確立していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

A)予算の編成にあたり大学においては、短期、長期的な財務の見直しを立てながらその適正化に努めている。多額の支出を伴う新規事業については、緊急性の有無の判断を的確に行うなど、優先度を明確にして予算額を抑制し、実施時期、金額の妥当性等を十分に検討したうえで、年度ごとの事業計画を策定している。各設置学校園から提出された事業計画を本学園で取りまとめたものを、「令和 5 年度事業計画書」としており、3 月の評議員会で意見を聴いた後に理事会で審議される。事業計画の執行については、事業報告書として、2 月の理事会、評議員会にて、また、当該事業計画年度の 5 月の理事会で最終報告をしている。

【資料 F-6-1】【資料 F-7】

平成 20(2008)年度より、大学の保健体育関係の施設設備充実についての実施計画に伴う第 2 号基本金の計画的な組入を行っていたが、緊急性、優先度等の見直しによりこの計画を中止し、高等学校の耐震改善建築への計画変更が理事会・評議員会により承認された。これにより大学においては、平成 29(2017)年度から新たに施設整備充実特定資産への計画的な組入を行っている。

令和元(2019)年 12 月制定、令和 5(2023)年 12 月に改訂された「学校法人天満学園 中期ビジョン・事業計画 プロジェクト 2025」には中期事業計画が記載されており、ホームページ上でも公開をしている。また、令和 6(2024)年 4 月改定「学校法人天満学園 中期ビジョン・事業計画 プロジェクト 2030」が令和 6(2024)年 5 月の理事会にて承認され、ホームページ上で掲載している。

【資料 F-11】【資料 F-6-2・3】【資料 5-4-1】

B)令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言が発令され、対面授業に変わるオンライン事業対策費として、休学者を除く全ての学生を対象に一律の遠隔事業支援金を支出した。中長期的な計画に立脚しつつも臨機応変な財務運営も行っている。【資料 5-4-2】

C)今後、更に財政基盤を安定させるためには外部資金の導入を行うことが重要となり、外部資金の導入の重要性については、全教職員が認識しており、採択制

の特別補助及びその他の補助金の対象となる可能性のある事業については、積極的に取り組んでいる。(表 5-4-1)

表 5-4-1 令和 5 (2023) 年度特別補助金 (単位: 千円)

特別補助金項目	金額
ICT 活動推進事業補助金	25,487
LED 化工事による特別補助金	17,781
合計	43,268

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

A)本学の令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の 5 ヶ年の事業活動収支の経常収支差額、当年度収支差額ともに収入超過を維持しており、安定した財政基盤を確立している。

各年度の 5 月 1 日付の学生数も年々増加しており、学生数に連動する学生生徒等納付金比率は、令和 5(2023)年度、85.6%であり、最も大きな割合を占めている。

法人全体の事業活動収入のうち、大学の事業活動収入が大きく占める中、大学の財務の健全化が法人全体の財務運営において極めて重要となる。学生生徒等納付金比率にみるとおり、学納金への依存度は高いため、支出の大きな割合を占める人件費の抑制は必須となっている。令和 5(2023)年度においての人件費比率 45.8%、人件費依存率 53.5%とあるが令和 4(2022)年度までは 50%を下回っており、収支のバランスは確保できている。人件費比率、人件費依存率は低い比率で推移しつつも、教育の充実を図るために教育職員の確保と充実にも努めている。

資料 F-11 に示すとおり大学は、経常収支差額・基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額共に使命・目的及び教育目的達成のための収支バランスがとれており、経営状態は安定している。本学園の経常収支差額も黒字で推移しており、日本私学学校振興・共済事業団の指標「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」では、A3 判定の正常状態となっている。

基本金組入前当年度収支差額も収入超過で推移しているが、借入金返済、未払金返済、施設設備等にかかる基本金組入を行うことにより、当年度収支差額が令和 2(2020)年度は一となっているものの令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年では黒字となっており、本学園の収支のバランスもとれている。

借入金については、約定通り順調に返済が進んでおり、これに伴って元金返済額及び支払利息も着実に減少している。学園全体の平成 30(2018)年度末現預金残高 1,752,731 千円から令和 4(2022)年度は 257,610 千円増の 2,010,341 千円となっており順調に推移している。また、表 5-5 で示す通り、引当特定資産においても、令和 1(2019)年度に比べ令和 5(2023)年度は 806,000 千円増の 2,851,966 千円となっているが、安定した財務基盤の確立のために、引き続き金融資産の積み上げを図っていく。【表 5-2】【表 5-3】【表 5-5】【資料 5-4-3】

【エビデンス集(データ編)】

- 【表 5-2】 事業活動収支計算書関係比率 (法人全体)
- 【表 5-3】 事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)
- 【表 5-5】 要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの)

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

- 【資料 F-6-1】 学校法人天満学園 令和 5 年度事業計画書
- 【資料 F-6-2】 学校法人天満学園中期ビジョン・事業計画 プロジェクト 2025
- 【資料 F-6-3】 学校法人天満学園中期ビジョン・事業計画 プロジェクト 2030
- 【資料 F-7】 学校法人天満学園 令和 5 年度事業報告書
- 【資料 F-11】 決算等計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 5-4-1】 令和 5(2023)年度予算編成方針
- 【資料 5-4-2】 太成学院大学の学生支援について
- 【資料 5-4-3】 令和 1(2019)年度～令和 5(2023)年度 収支状況

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

A) 少子化の影響により、学生生徒等納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される。本学は収入面で学納金への依存度が高いため、収支状況を維持していくためには現状以上の学生の確保が絶対条件となるが、令和 5(2023)年度においては学生数減による学納金収入の減に加え、他部門の支出超過により学園全体の支出超過が大きくなった。今後も入学定員の確保を最重要課題として募集活動を実施するとともに、経費の節減、合理化などを図り、財政基盤の健全化、安定化に努めていく。また、社会情勢の変化により、家庭内財政状態の悪化の結果、学費未納による除籍・退学といったようなケースが年々増加しており、学部ごとの退学防止にかかる取り組みを全学的な対応により学生の流出防止に努めたい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

A) 会計処理については、大学総務課の会計担当者と本学園会計担当者が連絡を密に取りながら、学校法人会計基準及び本学園 経理規程に則り、適正に行っている。また、平常の会計処理の疑問点等は本学園担当の公認会計士及び日本私立学校振興・共済事業団に直接電話等で質問、相談するなどして、その都度適切な業務を遂行している。

計算書類は、本学園において作成しているが、監査法人と監事の監査を経て、理事会の承認後、評議員会へ報告を行い、監査法人による監査報告書を添えて、6月上旬には文部科学省に提出している。【資料 F-11】

- B)教育研究目的を達成するために必要な予算は、「本学園 予算編成規程」に則り、学校法人会計基準の計算体系及び収支の費目ごとに編成を行い運営している。毎年11月中旬の評議員会に諮り、理事会の決議を経て「予算編成方針」が理事長から出され、それに基づき大学においては各課で計画した事業計画書および予算積算書をもとに予算編成会議を行なっている。事業の目的などを個別に審査し、特色ある教育研究の推進、授業や学生生活の充実などメリハリのある予算配分の査定を行なっている結果、教育研究目的達成のための必要な経費は十分に確保されている。予算編成は毎年3月に当初予算案を編成して理事会及び評議員会に諮っており、さらに補正予算の編成が必要な場合は理事会及び評議員会に諮り、決算との大きな差異がないようにつとめている。【資料 F-9-1・2】
【資料 F-10】【資料 5-5-1・2】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- A)公認会計士による外部監査(私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査)については、毎年11月から翌年5月中旬まで、年間十数日にわたり延べ34名の会計士により実施され、議事録の閲覧、人事、税務、会計処理等の全般にわたって詳細な確認、検討を行われ、適正な会計処理が認められた。また、監事による監査については、私立学校法及び私立学校振興助成法並びに学校会計基準などの法令に基づき、大学及び各校園の業務について適正かつ厳正なる監査を実施している。また、監査法人の公認会計士と監事とは決算時期には監事による監査前にミーティングを行い、会計士から総括意見と指摘事項の報告を受けることで会計処理の適正を維持しており、また、毎年9月中頃には、公認会計士、監事、大学・高校の事務長による意見交換も行われており、監査法人、法人監事が有機的に機能して厳正な監査体制が維持されている。監事は検証の終了後に「監査報告書」を作成し、決算案を審議する理事会、評議員会にも提出し、監査報告を行っている。【資料 F-11】

【エビデンス集(資料編・基礎資料)】

- 【資料 F-9-1】 法人の規程一覧及び規程集
- 【資料 F-9-2】 大学の規程一覧及び規程集
- 【資料 F-10】 理事等の役員名簿及び令和5(2023)年度理事会等の開催状況
- 【資料 F-11】 決算等計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年間)

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 5-5-1】 学校法人天満学園 予算編成規程
- 【資料 5-5-2】 令和5(2023)年度予算編成方針

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

A)今後も会計処理の適正な実施のため、文部科学省の関係通知及び日本会計士協会の指針などに留意しながら、適正な会計処理が継続されるように対処していく。

[基準5の自己評価]

5-1. 経営の規律と誠実性

- ・経営の規律と誠実性については、寄附行為及び就業規則に基づき適切な運営を行なっている。【5-1-①A)・B)】
- ・使命・目的を実現するために、5-1-②A)のとおり継続的な努力を行なっている。
- ・環境保全については、適切に取り組んでいる。【5-1-③A)】
- ・人権についても、研修会や各規程を設けて適切に運営している。【5-1-③B)、C)】
- ・安全への配慮も法令を遵守し、災害・健康問題に取り組んでいる。【5-1-③D)、E)】

5-2. 理事会の機能

- ・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。【5-2-①A)、B)、C)】
- ・理事の選考に関する規定を整備し、理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しており、理事の出席状況も良好である。【5-2-①A)、B)】

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- ・管理運営機関の意思決定においては、管理側と教学側の意思決定の円滑化は適切に図られている。【5-3-①A)、B)、C)】
- ・管理運営の相互チェックについては、監事は寄附行為に基づき適切な手続きを経て選任しており、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務または財産の状況について意見を述べている。【5-3-②B)】
- ・評議員の選任は寄附行為に基づき適切に行っており、評議員会の諮問事項等その運営は適切である。【5-3-②C)】

5-4. 財務基盤と収支

- ・中長期的計画に基づく財務運営を行っている。【5-4-①A)、B)】
- ・安定した財務基盤を確立している。【5-4-②A)】
- ・使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入に努力している【5-4-①C)】

5-5. 会計

- ・学校会計基準、経理規程などに基づく会計処理を適正に実施している【5-5-①A)】
- ・予算は予算編成規程、予算編成方針に基づき予算配分を行なっており、予算と著しく乖離がある決算額科目については、補正予算を編成している。【5-5-①B)】
- ・会計監査などを行なう体制を整備し、厳正に実施している。【5-5-②A)】
- ・監事と監査法人の公認会計士とは、監事による監査前にミーティングを行い、会計士から総括意見と指摘事項の報告を受けることで会計処理の適正を維持している。【5-5-②A)】

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」について基準を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

A)本学では、令和 5(2023)年度に「太成学院大学 内部質保証の方針」を策定し、大学ホームページで公表している。【資料 6-1-1】

B)内部質保証の方針は、本学の使命、目的を実現し、自ら行う教育、研究及び社会貢献について、質の向上を図るとともに、適切な水準であることを自らの責任において明示し、内部質保証の取り組みを恒常的に推進するものとする。本学の内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価会議とし、内部質保証推進プロジェクトにおいて、学内の内部質保証の推進を行う。』と定めている。【資料 6-1-2】

C)内部質保証の組織体制は、以下のとおりに定めている。

『本学において内部質保証は、学長を議長とする教育職員と事務職員の管理職で構成された教職協働の自己点検・評価会議が中心となり、内部質保証推進プロジェクトにより推進する。

教育研究活動、学生支援活動に関する情報収集・分析は学長室 IR 部門を中心に事務局各課や学部・学科、全学組織がそれぞれ行う。得られた情報は各種会議体へ提供する。』【資料 6-1-2】

1) 自己点検・評価会議【資料 6-1-3】

本学における内部質保証の推進に責任を負う組織とする。学部・学科、全学組織等からの評価・検証の結果を全学的な観点で評価・検証し、その結果を学長に報告するとともに学部・学科、全学組織等に対して改善・改革等の策定の指示を行う。

学部・学科、全学組織等は、改善・改革等の策定を行い、学長にその策定案を報告・提言する。

2) 大学運営会議【資料 6-1-4】

学部・学科、全学組織等で策定された改善・改革等の策定案に基づいた方針・計画は、大学運営会議に諮問する。

大学運営会議に諮問の後、教授会の議を経て、学長が方針・計画の決定を行う。

3) 学長室 IR 部門【資料 6-1-5】

教育研究活動や学生支援活動に関する情報収集・分析を行い、各種会議体へ情報提供を行う。

情報収集・分析は、主に全学的な内容について行う。

D)内部質保証の PDCA サイクルは、『本学における内部質保証の PDCA サイク

ルは、太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図に則って行う。』と定めている。【資料 6-1-2】【資料 6-1-6】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 6-1-1】 大学ホームページ (情報公開/13 内部質保証)
- 【資料 6-1-2】 太成学院大学 内部質保証の方針
- 【資料 6-1-3】 太成学院大学 自己点検・評価に関する規程
- 【資料 6-1-4】 太成学院大学 大学運営会議規程
- 【資料 6-1-5】 太成学院大学 学長室 IR (Institutional Research) 部門運営細則
- 【資料 6-1-6】 太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- A) 「内部質保証の方針」に従い、内部質保証推進プロジェクトが推進の責任を負う組織として位置付けたが、自己点検・評価会議とともに恒常的で、かつ継続的に全学的な理解を図り、「質保証」の PDCA サイクルを回しながら様々な取組みを行い、点検・評価を行っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- A) 大学機関別認証評価第 3 期に向けて本学では全教職員を対象に令和 4(2022)年 8 月に、認証評価制度に関する SD 研修を実施した。教職員一人ひとりが自己点検・評価の重要性等を理解することを目的とした。【資料 6-2-1】
- B) 自己点検・評価の項目は、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準、基準項目、評価の視点に準拠することを大学運営会議及び学部の教授会で決定している。【資料 6-2-2】
- C) 本学の内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価は、本学の内部質保証の方針およびアセスメント・ポリシーを基に、太成学院大学 内部質保証体系図・PDCA サイクル図に則り、実施している。【資料 6-2-3~5】
- D) 学長室 IR 部門で情報収集・分析されたデータに基づき、2022TGU グランドデザインプロジェクト、各会議体、大学運営会議及び学部の教授会などで協議、検討、報告等を行い、共有を図りながら点検・評価を経て、改善方策を検討している。【資料 6-2-6~8】
- E) 入学前・入学直後における内部質保証は、アドミッション・ポリシーで求める能力・意欲が身についているかという視点で、入学試験、調査書等のアセスメ

- ント項目について、2022TGU グランドデザインプロジェクト、入学試験会議、大学運営会議・各学部教授会で実施している。【資料 6-2-3・4】【資料 6-2-9～11】
- F)入学時に入学に至る経緯や意欲・本学へのイメージ等について「新入生アンケート」のデータをもとに学生募集活動への反映に活用している。また、「新入生アンケート」結果は、大学運営会議・各学部教授会で周知し、大学ホームページで公開している。【資料 6-2-12】
- G)学長室 IR 部門による「学修及び満足度アンケート」、「学修状況」、「授業評価アンケート」等の結果は、大学ホームページで広く公表している。
【資料 6-2-13・14】
- H)卒業生の現状を把握するとともに、今後の進路支援や教育の質の向上に活用することを目的に、卒業生対象にアンケート調査（在学中の学び及び現在の在職等の状況）を実施した。加えて、第一志望就職率、現在の仕事についての充実度等を調査した。また、本学卒業生が就職した企業・病院等を対象としてアンケート調査（本学卒業生に対する期待度・印象、今後本学に望む教育内容等）を実施した。卒業生に対する社会人基礎力等の意見をいただき、今後の進路支援や教育活動の参考として活用した。
調査結果については、大学運営会議及び全学部教授会に提供され、分析・検討が加えられた。また、ホームページ上でも情報を公開した。【資料 6-2-13】
【資料 6-2-15～17】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

A)本学におけるガバナンスや教育改善、教育改革につなげるために、令和3(2021)年度より学長室 IR 部門を設置している。IR 部門では以下の業務を行っている。

1. 本学における教育・研究に関する学内外の諸情報の収集・分析
2. 学生の学修動向、教育の成果等に関する調査の実施及び分析
3. 中期目標及び中期計画の策定支援
4. 自己点検、評価の支援
5. 学長の諮問事項
6. その他 IR に関する総合的施策の推進

学長室 IR 部門では、これら 1～6 の業務を遂行し、2022TGU グランドデザインプロジェクトや大学運営会議・各学部教授会にて報告・情報提供をおこない、本学の質の向上に努めている。(図 6-2-1) 【資料 6-2-14】

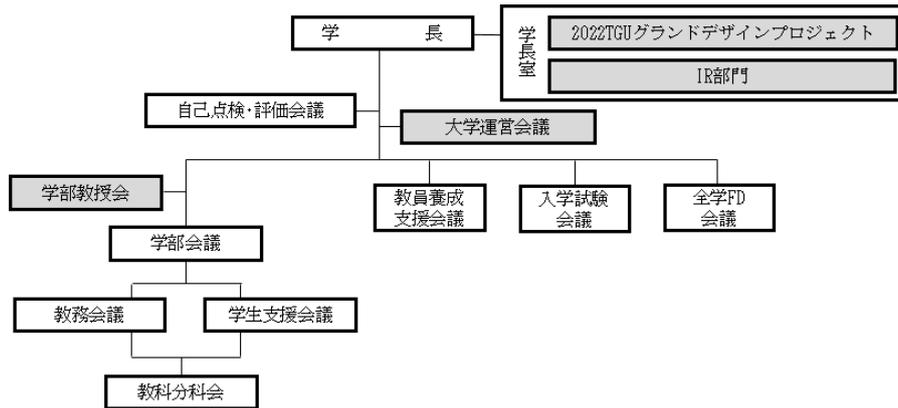


図 6-2-1 学長室 IR 部門の運営組織図の配置

B) 本学の IR は、「太成学院大学 アセスメント・ポリシー」に記載された各指標の収集及び分析を行っている。収集及び分析の結果は、2022TGU グランドデザインプロジェクト、大学運営会議や学部の教授会などに提供され、点検・評価に資する資料となっている。【資料 6-2-5】【資料 6-2-18】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 6-2-1】 令和 4 (2022)年 8 月認証評価に関する研修実施について
- 【資料 6-2-2】 自己点検・評価及び大学機関別認証評価について (会議資料)
- 【資料 6-2-3】 太成学院大学 内部質保証の方針
- 【資料 6-2-4】 太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図
- 【資料 6-2-5】 太成学院大学 アセスメント・ポリシー
- 【資料 6-2-6】 看護学部の教育課程の検討
- 【資料 6-2-7】 修学支援新制度に関する現況調査
- 【資料 6-2-8】 総合教養科目群編成・実施の検討について (留学生版)
- 【資料 6-2-9】 2022TGU グランドデザインプロジェクト 議題 (一例)
- 【資料 6-2-10】 2023(令和 5)年度第 1 回入学試験会議 議題
- 【資料 6-2-11】 令和 6(2024)年度入試判定等に対する会議への提議
- 【資料 6-2-12】 令和 5(2023)年度新入生アンケート 調査結果
- 【資料 6-2-13】 大学ホームページ (情報公開/11 その他教学に関すること)
- 【資料 6-2-14】 太成学院大学 学長室 IR (Institutional Research) 部門運営細則
- 【資料 6-2-15】 卒業生に関する就職先アンケート結果 (2022 年度)
- 【資料 6-2-16】 卒業生に関するアンケート結果 (2022 年度)
- 【資料 6-2-17】 第一志望就職率について
- 【資料 6-2-18】 令和 6(2024)年度 大学運営会議 議事録 (第 2 回)

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

A) 自主・自律的な大学運営の PDCA サイクルを恒常的、継続的に回すためには客観的データに基づくことが重要である。そのことから令和 3(2021)年に学長室 IR 部門を設置した。アセスメント・ポリシーの各指標等の情報収集と分析を行っているが、情報収集

されていない指標等もあり、また分析が十分でない指標もある。今後は一層の情報収集と分析を行い、自己点検・評価に資するよう努めてゆく。また多くの情報を広く社会に向けて公表していく。

- B)令和 3(2021)年度入学者選抜より、大学入学者選抜改革に沿って入学者選抜の大幅な見直しをおこなった。令和 5(2024)年度に見直し後初めての卒業となるため、入学時から在学中、卒業までのデータを分析し、それらをアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れのために活用することで、さらなる改善に努めていきたい。
- C)学長室 IR 部門は、分析に必要なデータが蓄積されてきているため、自己点検・評価にさらに活用できるよう、各種データを統合し精度の高い分析結果を共有できる体制の整備を進め、実施状況等を踏まえながら改善を図っていく。
- D)卒業生アンケート調査や卒業生の就職先アンケートで得られた、「資格取得」、「コミュニケーション力」、「対人的スキル」、「社会人基礎力」等の事項について、これらの能力を醸成するセミナーの実施を検討していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A)本学は、「内部質保証の方針」、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」に則って大学の使命・目的の達成のために教育活動に係わるすべての「取組み」に、評価・改善に基づく方針の策定(P-1)⇒方針に基づく計画(P-2)⇒実施(D)⇒データに基づく評価(C)⇒改善(A)を教育研究組織及び事務組織等に求めている。

【資料 6-3-1～3】

B)教育研究組織及び事務組織等で行われる「取組み」は、「大学レベル」、「学部・学科レベル」、「科目レベル」などの各レベルで PDCA サイクルを回すため、情報収集・分析を担う学長室 IR 部門、大学運営の重要事項を協議・検討する教職協働の学長の諮問機関である「2022TGU グランドデザインプロジェクト」、情報の共有や実施を担う大学運営会議や学部の教授会、学部内会議体、全学組織などのそれぞれの組織体が有機的に連携している。最終的に「取組み」に対しては「自己点検・評価会議」で点検・評価され、その結果を受け、次の「取組み」につなげる仕組みをとっている。【資料 6-3-4】

C)大学の基幹となる「授業」においても授業計画(シラバス)の作成(P)⇒授業(D)⇒成績評価(成績評価割合及び GPA)・授業評価アンケート(C)⇒教育改善プラン報告書(A)の PDCA サイクルに則した仕組みをとっている。【資料 6-3-5～8】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 6-3-1】 太成学院大学 内部質保証の方針
- 【資料 6-3-2】 太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図
- 【資料 6-3-3】 太成学院大学 自己点検・評価に関する規程
- 【資料 6-3-4】 自己点検・評価及び大学機関別認証評価について (会議資料)
- 【資料 6-3-5】 学びの道標 (みちしるべ) (学修支援計画書) (記載様式)
- 【資料 6-3-6】 成績評価算出ファイル(記載書式)
- 【資料 6-3-7】 授業評価アンケート アンケート項目
- 【資料 6-3-8】 教育改善プラン報告書(記載様式)

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- A)教育研究組織及び事務組織の役職者及び取組みの実施責任者は概ね内部質保証の方針や PDCA サイクルの仕組みを理解し、それに沿って取組みを実施している。しかし、それ以外の教育職員及び事務職員への内部質保証の方針や PDCA サイクルの仕組みの浸透や理解は、まだまだ不十分である。今後は教育研究組織及び事務組織の役職者及び取組みの実施責任者が率先して他の教職員に内部質保証の方針や PDCA サイクルの仕組みについて積極的に働きかけを行っていく。
- B)各々の組織体は、概ね機能しているが、一層機能性を有するためには学長のリーダーシップの下、各々の組織体の不断の努力が必要であり、実効性を持ち、有効性のある取組みがなされるように、大学全体のチェック機能体制も改善していく。

【基準 6 の自己評価】

6-1. 内部質保証の組織体制

- ・内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立については、「太成学院大学 内部質保証の方針」を策定し運用している。学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価会議が内部質保証の責任を負う組織として、内部質保証プロジェクトが学内における改善を推進する組織として体制を整え、責任体制を確立している。【6-1-①A)、B)、C)、D)】

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- ・内部質保証のための自己点検・評価については、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準、基準項目、評価の視点に準拠し、本学の内部質保証の方針およびアセスメント・ポリシーを基に、太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図に則り実施している。【6-2-①A)、B)、C)、D)】
- ・アドミッション・ポリシーは、入学試験や新入生アンケート等により点検・評価している。【6-2-①E)、F)】
- ・学長室 IR 部門では、情報の収集・分析を行っており、例えば学修及び満足度に関するアンケートを行っている。【6-2-①G)】
- ・内部質保証のために、就職に関連した調査として、卒業生や就職先にアンケートを行い、今後の進路支援や教育活動の参考として活用している。【6-2-①H)】
- ・本学におけるガバナンスや教育改善、教育改革につなげるために、学長室 IR 部門を設

置している。IR 部門ではアセスメント・ポリシーに記載された各指標について情報収集・分析している。それらのデータを関連する会議や教授会等に提供し、点検・評価に資する資料として活用しており、本学の内部質保証は適切に実施されている。

【6-2-②A)、B)】

6-3. 内部質保証の機能性

- ・ 本学では「内部質保証の方針」、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」に則って、内部質保証のための PDCA サイクルを機能させている。その際、3つのポリシーを起点とし「大学レベル」、「学部・学科レベル」、「科目レベル」などの各レベルで PDCA を回すため「学長室 IR 部門」、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」、大学運営会議、各学部の教授会、全学組織等の組織体が有機的に連携し、それらの取組みを「自己点検・評価会議」で点検・評価しており、大学運営の改善・向上に向けた取組みにつなげている。【6-3-①A)、B)、C)】

以上のことから、基準 6「内部質保証」について基準を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み

A-1. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み

A-1-① 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の具体的方策と自己点検・評価

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の具体的方策と自己点検・評価

- A) 高大連携の目的は本学の教育研究の成果を積極的に高等学校に提供することで社会貢献に寄与し、また受講者に大学の講義内容に興味をもってもらえることで、大学で学ぶモチベーションを喚起することである。本学では高等学校等の要望にこたえる形で、「模擬授業」（進学への動機づけ等を目的として高校内で実施する進学説明会での学科内容説明のためのものを含む）を実施してきた。また高等学校と連携協定や覚書を交わし、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図っている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】
- B) 本学は併設高等学校として「太成学院大学高等学校」があり、併設校との高大連携として本学教員による模擬授業を実施している。【資料 A-1-3】
- C) 高等学校教員を対象に年 2 回実施している入試説明会で本学の高大連携として提供できるテーマを資料として配付している他、高等学校の訪問時に持参し、近隣の高等学校に高大連携の体験授業を紹介している。【資料 A-1-4】

【エビデンス集(資料編)】

- 【基準 A-1-1】 令和 5(2023)年度高大連携出張授業一覧
- 【基準 A-1-2】 高大連携協定書
- 【基準 A-1-3】 2023 年度太成学院大学高等学校太成学院大学高大連携講座
- 【基準 A-1-4】 2023 年体験授業一覧

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- A) 18 歳人口の減少や本学の周辺他大学で本学と同系統の学部・学科の新設や改組が行われ、学生募集における本学を取り巻く環境はさらに厳しい状況にあるが、大学の運営が厳しくなっている現状のみの改善策としての「高大連携」ではなく、高等学校の生徒に大学での教育はどういったものなのか、どういうことを学び、学ぶために高等学校で何を学んでおかなければならないのか等、高等学校と大学の双方にとって生徒一人ひとりの能力を伸ばす視点に立ったプログラムを検討していく。
- B) 本学のコンセプトである「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を高大連携に組み込むプログラムを検討し、周辺高等学校や併設校に提供して生徒の成功体験として

いただける高大連携に発展させる。

[基準 A の自己評価]

- ・ 高大連携は本学の教育研究の成果を積極的に高等学校に提供することで社会貢献に寄与し、また受講者に大学の講義内容に興味をもっていただくことで、大学で学ぶモチベーションを喚起することを目的としている。本学教育職員は、大学の使命・目的に基づいた「高大連携」を学内外で実施し、高等教育・大学教育の活性化につなげている。

【A-1-①A)、B)】

以上のことから、基準 A「大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み」について基準を満たしていると判断する。

基準 B. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み

B-1. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み

B-1-① 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の具体的方策と自己点検・評価

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の具体的方策と自己点検・評価

- A) 教員免許状の取得を目指す本学学生の教育支援や教育実習の充実等のために、「教員養成支援会議」を設置し、学部内の教育研究組織「教務会議」、「各教科分科会」と連携を図り、教員養成の支援を行っている。【資料 B-1-1】
- B) 教職・教育支援センターは、本学で取得可能な教員免許状の取得のための学修支援や教員になるための様々な情報の提供、就職支援、さらに基礎学力の向上やその他の学修支援をおこなうことを目的として設置している。【資料 B-1-2】
- C) 教員免許状を目指す本学学生に対して、学内ホームページ、教職・教育支援センターの教職課程スケジュールの「教員免許取得までのロードマップ」及び「幼稚園・小学校・保健体育・情報・養護の各教員免許取得までのロードマップ」を学生が随時、閲覧できるように搭載している。学生へのガイダンス等による履修指導は「学びのトリセツ」、「学生必携」記載の「教育実習履修要件」、My TGU.net に掲載の「教員免許状取得に係る科目一覧」を利用して学生に周知している。【資料 B-1-3～7】
- D) 学生の教育実習においては、「教育・保育・養護実習に係わる学校・園・施設への巡回訪問・電話連絡について」、「教育実習・保育実習・養護実習指導教員へのお願い」の資料を実習指導教員に配布し、対応している。それに伴い、実習指導教員は、実習開始後 1 週間以内に実習校に電話連絡を行い、学生の実習状況について把握している。また、1 週間経過後は、実習生より実習中間報告書が提出される。記載内容は健康状態、1 週間経過しての感想である。その報告書を実習指導教員、教職・教育支援センター長、教務課で情報共有をしている。

【資料 B-1-8~10】

- E)各教育員会が公表している教員採用選考テストの大学推薦制度の本学における選考方法は、教員養成支援会議にて選考方法を検討し、学生の希望を募って選考し、大学として学生の推薦を行っている。推薦書の記載は、学生のゼミ担当教員に依頼をして最終確認を担当教員と教職・教育支援センター長で確認をしている。
- その結果として、令和 5(2023)年度は、大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストに 1 名、大阪府公立学校教員選考テストに 1 名、堺市立学校教委員採用選考試験に 1 名が合格した。【資料 B-1-11】
- F)養護教諭免許状を希望する学生に対して、養護実習を行うにあたり、実際に保健室を見学し、勤務する養護教諭から現場の話を聞く学外の学校保健室の見学を計画し実施している。【資料 B-1-12】
- G)講師登録を希望する学生に対して学内ホームページの「教職・教育支援センターページ」の新着情報一覧にて各自治体からの講師登録会の案内、採用登録会等の情報を希望学生に周知している。【資料 B-1-13】
- H)教員養成支援会議のメンバーが中心となり教員免許取得希望の 3 年次生を対象として令和 5(2023)年度教員採用試験対策講座を 11 月より翌年の 3 月まで毎月 1 回実施した(1 月は未実施)。実施内容として 11 月は、大阪市教育委員会の教職員人事課担当者が来学して、大阪市における教員採用選考テストについて説明会を実施した。12 月は堺市教育委員会の教職員人事課担当者が来学して、堺市における教員採用選考テストについて説明会を実施した。2 月以降は教員養成支援会議のメンバーで、教員採用試験記試験対策として教職・一般教養の過去問の実施、教員採用試験面接試験に対する心構え、面接試験の応答ポイント、個人面接・学生同士の模擬面接等を実施した。【資料 B-1-14】
- I)教職課程の履修状況は、大学運営会議及び各学部の教授会に本学で取得可能な教職免許種について、「仮登録」、「本登録」、「教育実習履修者」、「教員免許取得者の割合」を報告している。【資料 B-1-15】
- J)令和 5(2023)年 2 月の教員養成支援会議で検討し作成した、2023 年度における「教育実習・保育実習・養護実習の報告」を 3 月の大学運営会議及び各学部の教授会において報告を行っている。報告内容は、①教育実習への参加状況、②報告事項、③教育実習巡回報告書より(気づいた点・次年度に向けた課題等)④次年度に向けてとなっている。
- また、「2023 年度教職関係就職状況の報告」も同様に行なっている。教員採用試験に現役合格した学生は 2 名、子ども園・幼稚園等に就職した学生は 4 名、常勤講師・非常勤講師が決定している学生は 4 名、講師登録をしている学生は 12 名であった。【資料 B-1-16・17】
- K)教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報の公表を大学ホームページで公開している。【資料 B-1-18】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 B-1-1】 太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図
- 【資料 B-1-2】 2024 年度 学生必携《56 ページ》
- 【資料 B-1-3】 太成学院大学 学内ホームページ《新着情報一覧》
- 【資料 B-1-4】 教職課程スケジュール (4 年間)
- 【資料 B-1-5】 教員免許取得までのロードマップ
- 【資料 B-1-6】 『学びのトリセツ』(2024 年度)《72～74 ページ》
- 【資料 B-1-7】 大学ホームページ (情報公開/5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事/教員養成に係る授業科目・講義概要 (シラバス))
- 【資料 B-1-8】 2023 年度 教育実習に係わる学校・園・施設への巡回訪問・電話連絡について
- 【資料 B-1-9】 2023 年度 教育実習指導教員へのお願い
- 【資料 B-1-10】 実習中間報告書 (様式)
- 【資料 B-1-11】 2023(令和 5)年度 教員採用選考試験における大学推薦の結果について
- 【資料 B-1-12】 2023(令和 5)年度「事前・事後指導」における学外学校保健室見学の実施について
- 【資料 B-1-13】 講師登録の案内 (大阪市講師登録の会の案内) (一例)
- 【資料 B-1-14】 2023(令和 5)年度教員採用試験対策講座の開講について
- 【資料 B-1-15】 令和 5(2023)年度教職課程履修状況一覧
- 【資料 B-1-16】 2023 年度 教育実習・保育実習・養護実習の報告
- 【資料 B-1-17】 2023 年度 教職関係就職状況の報告
- 【資料 B-1-18】 大学ホームページ (情報公開/10 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報の公表)

(3) B-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- A)教員志望の学生が減少している昨今、本学においても教育実習終了後に、教員への就職希望を取りやめる学生が増加している。今後は、教職課程履修学生の科目履修の負担、継続的な教職課程の履修指導等、教育実習後の学生へのサポート等を実施していく。そのためには、学生が求める支援を的確に捉えるようなアンケートの実施、分析を行い、教員養成の支援を行っていく。
- B)公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施が、各自治体にて令和 6(2024)年度実施の教員採用試験から行われている。本学においても 3 年次生の教員採用試験対策講座について、教員養成支援会議で検討し対応していく。

[基準 B の自己評価]

- ・教員養成は、学生が教員免許を取得できるように組織的、系統的に支援している。
【B-1-①A)、B)、C)、D)、E)、F)、D)、J)】
- ・教員になるための就職支援も行っている。【B-1-G)、H)】

以上のことから、基準 B「大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み」について基準を満たしていると判断する。

V. 特記事項

特になし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は、学則第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	本学の学部は、学則第 2 条に定めている。	1-2
第 87 条	○	修業年限については、学則第 3 条第 1 項に定めている。	3-1
第 88 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	3-1
第 89 条	○	早期卒業の特例については、学則第 25 条第 2 項に定めている。	3-1
第 90 条	○	入学資格は、学則第 8 条に定め、募集要項に明記している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授その他の職員については、学則第 33 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、学則第 34 条に定めている。	4-1
第 104 条	○	学位の授与については、学則第 26 条及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 105 条	-	本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していない。	3-1
第 108 条	-	本学は短期大学を設置していないため、該当しない。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価に関する規程を定め、自己点検・評価を行い、その結果を大学ホームページに公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動については、大学ホームページに公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員、技術職員については、学則第 33 条に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	2-1
第 132 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則記載事項については、学則第 2 章（学部、学科、学生定員及び修業年限、第 2 条、第 3 条）、第 3 章（学年、学期及び休業日、第 4 条～第 6 条）、第 4 章（入学、退学及び休学、第 7 条～第 17 条）、第 6 章（卒業及び学士号、第 24 条、第 25 条）、第 5 章（教育課程及び履修方法等、第 18 条～第 20 条、第 22 条）、第 7 章（入学検定料、入学金、授業料その他の費用、第 27 条～第 32 条）、第 11 章（表彰及び懲戒、第 42 条、第 43 条）、第 15 章（学生寮、第 47 条）においてそれぞれ定めている。	3-1 3-2
第 24 条	-	指導要録法令対象外。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生に対する懲戒の手続きについては、学則第 43 条に定めている。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿については、各管轄部署において作成し、保管している。	3-2
第 143 条	-	代議員会、専門委員会等の設置については、定めがない。	4-1
第 146 条	-	科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算については、定めがない。	3-1

太成学院大学

第 147 条	○	早期卒業認定の要件については、学則第 25 条第 2 項に定めている。 履修科目の登録の上限は、履修規程第 4 条第 2 項に定め運用している。	3-1
第 148 条	-	特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業をおこなう学部を設置していない。	3-1
第 149 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	3-1
第 150 条	○	入学資格は、学則第 8 条に定め、募集要項に明記している。	2-1
第 151 条	-	本学は飛び級入学制度を導入していないため、該当しない。	2-1
第 152 条	-	本学は飛び級入学制度を導入していないため、該当しない。	2-1
第 153 条	-	本学は飛び級入学制度を導入していないため、該当しない。	2-1
第 154 条	-	本学は飛び級入学制度を導入していないため、該当しない。	2-1
第 161 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	2-1
第 162 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については、学則第 5 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学生又は科目等履修生の学修証明書(単位修得証明書)を交付している。	3-1
第 164 条	-	本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していない。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 3 条第 3 項および学則別表 5 で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針として、各学部・学科ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	点検及び評価については、自己点検・評価に関する規程を定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、大学ホームページに公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位の授与については、学則第 26 条及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 178 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	2-1
第 186 条	○	編入学は、学則第 12 条第 1 項に定め、募集要項に明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守するとともに、自己点検・評価を行うことにより、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	各学部・学科の教育研究上の目的については、学則第 2 条 2 項に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	太成学院大学入学試験会議を設置し、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて入学者選抜を実施している。	2-1
第 3 条	○	本学の学部は、学則第 2 条に定めている。	1-2
第 4 条	○	本学の学科は、学則第 2 条に定めている。	1-2
第 5 条	-	本学では課程は設置していない。	1-2
第 6 条	-	学部以外の教育研究上の基本となる組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2

太成学院大学

第 7 条	○	教育研究実施組織等については、大学設置基準を満たす内容で設置し運営している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	授業科目については、その内容により担当教員を適切に配置し、開講している。	3-2 4-2
第 9 条	○	授業を担当しない教員を置くことができる。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	本学の専任教員数については、大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	組織的な研修等については、FD 研修や SD 研修、UD 研修を適切に実施しており、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営、及び教育内容等の改善を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長の資格については、学長専任規程第 2 条に定めている。	4-1
第 13 条	○	教授の資格については、教育職員選考規程第 2 条に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	准教授の資格については、教育職員選考規程第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	講師の資格については、教育職員選考規程第 4 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	助教の資格については、教育職員選考規程第 4 条の 2 に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格については、教育職員選考規程第 4 条の 3 に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は学則第 2 条第 1 項に定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程については、本学の教育目的、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針に基づき、適切に編成している。また、教育課程の編成については、教務会議にて教育課程及び授業に関する事項について話し合いを行う。	3-2
第 19 条の 2	-	連携開設科目は設置していない。	3-2
第 20 条	○	各学部・各学科における教育課程については、学則第 18 条第 2 項及び別表 1 に定めている。	3-2
第 21 条	○	単位の計算方法については、学則第 20 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	一年間の授業期間については、学則第 20 条の 2 項に定めている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間については、学則第 20 条の計算方法により必要な時間数を実施している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、授業の内容、方法及び施設、設備、その他の教育上の諸条件を考慮し、適切に構成している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法については、「講義」「演習、実習及び実技科目」「卒業論文、卒業研究、卒業製作、ゼミ論文、ゼミレポート等の授業科目」又はこれらの併用で実施し、また、各授業科目のシラバスに授業形態を明示、大学のホームページに公表している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示については、各授業科目のシラバスに授業形態を明示、大学のホームページに公表している。	3-1
第 26 条	-	昼夜開講制は設置していない。	3-2
第 27 条	○	単位の計算方法については、学則第 21 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については、「履修規程」第 4 条第 2 項に定める。	3-2
第 27 条の 3	-	連携開設科目は設置していない。	3-1

太成学院大学

第 28 条	○	他学部又は他大学等における授業科目の履修等については、「履修規程」第 8 条第 2 項に定めている。	3-1
第 29 条	-	大学以外の教育施設等における学修については、定めていない。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、学則第 23 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	長期にわたる教育課程の履修については、学則第 19 条第 2 項に定めている。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、学則第 37 条第 3 項及び「科目等履修生規程」に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、学則第 24 条及び別表 2 に定めている。	3-1
第 33 条	-	医学・歯学に関する学科を設置していない。	3-1
第 34 条	○	本学の校地については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	本学の運動場等については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	本学の校舎については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	本学の校地の面積については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎の面積については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料及び図書館については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	-	第 39 条の学部又は学科の設置はしていない。	2-5
第 39 条の 2	-	薬学部を設置していないので該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	-	二以上の校地において教育研究を行っていない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、大学設置基準を満たしている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については適切である。	1-1
第 41 条	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	-	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-5
第 43 条	-	共同教育課程は設置していない。	3-2
第 44 条	-	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 45 条	-	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 46 条	-	共同教育課程は設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	-	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 48 条	-	共同教育課程は設置していない。	2-5

太成学院大学

第 49 条	-	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 49 条の 2	-	工学に関する学科は設置していない。	3-2
第 49 条の 3	-	工学に関する学科は設置していない。	4-2
第 49 条の 4	-	工学に関する学科は設置していない。	4-2
第 58 条	-	外国に学部・学科は設置していない。	1-2
第 59 条	-	学校教育法第 103 条に該当しない。	2-5
第 61 条	-	新たな大学等を設置していない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位の授与については、学則第 26 条及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、「学位規程」第 3 条に定めている。	3-1
第 10 条の 2	-	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 13 条	○	学位を授与するための方法等については、「学位規程」に定め、厳正に対処している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「太成学院大学ガバナンス・コード」を定め、教育の質の向上及び運営の透明性を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法に基づき、理事、監事、評議員、職員等に対して、特別な利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備え置き及び閲覧については、学校法人天満学園寄附行為第 38 条 2 項に定めている。	5-1
第 35 条	○	役員については、学校法人天満学園寄附行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員については、民法第 644 条による善管注意義務を負う。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、学校法人天満学園寄附行為第 15 条及び第 16 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、学校法人天満学園寄附行為第 7 条及び第 9 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、学校法人天満学園寄附行為第 6 条及び第 7 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、学校法人天満学園寄附行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、学校法人天満学園寄附行為第 12 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、学校法人天満学園寄附行為第 18 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	評議員会への意見聴取事項については、学校法人天満学園寄附行為第 22 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については適切に実施されている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、学校法人天満学園寄附行為第 19 条に定めている。	5-3

太成学院大学

第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任については、学校法人天満学園寄附行為第 25 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、学校法人天満学園寄附行為第 25 条を準拠する。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の時連帯責任については、学校法人天満学園寄附行為第 25 条を準拠する。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用については、学校法人天満学園寄附行為第 26 条及び第 27 条に定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄付行為変更等の認可等については、学校法人天満学園寄付行為第 45 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画については、学校法人天満学園寄附行為第 35 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、学校法人天満学園寄附行為第 36 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、学校法人天満学園寄附行為第 38 条及び第 39 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等については、学校法人天満学園寄附行為第 14 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、学校法人天満学園寄附行為第 41 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公開については、学校法人天満学園寄附行為第 39 条及び第 45 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2

太成学院大学

第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2

太成学院大学

第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5

太成学院大学

			3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準（該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2

太成学院大学

第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	「該当なし」
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人天満学園 寄付行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	『Campus Guide 2024』（大学案内）		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	太成学院大学 学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	太成学院大学 2024 募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	2024 年度 学生必携		
【資料 F-6】	事業計画書		

太成学院大学

	1) 学校法人天満学園 令和5年度 事業計画書 2) 学校法人天満学園中期ビジョン・事業計画プロジェクト2025 3) 学校法人天満学園中期ビジョン・事業計画プロジェクト2030 4) 太成学院大学 ガバナンス・コード2024	【資料 F-6-1】 【資料 F-6-2】 【資料 F-6-3】 【資料 F-6-4】
【資料 F-7】	事業報告書 学校法人天満学園 令和5年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ・キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 1) 法人の規程一覧及び規程集 2) 大学の規程一覧及び規程集	【資料 F-9-1】 【資料 F-9-2】
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 理事等の役員名簿及び令和5（2023）年度理事会等の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） 決算等計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 1) 履修規程 2) 『学びのトリセツ』（2024年度） 3) 「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」 3) -1 経営学部現代ビジネス学科 3) -2 人間学部子ども発達学科初等教育コース 3) -3 人間学部子ども発達学科保育コース 3) -4 人間学部健康スポーツ学科 3) -5 人間学部心理カウンセリング学科 3) -6 看護学部看護学科	【資料 F-12-1】 【資料 F-12-2】 【資料 F-12-3】 【資料 F-12-4】 【資料 F-12-5】 【資料 F-12-6】 【資料 F-12-7】 【資料 F-12-8】
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 学則 別表5「三つのポリシー」	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（該当なし）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 改善報告書（平成29（2017）年度受審）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	太成学院大学 学則 「第 1 条」	
【資料 1-1-2】	太成学院大学 学則 「第 2 条の 2」	
【資料 1-1-3】	令和 2(2020)年度第 8 回大学運営会議 主専攻・副専攻制の導入について	
【資料 1-1-4】	太成学院大学 学則 「第 19 条の 2」	
【資料 1-1-5】	太成学院大学 学則 「第 25 条」	
【資料 1-1-6】	令和 2(2020)年度第 8 回大学運営会議 太成学院大学と放送大学との連携について	
【資料 1-1-7】	卒業生に関するアンケート結果(2022 年度)	
【資料 1-1-8】	卒業生に関する就職先アンケート結果(2022 年度)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	太成学院大学 学則 「第 1 条」、「第 2 条」	
【資料 1-2-2】	太成学院大学 学則 「第 49 条」	
【資料 1-2-3】	大学ホームページ (情報公開/1 教育研究上の目的および方針に関すること)	
【資料 1-2-4】	令和 6(2024)年度新入生オリエンテーションスケジュール	
【資料 1-2-5】	教員連絡用ページ(ホーム/3 つの方針、アセスメントポリシー)	
【資料 1-2-6】	太成学院大学 学則 「別表 5」	
【資料 1-2-7】	太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図	
【資料 1-2-8】	太成学院大学 学長室ランドデザインプロジェクト部門運営細則	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	太成学院大学 2024 入試ガイド	
【資料 2-1-2】	大学ホームページ (情報公開/1 教育研究上の目的および方針に関すること)	【資料 1-2-3】 と同じ
【資料 2-1-3】	太成学院大学 入学試験会議規程	
【資料 2-1-4】	2022TGU グランドデザインプロジェクト 議題 (一例)	
【資料 2-1-5】	アドミッション・ポリシー及び 2024 年度入試制度について	
【資料 2-1-6】	2023 年度入試結果について (抜粋)	
【資料 2-1-7】	入試制度の現状分析報告	
【資料 2-1-8】	太成学院大学インターネット出願サイト https://e-apply.jp/ds/tgu/	
【資料 2-1-9】	太成学院大学 入試問題専門部会細則	
【資料 2-1-10】	2024 年度入試 学科試験留意事項・試験監督要領 (一例)・面接実施要領	
【資料 2-1-11】	2020~2024 年度 入学定員・志願者数・合格者数・入学者数・入学定員充足率	
【資料 2-1-12】	2023 太成学院大学公式ホームページリニューアルについて	
【資料 2-1-13】	オープンキャンパスダイレクトメール	
【資料 2-1-14】	オープンキャンパスプログラム (一例)	
【資料 2-1-15】	2024(令和 6)年度入学生データの報告 (抜粋)	
【資料 2-1-16】	2024(令和 6)年度募集 3~12 月オープンキャンパス報告	
【資料 2-1-17】	2024 年度教員対象入試説明会案内状	

【資料 2-1-18】	新入生アンケート_太成学院大学の志望順位	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 6(2024)年度新入生オリエンテーションスケジュール	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 2-2-2】	TGU.net 利用ガイド	
【資料 2-2-3】	Start Guide for TGU Life	
【資料 2-2-4】	太成学院大学 アドバイザ制度運用マニュアル	
【資料 2-2-5】	2024 年度 学生必携 《57 ページ》	
【資料 2-2-6】	医学書院 e テキスト ご利用ガイド	
【資料 2-2-7】	退学防止に係る学生相談室の設置について	
【資料 2-2-8】	「フラットホッと～あなたの未来相談室～」周知ポスター及び担当表	
【資料 2-2-9】	太成学院大学 履修規程 「第 11 条の 2」	
【資料 2-2-10】	太成学院大学 履修規程 「第 18 条」	
【資料 2-2-11】	Student Assistant マニュアル	
【資料 2-2-12】	2024(令和 6)年度 SA(Student Assistant)修学奨励生募集要項	
【資料 2-2-13】	2 年次クラスへの SA 配置希望調査票	
【資料 2-2-14】	SA 研修会資料	
【資料 2-2-15】	SA 認定証	
【資料 2-2-16】	在宅看護領域：難病疾病患者との交流	
【資料 2-2-17】	2024 年度 学生必携 《34～35 ページ》	
【資料 2-2-18】	令和 5(2023)年度健康調査票	
【資料 2-2-19】	令和 5(2023)年度 人間学部教授会議事録（第 1 回）	
【資料 2-2-20】	学生対応記録：中途退学・休学および留年などへの対応	
【資料 2-2-21】	学籍異動指導内容報告書	
【資料 2-2-22】	2024（令和 6）年度生入学前準備教育について	
【資料 2-2-23】	アセスメントテスト（PROG テスト）実施について	
【資料 2-2-24】	2023 年度 学期末試験・補講・リメディアル時間割表（一例）	
【資料 2-2-25】	2023(令和 5)年度経営学部・人間学部「修学指導としての修学面談」の代替実施について【第 9 回大学運営会議資料】	
【資料 2-2-26】	大学ホームページ（学費・奨学金制度）	
【資料 2-2-27】	2022 年度退学者、退学理由の分析	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 2-3-2】	学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）「キャリア開発入門」「ビジネスコミュニケーション」「キャリアデザイン」	
【資料 2-3-3】	2023 年度 就職（キャリア）カルテ（様式）	
【資料 2-3-4】	2023 年度 就職サポートセミナー計画（一例）	
【資料 2-3-5】	学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）「インターンシップ（学校）」「インターンシップ（企業）」	
【資料 2-3-6】	2023 年度インターンシップ等スケジュール（堺・南大阪地域インターンシップ等推進協議会）	
【資料 2-3-7】	ボランティア実習 実施要項	
【資料 2-3-8】	ボランティア派遣依頼について（室戸市）	
【資料 2-3-9】	「さつき野夏まつり」の開催について	
【資料 2-3-10】	災害医療訓練へのボランティアの御協力について（大阪急性期・総合医療センター）	
【資料 2-3-11】	令和 5 年度 児童養護施設 和泉幼児院 夏の体験ボランティア募集について	
【資料 2-3-12】	太成学院大学 令和 5 年度病院説明会プログラム	
【資料 2-3-13】	「My TGU.net」企業求人情報検索	

太成学院大学

【資料 2-3-14】	人事採用ご担当者の皆様へ	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	太成学院大学 大学運営会議規程	
【資料 2-4-2】	太成学院大学 アドバイザ制度運用マニュアル	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-3】	教育後援会に関する資料一式	
【資料 2-4-4】	太成学院大学 学生表彰規程	
【資料 2-4-5】	太成学院大学 学生懲戒規程	
【資料 2-4-6】	2024 年度 学生必携《9、14～18、28・29、32～45 ページ》	
【資料 2-4-7】	『学びのトリセツ』(2024 年度)《100～102 ページ》	
【資料 2-4-8】	ニュースリリース「応援ランチ開催案内」	
【資料 2-4-9】	証明書発行方法の変更についての告知文	
【資料 2-4-10】	スマレジ：マルチ決済端末の使い方	
【資料 2-4-11】	2024 年度 学生必携《31・32 ページ》	
【資料 2-4-12】	新入生へのメッセージ	
【資料 2-4-13】	防犯キャンパスネットワーク大阪	
【資料 2-4-14】	2023 年度 避難訓練（1 年次対象）について	
【資料 2-4-15】	無料シャトルバスダイヤ	
【資料 2-4-16】	太成学院大学 2024 募集要項《7～9 ページ》	
【資料 2-4-17】	2024(令和 6)年度 SA(Student Assistant)修学奨励生募集要項	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 2-4-18】	【JASSO 奨学金】 在学採用 1 次（新規・追加申込）について（貸与型のみ）	
【資料 2-4-19】	『Campus Guide 2024』（大学案内）《56 ページ》	
【資料 2-4-20】	2024 年度 学生必携《13～14 ページ》	
【資料 2-4-21】	オリコ学費サポートプラン、楽天銀行の教育ローンのご案内	
【資料 2-4-22】	女子学生専用マンション スカイフィル喜志のご案内	
【資料 2-4-23】	学生アパート等の物件案内パンフレット	
【資料 2-4-24】	さつき祭パンフレット	
【資料 2-4-25】	2024 年度 学生必携《35、40 ページ》	
【資料 2-4-26】	「フラットホッと～あなたの未来相談室～」関係資料一覧	
【資料 2-4-27】	令和 5(2023)年度カフェ&スイーツ 実施報告	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	各業者点検結果報告書	
【資料 2-5-2】	建築物定期調査結果書・消防用設備等点検結果報告書	
【資料 2-5-3】	中期（5 カ年）計画（令和 6 年度）	
【資料 2-5-4】	心理カウンセリング演習室写真・教授会議事録（第 12 回議事録）	
【資料 2-5-5】	食堂・コミュニティホールとプラザの写真・学友会資料	
【資料 2-5-6】	シャトルバス特別運行依頼書	
【資料 2-5-7】	教卓点検対象一覧・教卓メンテナンス作業チェックリスト	
【資料 2-5-8】	学内巡視点検管理資料	
【資料 2-5-9】	東館熱源更新工事工程表・工事メール	
【資料 2-5-10】	警備請負契約書・警備実施要領書	
【資料 2-5-11】	避難訓練計画書	
【資料 2-5-12】	2024 年度 学生必携《69～77 ページ》	
【資料 2-5-13】	施設利用メール	
【資料 2-5-14】	実習室利用可能時間表	
【資料 2-5-15】	各講義室のマルチメディア機器一覧	
【資料 2-5-16】	2024 年度 学生必携《60～63 ページ》	
【資料 2-5-17】	2023(令和 5)年度 図書館利用統計（報告）	

【資料 2-5-18】	春学期「教職員推薦書コーナー」展示図書の推薦について	
【資料 2-5-19】	秋学期「教職員推薦書コーナー」展示図書の推薦について	
【資料 2-5-20】	新入生対象図書館利用説明について	
【資料 2-5-21】	メディアセンター図書館の利用について	
【資料 2-5-22】	2024 年度 学生必携《71～77 ページ》	
【資料 2-5-23】	東館 1 階バリアフリー前・後の写真	
【資料 2-5-24】	令和 6(2024)年度 学部学科ユニット別学生数一覧	
【資料 2-5-25】	(スポーツ実践実習) 学生向け説明資料	
【資料 2-5-26】	2024(令和 6)年度人間学部「基礎ゼミ I・II」履修登録について	
【資料 2-5-27】	2024 年度 コマ数一覧(専任・兼任)(抜粋)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	新入生アンケート結果(令和 6(2024)年度)(抜粋)	
【資料 2-6-2】	学修及び満足度アンケート結果(令和 5(2023)年度)(抜粋)	
【資料 2-6-3】	令和 4(2022)年度大学運営会議議事録(第 3 回)及び 令和 5(2023)年度大学運営会議議題(第 2 回)	
【資料 2-6-4】	大学ホームページ(情報公開/11 その他教学に関すること)	
【資料 2-6-5】	食堂・コミュニティホールとプラザの写真・学友会資料	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 2-6-6】	授業評価アンケート結果(抜粋)	
【資料 2-6-7】	教育改善プラン報告書(見本)	
【資料 2-6-8】	太成学院大学 アドバイザ制度運用マニュアル	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-6-9】	相談窓口の案内ページ	
【資料 2-6-10】	2024 年度 学生必携《35 ページ》	
【資料 2-6-11】	「フラットとホット～あなたの未来相談室～」関係資料一覧	【資料 2-4-26】と同じ
【資料 2-6-12】	健康調査に関する資料	
【資料 2-6-13】	女子寮 1 年生に対する面談資料	
【資料 2-6-14】	デジタル教科書に関するアンケート集計結果	
【資料 2-6-15】	学修環境(ICT)に関する学生向けアンケート集計結果	
【資料 2-6-16】	学食アンケート用紙	
【資料 2-6-17】	(入学予定者向け) iPad 準備のお願い[看護学部]	
【資料 2-6-18】	パソコン推奨スペックのお知らせ[人間学部・経営学部]	
【資料 2-6-19】	「心理カウンセリング演習室」設置機器の準備方針	
【資料 2-6-20】	学修及び満足度アンケート 新旧対照	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	太成学院大学 学長室グランドデザインプロジェクト部門運営細則	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 3-1-2】	三つの方針、コース(主専攻・副専攻)、教育課程、学事歴等に関する事項について(第 16 回)議題	
【資料 3-1-3】	令和 5(2023)年度大学運営会議議事録(第 2 回)	
【資料 3-1-4】	令和 5(2023)年度経営学部教授会議事録(第 2 回)	
【資料 3-1-5】	令和 5(2023)年度人間学部教授会議事録(第 2 回)	
【資料 3-1-6】	令和 5(2023)年度看護学部教授会議事録(第 2 回)	
【資料 3-1-7】	2024 年度 学生必携《2 ページ》	
【資料 3-1-8】	太成学院大学 学則 「第 2 条の 2」	
【資料 3-1-9】	大学ホームページ(情報公開/1 教育研究上の目的および方針に関すること)	【資料 1-2-3】と同じ

太成学院大学

【資料 3-1-10】	2024 年度 学生必携《7 ページ》	
【資料 3-1-11】	令和 5 (2023) 年度 学修及び満足度アンケート結果 (抜粋)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-1-12】	2024 (令和 6) 年度 三つの方針について	
【資料 3-1-13】	令和 6 (2024) 年度新入生オリエンテーションスケジュール	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-1-14】	三つの方針、コース (主専攻・副専攻)、教育課程、学事歴等に関する事項について (第 18 回) 議題	
【資料 3-1-15】	三つの方針、コース (主専攻・副専攻)、教育課程、学事歴等に関する事項について (第 17 回) 議題	
【資料 3-1-16】	人間学部 三つの方針の変更について	
【資料 3-1-17】	太成学院大学 学則 「第 20 条」から「第 22 条」	
【資料 3-1-18】	太成学院大学 履修規程 「第 11 条」「第 18 条」	
【資料 3-1-19】	大学ホームページ (情報公開/5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること)	
【資料 3-1-20】	令和 5 年度 学業成績 (秋学期) のお知らせ (人間学部)	
【資料 3-1-21】	成人看護学実践実習 ルーブリック (一例)	
【資料 3-1-22】	令和 5(2023)年度 進級判定資料 (一例)	
【資料 3-1-23】	令和 5(2023)年度 卒業判定資料 (一例)	
【資料 3-1-24】	太成学院大学 学則 「別表 2」	
【資料 3-1-25】	授業開始にあたって(お願い) (一例)	
【資料 3-1-26】	学期末試験実施資料一式	
【資料 3-1-27】	2023 年度秋学期学期末試験・再評価期間における不正行為防止対策案	
【資料 3-1-28】	太成学院大学 履修規程 「第 3 条の 3」	
【資料 3-1-29】	看護学実践実習 評価方法 (一例)	
【資料 3-1-30】	実習総括用紙 (記載様式)	
【資料 3-1-31】	2023 年度経営学部 FD 研修会 (式次第)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	三つの方針、コース (主専攻・副専攻)、教育課程、学事歴等に関する事項 (第 17 回) 議題	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-2-2】	令和 5(2023)年度大学運営会議議事録 (第 2 回)	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	令和 5(2023)年度経営学部教授会議事録 (第 2 回)	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-4】	令和 5(2023)年度人間学部教授会議事録 (第 2 回)	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-2-5】	令和 5(2023)年度看護学部教授会議事録 (第 2 回)	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-6】	大学ホームページ (情報公開/1 教育研究上の目的および方針に関すること)	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 3-2-7】	2024 年度 学生必携《7 ページ》	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-2-8】	2024 (令和 6) 年度 三つの方針について	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 6(2024)年度新入生オリエンテーションスケジュール	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-2-10】	太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 3-2-11】	太成学院大学副専攻に関する規則	
【資料 3-2-12】	大学ホームページ (情報公開/5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること)	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-2-13】	太成学院大学看護学部看護学科の教育課程を変更する理由等について (文部科学省看護師課程変更申請書)	
【資料 3-2-14】	令和 2(2020)年度カリキュラム検討委員会 議事録	
【資料 3-2-15】	総合教養科目群編成・実施の検討について	
【資料 3-2-16】	2024(令和 6)年度プレースメント・テスト結果 (抜粋)	
【資料 3-2-17】	『学びのトリセツ』(2024 年度) 看護学部教育課程表	
【資料 3-2-18】	学びの道標 (みちしるべ) (学修支援計画書) 看護学部 「アセンブリ・アワー」	
【資料 3-2-19】	『学びのトリセツ』(2024 年度) 経営学部教育課程表	

【資料 3-2-20】	授業評価アンケート アンケート項目	
【資料 3-2-21】	教育改善プラン報告書（記載様式）	
【資料 3-2-22】	2023 年度 経営学部 FD 研修会開催について	
【資料 3-2-23】	経営学部 FD 研修会資料	
【資料 3-2-24】	看護学実践実習 評価方法（一例）	【資料 3-1-29】と同じ
【資料 3-2-25】	成人看護学実践実習 ルーブリック（一例）	【資料 3-1-21】と同じ
【資料 3-2-26】	看護学部デジタル教科書・eナーストレーナー 収録動画	
【資料 3-2-27】	基礎看護学実習室の使用について（一例）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	太成学院大学 アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	令和 5(2023)年度 GPA・単位修得率状況	
【資料 3-3-3】	令和 6(2024)年度 大学運営会議 議事録（第 2 回）	
【資料 3-3-4】	太成学院大学 大学運営会議規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 3-3-5】	令和 5(2023)年度 学修及び満足度アンケート結果（抜粋）	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-6】	大学ホームページ（情報公開／11 その他教学に関すること）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-7】	国家試験対策模試結果報告 会議資料（2～4 年次）	
【資料 3-3-8】	授業評価アンケート結果（抜粋）	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 3-3-9】	教育改善プラン報告書（見本）	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 3-3-10】	成績評価算出ファイル(記載書式)	
【資料 3-3-11】	2023(令和 5)年度春学期 学部別・教員別・授業科目別 単位授与率及び GPA 一覧（一例）	
【資料 3-3-12】	修学状況データ（一例）	
【資料 3-3-13】	太成学院大学 学則 「第 22 条の 2」	
【資料 3-3-14】	太成学院大学 履修規程 「第 11 条の 2」	
【資料 3-3-15】	2023(令和 5)年度 全学 FD 研修会について	
【資料 3-3-16】	令和 6(2024)年度 PROG 解説会日程一覧	
【資料 3-3-17】	令和 5(2023)年度教職課程履修状況一覧	
【資料 3-3-18】	年間履修登録単位数の上限（CAP）の変更について	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	太成学院大学 大学運営会議規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 4-1-2】	太成学院大学 教授会規程	
【資料 4-1-3】	太成学院大学 教務会議規程	
【資料 4-1-4】	太成学院大学 副学長選任規程	
【資料 4-1-5】	太成学院大学 学務長選任規程	
【資料 4-1-6】	学校法人天満学園 事務組織規程	
【資料 4-1-7】	太成学院大学 事務局連絡会議細則	
【資料 4-1-8】	太成学院大学 学長室グランドデザインプロジェクト部門運営細則	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 4-1-9】	太成学院大学 学長室 IR (Institutional Research) 部門運営細則	
【資料 4-1-10】	学校法人天満学園 職員の職名等に関する規程	
【資料 4-1-11】	太成学院大学 教育職員就業規則	
【資料 4-1-12】	太成学院大学 事務職員就業規則	
【資料 4-1-13】	太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図	【資料 1-2-7】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	太成学院大学 教育職員選考規程	

【資料 4-2-2】	太成学院大学 教育職員資格審査会議規程	
【資料 4-2-3】	太成学院大学 専任教育職員昇任規程	
【資料 4-2-4】	太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 4-2-5】	太成学院大学 全学 FD 会議規程	
【資料 4-2-6】	2023(令和 5)年度 全学 FD 研修会について	【資料 3-3-15】と同じ
【資料 4-2-7】	2023 年度第 1 回看護学部 FD 研修資料レジュメ	
【資料 4-2-8】	2023 年度第 2 回 FD 研修会開催のお知らせ	
【資料 4-2-9】	第 2 回看護学部 FD 研修会アンケート結果報告	
【資料 4-2-10】	2023 年度 経営学部 FD 研修会開催について	【資料 3-2-22】と同じ
【資料 4-2-11】	経営学部 FD 研修会資料	【資料 3-2-23】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	太成学院大学 事務職員就業規則	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 4-3-2】	太成学院大学 全学 FD 会議規程	【資料 4-2-5】と同じ
【資料 4-3-3】	2021 年度第 1 回 UD 研修の開催について	
【資料 4-3-4】	令和 4 (2022)年 8 月認証評価に関する研修実施について	
【資料 4-3-5】	2023(令和 5)年度全学 FD 研修会について (PROG テスト教員向け研修会)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	各棟 研究室一覧	
【資料 4-4-2】	太成学院大学 教育職員就業規則	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 4-4-3】	太成学院大学 専任教育職員勤務時間等に関する規程	
【資料 4-4-4】	太成学院大学 教務会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-4-5】	太成学院大学 学生支援会議規程	
【資料 4-4-6】	授業評価アンケート結果 (抜粋)	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 4-4-7】	太成学院大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-8】	太成学院大学 研究費の管理に関する規程	
【資料 4-4-9】	太成学院大学 教育職員教育研究費内規	
【資料 4-4-10】	太成学院大学 コンプライアンス教育の実施について	
【資料 4-4-11】	太成学院大学 コンプライアンス教育の実施について (動画資料)	
【資料 4-4-12】	コンプライアンス教育に関する誓約書 (様式)	
【資料 4-4-13】	太成学院大学 コンプライアンス・研究倫理推進体制	
【資料 4-4-14】	コンプライアンス教育 (資料)	
【資料 4-4-15】	コンプライアンス教育に関する誓約書 提出確認表	
【資料 4-4-16】	研究倫理審査の流れ	
【資料 4-4-17】	太成学院大学 研究倫理審査申請書 (様式)	
【資料 4-4-18】	太成学院大学 研究協力依頼書 同意書 (様式)	
【資料 4-4-19】	太成学院大学 審査結果通知書 (様式)	
【資料 4-4-20】	研究倫理審査手続きの変更について	
【資料 4-4-21】	教員対象・研究倫理教育の実施について	
【資料 4-4-22】	教員対象・研究倫理教育の実施について (動画資料)	
【資料 4-4-23】	教員対象・研究倫理教育配付資料	
【資料 4-4-24】	研究倫理教育受講証明書について	
【資料 4-4-25】	研究倫理教育受講証明書交付願 (様式)	
【資料 4-4-26】	研究倫理受講証明書 (様式)	
【資料 4-4-27】	太成学院大学 研究倫理に関する誓約書 (様式)	
【資料 4-4-28】	学生対象研究倫理教育の実施について	
【資料 4-4-29】	学生対象研究倫理教育配付資料	

【資料 4-4-30】	研究倫理に関する誓約書 提出確認表	
【資料 4-4-31】	太成学院大学 学会費等にかかる教育職員研究費の取り扱い規程	
【資料 4-4-32】	太成学院大学 科学研究費助成事業事務取扱規程	
【資料 4-4-33】	令和 6(2024)年度科学研究費助成事業公募のメール	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	太成学院大学 教育職員就業規則	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 5-1-2】	太成学院大学 事務職員就業規則	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-1-3】	太成学院大学 臨時事務職員就業規則	
【資料 5-1-4】	太成学院大学 有期事務職員就業規則	
【資料 5-1-5】	学校法人天満学園 情報の公開および開示に関する規程	
【資料 5-1-6】	太成学院大学 教授会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-7】	太成学院大学 大学運営会議規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 5-1-8】	LED 工事関係資料	
【資料 5-1-9】	発電表示パネル写真	
【資料 5-1-10】	紙類のリサイクル資料	
【資料 5-1-11】	太成学院大学 キャンパス・ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-12】	2024 年度 学生必携 《47～49 ページ》	
【資料 5-1-13】	2021 年度第 1 回 UD 研修の開催について	【資料 4-3-3】と同じ
【資料 5-1-14】	太成学院大学 消防計画	
【資料 5-1-15】	避難訓練のお知らせとスケジュール	
【資料 5-1-16】	建築物定期調査結果書・消防用設備等点検結果報告書	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 5-1-17】	汚水処理等業者報告書	
【資料 5-1-18】	「フラットホッと～あなたの未来相談室～」案内資料及び室内写真	
【資料 5-1-19】	教職員及び学生の健康診断に係る資料	
【資料 5-1-20】	「フラットホッと ～あなたの未来相談室～」利用状況	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人天満学園役員賠償責任保険について(理事会議事録抜粋)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	太成学院大学 教授会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-2】	太成学院大学 大学運営会議規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 5-3-3】	太成学院大学 教育職員就業規則	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 5-3-4】	太成学院大学 事務職員就業規則	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人天満学園 監事監査規程	
【資料 5-3-6】	太成学院大学 事務局連絡会議細則	【資料 4-1-7】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 5(2023)年度予算編成方針	
【資料 5-4-2】	太成学院大学の学生支援について	
【資料 5-4-3】	令和 1(2019)年度～令和 5(2023)年度 収支状況	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人天満学園 予算編成規程	
【資料 5-5-2】	令和 5(2023)年度予算編成方針	【資料 5-4-1】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大学ホームページ（情報公開／13 内部質保証）	
【資料 6-1-2】	太成学院大学 内部質保証の方針	
【資料 6-1-3】	太成学院大学 自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-4】	太成学院大学 大学運営会議規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 6-1-5】	太成学院大学 学長室 IR (Institutional Research) 部門運営細則	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-1-6】	太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 4 (2022)年 8 月認証評価に関する研修実施について	【資料 4-3-4】と同じ
【資料 6-2-2】	自己点検・評価及び大学機関別認証評価について（会議資料）	
【資料 6-2-3】	太成学院大学 内部質保証の方針	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-4】	太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図	【資料 6-1-6】と同じ
【資料 6-2-5】	太成学院大学 アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-2-6】	看護学部の教育課程の検討	
【資料 6-2-7】	修学支援新制度に関する現況調査	
【資料 6-2-8】	総合教養科目群編成・実施の検討について（留学生版）	
【資料 6-2-9】	2022TGU グランドデザインプロジェクト 議題（一例）	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 6-2-10】	2023（令和 5）年度第 1 回入学試験会議 議題	
【資料 6-2-11】	令和 6(2024)年度入試判定等に対する会議への提議	
【資料 6-2-12】	令和 5(2023)年度新入生アンケート 調査結果	
【資料 6-2-13】	大学ホームページ（情報公開／11 その他教学に関すること）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 6-2-14】	太成学院大学 学長室 IR (Institutional Research) 部門運営細則	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-2-15】	卒業生に関する就職先アンケート結果（2022 年度）	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 6-2-16】	卒業生に関するアンケート結果（2022 年度）	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 6-2-17】	第一志望就職率について	
【資料 6-2-18】	令和 6(2024)年度 大学運営会議 議事録（第 2 回）	【資料 3-3-3】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	太成学院大学 内部質保証の方針	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-3-2】	太成学院大学 内部質保証 体系図・PDCA サイクル図	【資料 6-1-6】と同じ
【資料 6-3-3】	太成学院大学 自己点検・評価に関する規程	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-3-4】	自己点検・評価及び大学機関別認証評価について（会議資料）	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-3-5】	学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）（記載様式）	
【資料 6-3-6】	成績評価算出ファイル（記載書式）	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-3-7】	授業評価アンケート アンケート項目	【資料 3-2-20】と同じ
【資料 6-3-8】	教育改善プラン報告書（記載様式）	【資料 3-2-21】と同じ

基準 A. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み		
【基準 A-1-1】	令和 5(2023)年度高大連携出張授業一覧	
【基準 A-1-2】	高大連携協定書	
【基準 A-1-3】	2023 年度太成学院大学高等学校太成学院大学高大連携講座	
【基準 A-1-4】	2023 年体験授業一覧	

基準 B. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
基準 B. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み		
【資料 B-1-1】	太成学院大学 教育職員・事務職員運営組織図	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 B-1-2】	2024 年度 学生必携《56 ページ》	
【資料 B-1-3】	太成学院大学 学内ホームページ《新着情報一覧》	
【資料 B-1-4】	教職課程スケジュール（4 年間）	
【資料 B-1-5】	教員免許取得までのロードマップ	
【資料 B-1-6】	『学びのトリセツ』（2024 年度）《72～74 ページ》	
【資料 B-1-7】	大学ホームページ（情報公開／5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事／教員養成に係る授業科目・講義概要（シラバス）	
【資料 B-1-8】	2023 年度 教育実習に係わる学校・園・施設への巡回訪問・電話連絡について	
【資料 B-1-9】	2023 年度 教育実習指導教員へのお願い	
【資料 B-1-10】	実習中間報告書（様式）	
【資料 B-1-11】	2023(令和 5)年度 教員採用選考試験における大学推薦の結果について	
【資料 B-1-12】	2023(令和 5)年度「事前・事後指導」における学外学校保健室見学の実施について	
【資料 B-1-13】	講師登録の案内（大阪市講師登録の会の案内）（一例）	
【資料 B-1-14】	2023（令和 5）年度教員採用試験対策講座の開講について	
【資料 B-1-15】	令和 5（2023）年度教職課程履修状況一覧	【資料 3-3-17】と同じ
【資料 B-1-16】	2023 年度 教育実習・保育実習・養護実習の報告	
【資料 B-1-17】	2023 年度 教職関係就職状況の報告	
【資料 B-1-18】	大学ホームページ（情報公開／10 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報の公表）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。